

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
1	要求水準書（案）	4	1	1.2	(7)	①	—	事業期間	真野浄水場（更新）の供用開始日（給水開始）は、真野浄水場（更新）の引渡し日（令和15年3月）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	要求水準書（案）	4	1	1.2	(7)	①		事業期間	「真野浄水場の試運転完了期限は令和14年12月末日を期限とし」とされていますが、それ以前でも問題はないでしょうか。また12月末日以降の場合は、理由書等の提出により認めていただくことは可能でしょうか。	問題ありませんが、支払いについては予算上の制約があります。また令和14年12月末日以降の試運転完了は、原則として認めません。
3	要求水準書（案）	4	1	1.2	(8)			単価合意	「単価合意の方法は、設計及び建設工事請負契約書に示すものとする」とありますが、単価合意の方法は、詳細設計で算出した数量をもとに事業者が積算（金入り設計書を作成）し、貴市の承諾を得るものと考えてよろしいでしょうか。	後日公表する事業契約書（素案）の「設計及び建設工事請負契約書（案）」をご確認ください。
4	要求水準書（案）	4	1	1.2	(8)			単価合意	「単価合意の方法は、設計及び建設工事請負契約書に示すものとする」とありますが、貴市が提案上限価格を積算した日（設計積算基準日）の単価として合意するものと考えてよろしいでしょうか。	後日公表する事業契約書（素案）の「設計及び建設工事請負契約書（案）」をご確認ください。
5	要求水準書（案）	4	1	1.2	(8)			単価合意	総価契約単価合意方式の詳細な実施方法と時期をご提示ください。	後日公表する事業契約書（素案）の「設計及び建設工事請負契約書（案）」をご確認ください。
6	要求水準書（案）	4	1	1.2	(8)			単価合意	総価契約単価合意方式とありますが、本内容を記載された経緯と本方式の基本的な考え方をご教示ください。	経緯については、設計変更に伴う協議を円滑化に資する目的のため記載しました。本方式の基本的な考え方については、後日公表する事業契約書（素案）の「設計及び建設工事請負契約書（案）」をご確認ください。
7	要求水準書（案）	4	1	1.2	(8)			単価合意	総価契約単価合意方式とありますが、単価の合意方法については、事業者の提案書及び提案価格の内訳書に記載の提案単価を、合意単価もしくは合意の基準となる単価と考えてよろしいでしょうか。また総価契約単価合意方式において提案価格（総価）への影響はない（総価の変更はない）と考えてよろしいでしょうか。	後日公表する事業契約書（素案）の「設計及び建設工事請負契約書（案）」をご確認ください。
8	要求水準書（案）	4	1	1.2	(8)			単価合意	仮に単価の合意の基準となる価格が「公共工事労務単価」や「建設物価」等の公共単価である場合、提案価格全体の総価への影響はないものと考えてよろしいでしょうか。加えて、単価の合意行為によって、物価スライド及び設計変更等を除き、提案時の提案総価、事業契約の締結時の総価及び事業者の実設計後の工事費内訳書の総価間には影響がない（総価の変更はない）と理解してよろしいでしょうか。	後日公表する事業契約書（素案）の「設計及び建設工事請負契約書（案）」をご確認ください。
9	要求水準書（案）	4	1	1.2	(8)			単価合意	仮に単価の合意の基準となる単価が「公共工事労務単価」や「建設物価」等の公共単価である場合、受託後に左記単価の物価スライドが発生した際は、物価スライドが合意単価に適用され、工事価格（総価）も同様に变更されるものと考えてよろしいでしょうか。また対価の改定基準となる業務ごとの物価指標等は、事業契約書やその他公表資料に提示されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。物価変動の詳細については、後日公表する事業契約書（素案）の「設計及び建設工事請負契約書（案）」をご確認ください。
10	要求水準書（案）	4	1	1.2	(8)			単価合意	仮に単価の合意の基準となる単価が「公共工事労務単価」や「建設物価」等の公共単価であり、物価スライドを本公共単価をもとに実施する場合、単価の合意ができない費用（例えば公共単価が無く、いわゆる機器製作品であり見積対象物等）の物価スライドについては、別途物価指標を定め、清算ルールが提示されるものと考えてよろしいでしょうか。	後日公表する事業契約書（素案）の「設計及び建設工事請負契約書（案）」をご確認ください。
11	要求水準書（案）	4	1	1.2	(8)			単価合意	総価契約単価合意方式とありますが、本方式の基本的な考え方をご教示ください。	後日公表する事業契約書（素案）の「設計及び建設工事請負契約書（案）」をご確認ください。
12	要求水準書（案）	4	1	1.2	(8)			単価合意	総価契約単価合意方式とありますが、単価の合意方法については、事業者の提案書及び提案価格の内訳書に記載の提案単価をもとに、単価を合意すると考えてよろしいでしょうか。また、当初契約において、単価合意の結果により、提案価格（総価）が変更になることはあるのでしょうか。	後日公表する事業契約書（素案）の「設計及び建設工事請負契約書（案）」をご確認ください。
13	要求水準書（案）	4	1	1.2	(8)			単価合意	「総価契約単価合意方式とする」とありますが、物価上昇に伴うスライド変更は採用されるとの認識でよろしいでしょうか。	物価変動の詳細については、後日公表する事業契約書（素案）の「設計及び建設工事請負契約書（案）」をご確認ください。
14	要求水準書（案）	4	1	1.2	(8)			単価合意	「総価契約単価合意方式とする」とありますが、事業期間が長い場合、物価上昇に伴うスライド変更の場合は総価も変更になるという認識でよろしいでしょうか。	物価変動の詳細については、後日公表する事業契約書（素案）の「設計及び建設工事請負契約書（案）」をご確認ください。
15	要求水準書（案）	4	1	1.2	(8)			単価合意	物価スライドを実施する場合、単価の合意の基準となる価格が「公共工事労務単価」や「建設物価」等の公共単価であればその比較ができますが、公共単価が無く、特殊な製作品など見積対象物における物価スライドについてはどのようにお考えでしょうか。	後日公表する事業契約書（素案）の「設計及び建設工事請負契約書（案）」をご確認ください。
16	要求水準書（案）	4	1	1.2	(8)			単価合意	価格提案について総価契約単価合意方式とのことですが、単価を合意する項目は募集要項段階で事前に提示されるのでしょうか、それとも、提案するのでしょうか。	後日公表する事業契約書（素案）の「設計及び建設工事請負契約書（案）」をご確認ください。
17	要求水準書（案）	4	1	1.2	(8)			単価合意	「総価契約単価合意方式とする」とありますが、物価上昇に伴うスライド変更は採用されるとの認識でよろしいでしょうか。	物価変動の詳細については、後日公表する事業契約書（素案）の「設計及び建設工事請負契約書（案）」をご確認ください。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
18	要求水準書（案）	4	1	1.2	(8)			単価合意	「総価契約単価合意方式とする」とありますが、事業期間が長いと、物価上昇に伴うスライド変更の場合には総価も変更になるという認識でよろしいでしょうか、ご教示ください。	物価変動の詳細については、後日公表する事業契約書（素案）の「設計及び建設工事請負契約書（案）」をご確認ください。
19	要求水準書（案）	4	1	1.3	(1)			表-1 用語の定義	用語「更新改良」の定義に「設備の更新改良、新設等」とありますが、設備については用語「更新及び改良」、「新設」で定義されていますので、用語「更新改良」の定義にあります「設備の更新改良、新設等」という文言は削除いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
20	要求水準書（案）	5	1	1.3	(1)			用語の定義（補修・修繕）	計画修繕（補修）や突発修繕（補修）について定義されており、補修や修繕について個々には定義されておられません。「補修」「修繕」の定義についてお示しください。	施設の損傷、腐食、その他劣化が生じた場合、補修は当該部分を基本的に整備することによって、機能や性能を運用に支障のない状態に回復させることです。また修繕は当該部分を更新を含めて整備することによって、機能や性能を運用に支障のない状態又は当初の状態に回復させることです。
21	要求水準書（案）	6	1	1.3	(3)	①		更新改良業務の対象となる施設	現状の施設・設備は、各規制値に適合されたものとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書（案）	7	1	1.3	(4)		表-2 表-4	更新改良施設の施設能力（取水ポンプ・浄水場）（送水ポンプ）	取水ポンプ・送水ポンプの能力検討のため、時間当たりの計画送水量についてご教示ください。	時間あたりの計画送水量はないため、時間あたりの実績送水量を参考資料に追加します。追加参考資料のDISC4「4-19_真野浄水場等の時間水量データ_令和元～5年度」をご確認ください。また、仰木低区配水池への送水方法や送水フローは今後実施を予定している資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
23	要求水準書（案）	7	1	1.3	(4)			表-2 更新改良施設の施設能力（取水ポンプ・浄水場）	更新改良後の浄水能力は48,000m <sup>3</sup> /日ではないでしょうか。	要求水準書（案）P7の表-2更新改良施設の施設能力（取水ポンプ・浄水場）に示すとおり、更新改良後の施設能力は45,000m <sup>3</sup> /日です。なお、各施設及び設備の容量計算に用いる設定水量は事業者提案とします。
24	要求水準書（案）	7	1	1.3	(4)			施設能力について	表-3 「更新改良施設の施設能力（配水池）」内に「*1現状の配水池容量を示す。なお、耐震補強後の配水池容量は可能な限り多く確保すること。」とありますが、最低限確保な容量がありましたらご教示ください。	ありません。
25	要求水準書（案）	7	1	1.3	(4)			表-2 更新改良施設の施設能力（取水ポンプ・浄水場）	*2に「本事業期間中、二度の使用許可の更新を予定」とありますが、本事業は令和8年4月1日～令和18年3月31日ですので、事業終了時に一度だけ更新があるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）P18（2）設計業務に示すとおり、水利使用許可申請等は、事業期間中の令和14、17年度の2回を予定しています。
26	要求水準書（案）	7	1	1.3	(4)			表-2 更新改良施設の施設能力（取水ポンプ・浄水場）	*3に「現状（水利使用許可更新前）においても本表の最大取水量の範囲内となるように取水量を制御すること。」とありますが、本事業の開始時は令和8年4月1日で現水利使用許可の更新後となりますので、この記載内容は当てはまらないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書（案）	8	1	1.3	(5)	①	表-5	水質管理に関する要求水準	このpHの要求水準では、原水濁度が高い場合はアルカリ剤による調整が必要となります。本事業と同様な既設の浄水処理システムにおいて、水道法の水質基準は遵守されており、pHの要求水準は原水濁度が高い場合は除外頂けませんでしょうか。	ご意見として承ります。
28	要求水準書（案）	8	1	1.3	(5)	①	表-5	水質管理に関する要求水準	表-8に取水量、配水量の日平均値と日最大値の運転実績が示されていますが、日最小値の運転実績についてもご教示ください。	追加参考資料のDISC4「4-20_浄水場水量データ（6浄水場）_H21～R5」をご確認ください。
29	要求水準書（案）	8	1	1.3	(5)	①		水質管理に関する要求水準について	「浄水及び給水栓水の水安全計画に基づく水質管理目標値を定め、その確保に努める。」とありますが、貴市が定める水安全計画をご教示ください。	追加参考資料のDISC5「4-30_水安全計画」をご確認ください。
30	要求水準書（案）	8	1	1.3	(5)	①		表-5 水質管理の要求水準	濁度はろ過池出口で測定となっていますが、ろ過池各池の出口濁度でしょうか。ろ過池の集合水をイメージしていますでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりです。
31	要求水準書（案）	8	1	1.3	(5)	①		水質管理に関する要求水準	表-5には「水素イオン濃度_pH6.5～pH7.5*1_急速攪拌池」と記載されています。また*1注意書きに「数値については現施設における水安全計画に基づく目標値」と記載されています。急速攪拌池の水素イオン濃度上限値はpH7.5を超過しても、要求水準の未達にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりです。表-5は注釈に記載のとおり、現施設における現時点の水安全計画に基づく目標値であり、状況に応じて変更が必要です。よって具体的な状況にもよりますが、直ちに要求水準の未達になるものではありません。なお、新しい施設ができれば、その施設に見合った値を検討することになると考えています。現行の水安全計画の詳細については追加参考資料のDISC5「4-30_水安全計画」をご確認ください。
32	要求水準書（案）	8	1	1.3	(5)	①		水質管理に関する要求水準	表-5は対象浄水場5か所に共通した水質管理の要求水準との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。なお、詳細については追加参考資料のDISC5「4-30_水安全計画」をご確認ください。
33	要求水準書（案）	8	1	1.3	(5)	①		水質管理に関する要求水準	表-5において、急速攪拌池の水素イオン濃度は、注釈で「現施設における水安全計画に基づく目標値」との記載があります。仮に、運転維持業務期間内に貴企業局の水安全計画でpHの目標値が変更され、pH調整剤の使用量が増加した場合には、実施方針の別表3リスク分担表の「本市の帰責事由による事業内容・用途の変更に起因する運転維持管理費の増大」に該当し、貴市で費用を負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
34	要求水準書（案）	8	1	1.3	(5)	①		水質管理に関する要求水準	表-5の「水質管理の要求水準」に、「浄水池の遊離残留塩素は、0.6mg/L～1.0mg/L」とありますが、同章に、「表-5の範囲にあっても給水区域末端部での遊離塩素濃度は0.1mg/L以上を維持すること」とあるため、必要な場合には浄水池・配水池の遊離残留塩素の上限値1.0mg/Lを超過しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	原則、要求水準書（案）に記載のとおりです。ただし、必要な場合は市と協議のうえ、認めます。
35	要求水準書（案）	8	1	1.3	(5)	①		水質管理目標値	「なお事業者は、原水水質、浄水方法・条件及び水道法の水質基準等を踏まえ、浄水及び給水栓水の水質管理目標値を定め、その確保に努める。」とありますが、事業者の定める水質管理目標値は、水質管理の要求水準と同じ、またはより厳しい目標値を定めるといふ理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	要求水準書（案）	8	1	1.3	(5)	②		水圧管理に関する要求水準	「表6 水圧管理の要求水準」の注意書きに、「配水管において最低動水圧0.15MPaの配水圧力を確保すること。」と記載されています。「配水管」の具体的な区間を系統毎に教示願います。また、動水圧の現在の測定方法及び頻度、測定場所をご教示願います。さらに、過去5年分の動水圧データの開示をお願いします。	追加参考資料のDISC4「4-27_施設二次圧力センサの管理水準」をご確認ください。なお小関越加圧ポンプ場の管理水準は「目標水圧 0.15MPa ±15%」となっているが、ポンプの設定値を0.15MPaとした場合、運転による変動があり、その変動が±15%あるため、最小動水圧については問題ありません。
37	要求水準書（案）	8	1	1.3	(5)	②		水圧管理	「配水管において最低動水圧0.15MPaの配水圧力を確保すること。」とありますが、現状最低動水圧0.15MPaの配水圧力が確保できているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書（案）	11	1	1.3	(5)	④	表-9	真野浄水場最大排水量	既設浄水場の最大排水量・平均排水量の実績をご教示いただけますでしょうか。	追加参考資料のDISC4「4-20_浄水場水量データ（6浄水場）_H21～R5」をご確認ください。
39	要求水準書（案）	11	1	1.3	(5)	④	表-9	排出水に関する要求水準	表-9に「水利権」との表現がありますが、水質汚濁防止法及び県や貴市の条例等に基づく排出水量の申請水量（上限値）との読み替えでよろしいでしょうか。	表-9のうち、排出する水量については、琵琶湖水利使用許可（水利権）によって上限値が定められています。
40	要求水準書（案）	11	1	1.3	(5)	④	表-9	排出水基準	最大排出量については、真野浄水場は3,300m <sup>3</sup> /日と定められていますが、本水量以下であれば試運転期間中に毎日排出することは問題ないと考えてよろしいでしょうか。また、瞬時の排水量（m <sup>3</sup> /sec）に制約があればご教示ください。	前段はご理解のとおりですが、既設の浄水処理に影響を与えないことが条件となります。後段は瞬時の排水量の制約はありません。
41	要求水準書（案）	11	1	1.3	(5)	⑤		下水道放流水に関する要求水準	「下水道放流施設を有する浄水場（柳が崎浄水場、膳所浄水場、新瀬田浄水場）における下水道排除基準を表-10に示す」とありますが、表-10には八屋戸・真野浄水場についても記載があります。誤記であれば修正いただけますでしょうか。	表-10から八屋戸、真野を削除します。
42	要求水準書（案）	12	1	1.3	(5)	⑤	表-10	下水道排除基準	八屋戸浄水場及び真野浄水場にも下水道排除基準がありますが、今後下水道放流を予定しているのでしょうか。	下水道放流は予定していません。
43	要求水準書（案）	12	1	1.3	(6)			耐震性能	真野浄水場に新設する屋外トイレの耐震性能については建築基準法を満足すればよいと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	要求水準書（案）	13	1	1.3	(7)			構造物、設備等の耐用年数	「品質が確保できることを前提にトータルコストが低減できる場合には～」とありますが、「品質が確保できること」とは、処理において必要能力を満足するという認識でよろしいでしょうか。	「品質確保できること」は、必要能力の満足以外に、要求水準書（案）P53の2.6(1)③（エ）施設の機能確認に示す方法による機能確認において機能に不備がないこと及び同P8～12の1.3(5)水質、水圧及び水量の条件に示す要求事項を満足することを含みます。
45	要求水準書（案）	13	1	1.3	(7)			構造物、設備等の耐用年数について	「上記アセットマネジメントに基づき、・・・長寿命化を求める」とあります。貴市で策定されている更新年数について、例えば機械であれば全機器で一律25年なのでしょうか。それとも機器種毎に設定されていますでしょうか。機器種毎に設定されている場合は、その年数についてご教示ください。	大津市アセットマネジメントにおいては施設単位での更新年数を設定しており、当該年数については、今後実施を予定している資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
46	要求水準書（案）	13	1	1.3	(7)			耐用年数	「品質確保ができることを前提に、トータルコストが低減できる場合には・・・本市が設定している更新基準年数よりも短いものを選定できる。」との記載がありますが、この場合のトータルコストはどのように計算すべきかご教示ください。例えば、更新基準年数30年の電気設備において、耐用年数15年の設備を採用し、15年後に更新で機器入れ替えを実施とした場合、トータルコストの試算において、15年後の費用に関してインフレ率等を勘案する必要がありますでしょうか。	事業者の提案内容により判断します。
47	要求水準書（案）	13	1	1.3	(7)			耐用年数	トータルコスト算出にあたってインフレ率の考慮が必要な場合、根拠とするインフレ率はこういった数字を採用する必要があるかご教示いただきたい。	物価変動の詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
48	要求水準書（案）	13	1	1.3	(8)			契約不適合責任及び保証期間	「事業者の維持管理等に起因する性能未達が、、、」と記載がありますが、性能は1.3基本事項(4),(5),(6)の要求基準/性能が該当するとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	要求水準書（案）	13	1	1.3	(8)			契約不適合責任及び保証期間	各機器の健全性に関して、貴市で何らかの指標を用いて設定した上で引渡しされるということでしょうか。	本市が各機器の健全性に関する指標を定めるのではなく、要求水準書（案）P53の2.6(1)③（エ）業務開始前の施設の機能確認に示すとおり、業務開始前に事業者が機能確認の項目・方法等を提案し、本市と協議してそれらを定め、それを用いて業務終了時の機能確認を行います。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
50	要求水準書（案）	13	1	1.3	(8)			契約不適合責任及び保証期間	想定している性能未達はどのようなものを想定されていますでしょうか。	要求水準書（案）P72の2.6(9)②施設の機能確認に示す方法による機能確認の結果、機能に不備があること及び同P8～12の1.3(5)水質、水圧及び水量の条件に示す要求事項を満たさないことを想定しています。
51	要求水準書（案）	13	1	1.3	(8)			契約不適合責任及び保証期間	性能未達の立証は貴市が実施するという理解でよろしいでしょうか。	性能未達の提起は本市で行いますが、立証については、内容に応じて事業者に依頼することがあります。
52	要求水準書（案）	13	1	1.3	(8)			契約不適合責任及び保証期間について	「事業者は、運転維持管理期間終了後1年の間に、運転維持管理対象施設に関して事業者の維持管理等に起因する性能未達が指摘された場合は～」との記載がありますが、性能未達と判断する項目としては「水質」と「水量」と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）P72の2.6(9)②施設の機能確認に示す方法による機能確認の結果、機能に不備があること及び同P8～12の1.3(5)水質、水圧及び水量の条件に示す要求事項を満たさないことを想定しています。
53	要求水準書（案）	13	1	1.3	(8)			保証期間	「・・・事業者の維持管理等に起因する性能未達が指摘された場合、・・・」との記載がありますが、①『「設計及び建設請負工事契約」に基づく業務における物理的な施設や設備の不適合』と②『「運転維持管理業務契約」の管理履行中に発生させた不具合等』のいずれを指すのでしょうか。	事案より判断します。
54	要求水準書（案）	13	1	1.3	(8)			保証期間	「・・・事業者の維持管理等に起因する性能未達が指摘された場合、・・・」との記載がありますが、①『「設計及び建設請負工事契約」に基づく業務における物理的な施設や設備の不適合』と②『「運転維持管理業務契約」の管理履行中に発生させた不具合等』をさす場合、改修等必要な対応を行う責任を課されるのは、コンソーシアム全体の事業者ではなく、前者の場合は設計及び建設請負工事契約を締結した事業者、後者の場合は運転維持管理業務契約を締結した事業者という理解でよろしいでしょうか。	本市は、「設計及び建設請負工事契約」と「運転維持管理業務契約」以外に、「基本協定」及び「基本契約」を締結するため、改修等に必要な対応は応募グループ内で決定してください。
55	要求水準書（案）	13	1	1.3	(9)			業務実施体制等	総括代理人は事業期間全て現地常駐が原則でしょうか。事業進捗に伴い、常駐期間と事業進捗を事業者が適切に考慮して常駐期間を選択できると理解して宜しいでしょうか。	前段は事業期間全てにおいて、現地常駐は不要です。後段はご理解のとおりです。
56	要求水準書（案）	13	1	1.3	(9)			業務実施体制	事業期間が10年と長期なため、総括代理人・統括工事責任者・業務責任者の途中交代は可能でしょうか。	後日公表する事業契約書（素案）の「設計及び建設工事請負契約書（案）」をご確認ください。
57	要求水準書（案）	13	1	1.3	(9)			業務実施体制等	「総括代理人を1名、更新改良業務を統括し調整する統括工事責任者、運転維持管理業務を統括し調整する業務責任者を各々1名配置すること」とありますが、各技術者の要件、専任の要否、現場常駐の要否、変更の可否についてご教示ください。	後日公表する事業契約書（素案）の「設計及び建設工事請負契約書（案）」をご確認ください。
58	要求水準書（案）	13	1	1.3	(9)			業務実施体制等について	「総括代理人を1名、更新改良業務を統括し調整する統括工事責任者、運転維持管理業務を統括し調整する業務責任者を各々1名配置することとする。」とありますが、各技術者の要件、専任の要否、現場常駐の要否をご教示ください。	後日公表する事業契約書（素案）の「設計及び建設工事請負契約書（案）」をご確認ください。
59	要求水準書（案）	13	1	1.3	(9)			総括代理人	総括代理人の現地常駐は要求されるのでしょうか。	現地常駐は不要です。
60	要求水準書（案）	13	1	1.3	(9)			総括代理人	総括代理人設置にあたり、資格・経験等の要件は求められるのでしょうか。	特にありません。
61	要求水準書（案）	13	1	1.3	(9)			業務実施体制等	総括代理人が、統括工事責任者及び業務責任者の一方を兼務しない場合は、常駐する必要がないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	要求水準書（案）	13	1	1.3	(9)			業務実施体制等	総括代理人は、応募企業もしくは応募グループの中から選任し、代表企業もしくは構成企業のいずれの企業でも構わないという理解でよろしいでしょうか。	責任者の配置・兼務については、今後、整理を行い公表する予定です。詳細については、後日公表する事業契約書（素案）の「設計及び建設工事請負契約書（案）」をご確認ください。
63	要求水準書（案）	13	1	1.3	(9)			業務実施体制について	「総括代理人を1名、更新改良業務を統括し調整する統括工事責任者、運転維持管理業務を統括し調整する業務責任者を各々1名配置すること」とありますが、それぞれ事業期間における途中変更は認められますでしょうか。	後日公表する事業契約書（素案）の「設計及び建設工事請負契約書（案）」をご確認ください。
64	要求水準書（案）	13	1	1.3	(9)			業務実施体制について	「総括代理人、統括工事責任者、業務責任者を各々1名配置すること」とありますが、それぞれ事業期間における途中変更は認められますでしょうか。	後日公表する事業契約書（素案）の「設計及び建設工事請負契約書（案）」をご確認ください。
65	要求水準書（案）	13	1	1.3	(10)			地元貢献	「優先的に市内業者を活用」「市内業者から積極的に購入」との記載がありますが、事業提案の優先交渉権者選定基準として、地元貢献に関する定量的な評価項目をご検討されているのでしょうか。あるいは、あくまで事業者の努力義務であり、評価の対象とはならないと理解してよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示す「優先交渉権者選定基準」をご確認ください。
66	要求水準書（案）	13	1	1.3	(10)			地元貢献	市内事業者とは、市内に本社または本店を有する事業者に加え、支店や営業所、委任先所在地等を市内に有する事業者も含まれますでしょうか。	大津市内に本社を有する企業を指します。
67	要求水準書（案）	13	1	1.3	(10)			地元貢献について	地元貢献について、発注金額、地元貢献金額などにより技術評価点ないしは価格評価点が決定される場合は、定量的な評価基準をご教示ください。	募集要項等公表時に示す「優先交渉権者選定基準」をご確認ください。
68	要求水準書（案）	13	1	1.3	(10)			地元貢献	「以下の点に留意し、優先的に市内事業者を活用した業務実施体制の構築に努めること」とありますが、その度合いは事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示す「優先交渉権者選定基準」をご確認ください。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
69	要求水準書（案）	13	1	1.3	(10)			地元貢献	地元貢献について、協力会社は優先的に市内事業者を活用すること、とのことですが、市内事業者の定義を教えてください。	大津市内に本社を有する企業を指します。
70	要求水準書（案）	13	1	1.3	(10)			地元貢献	地元貢献について、協力会社は優先的に市内事業者を活用すること、とのことですが、提案において配点等の要件が規定されますか。	募集要項等公表時に示す「優先交渉権者選定基準」をご確認ください。
71	要求水準書（案）	13	1	1.3	(10)			地元貢献	優先的に市内事業者を活用とあります、事業者選定時の提案評価項目とされるのでしょうか、また想定されている評価基準はありますか。	募集要項等公表時に示す「優先交渉権者選定基準」をご確認ください。
72	要求水準書（案）	13	1	1.3	(10)			地元貢献	「優先的に市内業者を活用」「市内業者から積極的に購入」との記載がありますが、事業提案の優先交渉権者選定基準として、地元貢献に関する定量的な評価項目をご検討されているのでしょうか。あるいは、あくまで事業者の努力義務であり、評価の対象とはならないと理解してよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示す「優先交渉権者選定基準」をご確認ください。
73	要求水準書（案）	13	1	1.3	(10)			地元貢献	「市内事業者」は、実施方針第2章4(6)に示す「地元企業」（本市内に本社を有する企業）に加えて、企業が本市内に所在する支社、支店、営業所等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	大津市内に本社を有する企業を指します。
74	要求水準書（案）	13	1	1.3	(10)			地元貢献	「市内事業者の技術力の向上、担い手確保及び人材育成等につながる取り組み」とありますが、このうち「担い手確保」とは、どのような取り組みを想定しているかご教示ください。	具体的な取り組み等は想定していません。事業者にてお考えください。
75	要求水準書（案）	13	1	1.3	(10)			地元貢献	地元企業の活用が評価対象となる場合、その市内業者の定義（2次以降の下請業者の評価の有無）、発注金額（率）等の具体的かつ定量的な評価方法をお示しください。また、提案内容が未達の場合のペナルティの有無及びその内容についてもお示しください。現時点でお示しただけでない場合も、コンソーシアム組成に大きな影響がありますので、できるだけ早期にお示しいただきたくお願いします。	前段については、募集要項等公表時に示す「優先交渉権者選定基準」をご確認ください。後段については、具体的な活用方針については事業者提案によるものとし当該提案の内容についてモニタリングにて確認を行います。モニタリングに関しては、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
76	要求水準書（案）	13	1	1.3	(10)			地元貢献	「優先的に市内業者を活用」「市内業者から積極的に購入」との記載がありますが、事業提案の優先交渉権者選定基準として、地元貢献に関する定量的な評価項目をご検討されているのでしょうか。あるいは、あくまで事業者の努力義務であり、評価の対象とはならないと理解してよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示す「優先交渉権者選定基準」をご確認ください。
77	要求水準書（案）	14	1	1.3	(11)	①		法令等	エネルギーの仕様の合理化に関する法律（省エネ法）に関連して、運転管理業務の対象となる施設は、省エネ法における特定事業者該当するのでしょうか。	本施設は省エネ法上の特定事業者該当する施設となります（原油換算1,500kL/年以上の事業所）。ただし、特定事業者は本市となりますので、本市と協調して維持管理を行う必要があります。
78	要求水準書（案）	15	1	1.3	(11)	④		基準・指針等	JWWAやJIS等の規格に準拠することが原則として記載されていますが、一方で、「同等以上の性能を確保した場合などはこの限りではない。」ともあります。例えば、配水池の内面防水を実施する場合は、これに対する性能の適合性等についてメーカーの証明書や保証書を提示するなどして計画を行う必要があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	要求水準書（案）	16	2	2.2	(1)			事前調査業務について	事前調査業務を実施する者の資格要件は特に定めが無いという理解でよろしいでしょうか。	測量や地質調査等、法的な資格を必要とする業務以外は不要です。
80	要求水準書（案）	16	2	2.2	(1)			事前調査業務について	「本業務は、設計業務や工事業務の前に行う事前調査業務であり、具体的には以下の業務を実施するものとする。」とありますが、設計業務、工事業務を通して、(1)事前調査業務内に記載の内容を実施すればよいという理解でよろしいでしょうか。	(1)事前調査業務内に記載している内容は本業務を行うために最低限必要と思われるものを記載しているため、事業者の判断のもと、必要に応じて、追加が必要です。
81	要求水準書（案）	16	2	2.2	(1)			事前調査業務について	「本業務は、設計業務や工事業務の前に行う事前調査業務であり、具体的には以下の業務を実施するものとする。なお、本市が実施済みの調査結果については、開示する。」とありますが、貴市実施済の調査結果は、提案書に内容を反映できるタイミングで開示されるという理解でよろしいでしょうか。	調査結果は、HPで添付した別紙以外はDVDで提供しました参考資料と今後実施を予定している資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。なおこれらの資料が全てとなります。
82	要求水準書（案）	16	2	2.2	(1)			事前調査業務について	「本業務は、設計業務や工事業務の前に行う事前調査業務であり、具体的には以下の業務を実施するものとする。なお、本市が実施済みの調査結果については、開示する。」とありますが、貴市実施済の調査結果について現状開示されている物が全てで、契約後に、これら調査内容と現地の状況に相違があった場合は、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	調査結果は、HPで添付した別紙以外はDVDで提供しました参考資料と今後実施を予定している資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。なおこれらの資料が全てとなります。これら調査結果と現地の状況に相違があった場合は、内容や相違の程度により、設計変更の対象とします。
83	要求水準書（案）	16	2	2.2	(1)			事前調査	市実施済の調査結果について、別紙12以外にありますか。またある場合、開示のタイミングを教えてください。	調査結果は、HPで添付した別紙以外はDVDで提供しました参考資料と今後実施を予定している資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。なおこれらの資料が全てとなります。
84	要求水準書（案）	16	2	2.2	(1)			事前調査	市実施済の調査結果と、事業者が実施した事前調査の結果が相違する場合の対処方法を教えてください。	内容や相違の程度によりですが、設計変更の対象とします。なお要求水準書の別紙については、提案時の内容と事業開始後に実施した内容に相違がある場合は設計変更の対象としますが、参考資料の内容については、設計変更の対象外です。
85	要求水準書（案）	16	2	2.2	(1)			事前調査	市実施済の調査結果と、事業者が実施した事前調査の結果が相違する場合で、事業者の提案金額が増額する場合の対処方法について教えてください。	後日公表する事業契約書（素案）の「設計及び建設工事請負契約書（案）」をご確認ください。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
86	要求水準書 （案）	17	2	2.2	(1)			事前調査	事業者が直接、遺跡・文化財調査を実施する場合がありますということでしょうか。	事業者が直接、遺跡・文化財調査を実施する場合はありません。調査の実施主体は本市となります。
87	要求水準書 （案）	16	2	2.2	(1)	②	イ)	現地測量	実測の内容に境界杭とありますが、境界杭はすべての施設で整備されていると考えてよろしいでしょうか。	全ての施設において境界杭が整備されているわけではありません。現地測量の境界杭の実測は境界確定を目的とするものではなく、杭の現地確認を目的に行うものです。
88	要求水準書 （案）	16	2	2.2	(1)	②		地形測量及び応用測量について	「事業者は設計・工事業務に必要な情報を得るための現地測量を必要な範囲で行うこと。」とありますが、提案時点でここまでの調査を行うことは不可能であるため、正確に価格に反映することができません。提案時は現状開示されている貴市実施済の調査結果を参考に設計を行います。契約後に、これら調査内容と現地の状況に相違があった場合は、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	内容や程度によりませんが、概ねご理解のとおりです。
89	要求水準書 （案）	16	2	2.2	(1)	③		地下埋設物調査	事前調査により、提供された既存図面に反映されていない埋設物等が出現し、工程や設計に大きく影響がある場合は、変更対象としていただけないでしょうか。	内容や程度によりませんが、設計変更の対象とします。
90	要求水準書 （案）	16	2	2.2	(1)	③		地下埋設物調査	既存の資料や試掘調査では確認や予測ができない、地中障害物があった場合、その地中障害物の撤去費用は精算対象と考えてよろしいでしょうか。	内容や程度によりませんが、設計変更の対象とします。
91	要求水準書 （案）	16	2	2.2	(1)	③		地下埋設物調査 について	「設計・工事業務に必要な情報を得るための現地調査を十分に行うものとし、～」とありますが、提案時点でここまでの調査を行うことは不可能であるため、正確に価格に反映することができません。提案時は現状開示されている貴市実施済の調査結果を参考に設計を行います。契約後に、これら調査内容と現地の状況に相違があった場合は、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	内容や程度によりませんが、概ねご理解のとおりです。
92	要求水準書 （案）	16	2	2.2	(1)	③		地下埋設物調査 について	「現地調査に際して、埋設物の位置等について事前に資料調査を行うこと。」「試掘調査を行うこと。なお、試掘方法等については事前に本市の確認を受けること。」との記載が御座いますが、調査により既設地中埋設物との支障が判明した場合、既設地中埋設物の移設及び撤去等が発生する場合は、別途設計変更にて対応頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	内容や程度によりませんが、概ねご理解のとおりです。
93	要求水準書 （案）	16	2	2.2	(1)	③		地下埋設物調査	「試掘調査を行うこと」とあるが、必要に応じて行うという解釈でよろしいでしょうか。	地下埋設物が想定され、また工事による地下埋設物の損傷により、重大な影響を及ぼす箇所については必ず試掘を実施する必要があります。前述以外の箇所については、ご理解のとおりです。
94	要求水準書 （案）	16	2	2.2	(1)	③		地下埋設物調査	既設埋設配管、地下埋設物などの位置（寸法、口径、平面位置、埋設深さ等）が明記された図面をご提示いただけますでしょうか。	施設場内の地下埋設物等については、参考資料及び今後実施を予定している資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。なお敷地外の他企業占有物等の資料確認については、事業開始後、事業者による調査・設計業務にて実施してください。
95	要求水準書 （案）	16	2	2.2	(1)	③		地下埋設物調査	地下埋設物について、資料調査や試掘調査によって、提案時には予期できない事象が発生した際、事業期間の延長や事業費が増加する場合には、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	要求水準書 （案）	16	2	2.2	(1)	③		地下埋設物調査	調査の際に他企業の埋設物（関西電力、大阪ガス、NTT等）があった場合、他企業との協議において貴市にご協力いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	他企業との協議が必要な場合においては、本市は可能な限り協力します。
97	要求水準書 （案）	17	2	2.2	(1)	④		地質調査について	「ボーリング調査、原位置試験、室内土質試験等、実施設計に必要な調査を行うこと。」とありますが、提案時点でここまでの調査を行うことは不可能であるため、正確に価格に反映することができません。提案時は現状開示されている貴市実施済の調査結果を参考に設計を行います。契約後に、これら調査内容と現地の状況に相違があった場合は、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	内容や程度によりませんが、設計変更の対象とします。
98	要求水準書 （案）	17	2	2.2	(1)	⑤		アスベスト調査	別紙13（既存アスベスト調査報告書）の具体的な調査位置については資料を公開していただけるとの理解でよいでしょうか。公開していただける場合、該当する資料名称をご教示ください。	更新改良業務に関連するアスベスト調査報告書を参考資料に追加します。追加参考資料のDISC4「4-26_アスベスト調査報告書」をご確認ください。
99	要求水準書 （案）	17	2	2.2	(1)	⑤		アスベスト調査	アスベスト事前調査は、書面調査及び現地調査を実施し、現地調査で石綿含有が明らかにならなかった場合は当該建材試料を採取し、分析を行う流れとなります。提案時点では試料採取・分析の箇所数を事前に想定することが困難ですので、試料採取・分析費用は本事業に含まれないとの認識で宜しいでしょうか。	アスベスト調査は書面調査及び目視調査を実施し、必要に応じて、試料採取及び分析を行う必要があります。別紙13アスベスト含有率調査結果一覧のうち、記載のない部材（外壁、内壁、内面塗材、スラブ、底版等）に対する試料採取及び分析費用も本事業に含まれます。なお別紙13に示している内容については撤去除去作業及び処分費までを本事業に含んでいますが、記載のない部材（外壁、内壁、内面塗材、スラブ、底版等）において試料採取及び分析を実施し、アスベストが含有していた場合は撤去除去作業及び処分費は設計変更の対象とします。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
100	要求水準書 （案）	17	2	2.2	(1)	⑤		アスベスト調査 について	事業者が実施するアスベスト調査の範囲は、書面調査までであり、検体の採取・分析、アスベストが検出された場合の除去は対象外という理解でよろしいでしょうか。	アスベスト調査の範囲は、書面調査及び検体の採取・分析、また、検出された場合はアスベストの撤去までが本業務の対象となります。ただし別紙13で不検出としている施設において、アスベストが検出された場合は、撤去に掛かる費用については設計変更の対象とします。
101	要求水準書 （案）	17	2	2.2	(1)	⑤		アスベスト調査 について	「調査結果より、当該対象構造物のアスベストに関する撤去範囲が既存アスベスト調査報告書と異なる場合は変更対象とする。」との記載が御座いますが、別紙13（アスベスト含有率調査結果一覧）に記載された「試料採取場所及び試料名」において、本事業で施工の可能性がある場所については、再度調査を行い、アスベスト含有の有無を確認する必要があるとの意図でしょうか。そのうえで、別紙13と結果が異なる場合のみ、設計変更の対象とするとの解釈でしょうか。通常であれば、過去に採取済み箇所（調査結果がある箇所）については、別紙13をエビデンスとし、再調査は不要との解釈となると思われます。	別紙13の「試料採取場所及び試料名」に対する試験結果はエビデンスとして用いることはできるため、それらの箇所については、再調査は不要です。試験結果は、該当施設のすべての箇所の調査結果を示しているものではありません。例えば、空水にできない配水池の内面防水塗装等については、アスベスト調査が実施できていないため、そのような箇所については、本事業にて、アスベスト調査を実施する必要があります。なお別紙13に示すアスベスト検出済の箇所における撤去等に係る費用は設計変更の対象外ですが、新たに調査を行い、アスベストが検出された場合は、それらの撤去等に係る費用は設計変更の対象とします。
102	要求水準書 （案）	17	2	2.2	(1)	⑤		アスベスト調査 について	「調査結果より、当該対象構造物のアスベストに関する撤去範囲が既存アスベスト調査報告書と異なる場合は変更対象とする。」との記載が御座いますが、別紙13（アスベスト含有率調査結果一覧）に記載された「試料採取場所及び試料名」以外の調査箇所が発生した場合、そのアスベスト調査費（検体・分析・報告書作成費）及びアスベスト含有時の撤去除去作業・処分費は別途設計変更にて対応頂けるものと想定して宜しいでしょうか。	本事業の対象構造物のうち、別紙13に示されていない部材（外壁、内壁、内面塗材、スラブ、底版等）のアスベスト調査はすべて必要です。別紙13アスベスト含有率調査結果一覧のうち、記載のない部材（外壁、内壁、内面塗材、スラブ、底版等）に対する試料採取及び分析費用も本事業に含みます。すべてのアスベスト調査費（検体・分析・報告書作成費）は設計変更の対象外ですが、別紙13（アスベスト含有率調査結果一覧）に示されていない部材をアスベスト調査し、アスベストが含有していた場合の撤去除去作業・処分費は設計変更の対象とします。
103	要求水準書 （案）	17	2	2.2	(1)	⑤		アスベスト調査 について	「調査結果より、当該対象構造物のアスベストに関する撤去範囲が既存アスベスト調査報告書と異なる場合は変更対象とする。」との記載が御座いますが、別紙13（アスベスト含有率調査結果一覧）に記載された「試料採取場所及び試料名」の定性結果で検出となっている箇所において、本事業にて石綿除去作業が必要な場合は、設計変更対象外との解釈でしょうか。	定性結果で検出となっている箇所の石綿は除去対象となり、設計変更の対象外です。
104	要求水準書 （案）	17	2	2.2	(1)	⑤		アスベスト調査	「別紙13 に示す既存アスベスト調査報告書を踏まえ」とありますが、調査報告書にない仰木低区配水池はアスベスト含有建材がないとして調査対象外と考えてよろしいですか。	仰木低区配水池におけるアスベストの含有については、別紙13の「アスベスト調査含有率調査結果一覧」のうち、令和元年度に実施した仰木住宅第二加圧ポンプ場の試験結果をご確認ください。仰木住宅第二加圧ポンプ場は、仰木低区配水池と同時期に施工したため、仰木住宅第二加圧ポンプ場の試験結果が仰木低区配水池にも当てはまると考えています。詳細は、追加参考資料のDISC4「4-26_アスベスト調査報告書」をご確認ください。
105	要求水準書 （案）	17	2	2.2	(1)	⑤		アスベスト調査	「別紙13 に示す既存アスベスト調査報告書を踏まえ、～撤去範囲が既存アスベスト調査報告書と異なる場合は変更対象とする。」とあるが、別紙13に示されている当該対象構造物についてのみ再調査を実施し、リストにない施設（仰木低区配水池）はアスベスト含有建材がないとして調査対象外と考えてよろしいでしょうか。	本事業の対象構造物のうち、別紙13に示されていない部材（外壁、内壁、内面塗材、スラブ、底版等）のアスベスト調査はすべて必要です。仰木低区配水池におけるアスベストの含有については、別紙13の「アスベスト調査含有率調査結果一覧」のうち、令和元年度に実施した仰木住宅第二加圧ポンプ場の試験結果をご確認ください。仰木住宅第二加圧ポンプ場は、仰木低区配水池と同時期に施工したため、仰木住宅第二加圧ポンプ場の試験結果が仰木低区配水池にも当てはまると考えています。詳細は、追加参考資料のDISC4「4-26_アスベスト調査報告書」をご確認ください。なおすべてのアスベスト調査と別紙13に示すアスベスト検出済の箇所における撤去等に係る費用は本事業に含まれますが、新たに調査した結果、アスベストが検出された場合は、それらの撤去に係る費用及び処分費は設計変更の対象とします。またこれらは更新改良業務の一環として行うものであり、要求水準書（案）P64 表-30 保守点検業務の15アスベスト含有分析調査業務とは異なるものです。
106	要求水準書 （案）	17	2	2.2	(1)	⑤		アスベスト調査	ここに記載のアスベスト調査は、表-30保守点検業務15アスベスト含有率分析調査業務とは別の業務という考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	要求水準書 （案）	17	2	2.2	(1)	⑤		アスベスト調査	本事業の撤去対象の中で、その他有害な物質（PCB、六価クロム、鉛など）の調査・処分・保管については事業範囲対象外という認識でよろしいでしょうか。	事業範囲の対象です。ただし処分については、設計変更の対象です。
108	要求水準書 （案）	17	2	2.2	(1)	⑤		アスベスト調査	アスベスト調査は、構造物の耐震補強及び撤去するために別紙13既存アスベスト調査報告書を参考に調査を行うもので、表-30保守点検業務15アスベスト含有率分析調査業務とは別の業務という考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	要求水準書 （案）	17	2	2.2	(1)	⑤		アスベスト調査	機械・電気設備等の工作物に対するアスベスト調査は実施されていますでしょうか。	実施していません。
110	要求水準書 （案）	17	2	2.2	(1)	⑤		アスベスト調査	本事業内で機械・電気設備等の工作物に関しての調査の実施の必要性及び該当品があった場合の処理に対しては設計変更対象になると考えてよろしいでしょうか。	調査については実施が必要です。ただし該当品があった場合は、設計変更の対象とします。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
111	要求水準書（案）	17	2	2.2	(1)	⑥		雨水・汚水排水路の調査	排水経路等について雨水・汚水排水先を含め現地確認すると記述していますが、調査対象範囲は計画機場の敷地内と解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。なお事業開始後、事業者が行う関係機関協議については、本市は全面的に協力します。
112	要求水準書（案）	17	2	2.2	(1)	⑥		雨水・汚水排水路の調査	「各種許可申請」とはどのような許可申請を想定していますか。	道路法第32条（道路占用許可）申請等を想定しています。なお事業に伴う調査、設計及び工事において必要となる関係機関等への各種許可申請等はすべて含まれます。
113	要求水準書（案）	17	2	2.2	(1)	⑥		雨水・汚水排水路の調査	「各種許可申請上必要な調査を行うこと」とありますが、想定される申請の内容をご教示願います。	道路法第32条（道路占用許可）申請等を想定しています。なお事業に伴う調査、設計及び工事において必要となる関係機関等への各種許可申請等はすべて含まれます。
114	要求水準書（案）	17	2	2.2	(1)	⑥		雨水・汚水排水路の調査について	「設計・工事業務に必要な情報を得るための現地測量を十分に行うものとし、～」とありますが、提案時点でここまでの調査を行うことは不可能であるため、正確に価格に反映することができません。提案時は現状開示されている貴市実施済の調査結果を参考に設計を行います。契約後に、これら調査内容と現地の状況に相違があった場合は、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	内容や程度を勘案し、設計変更の対象とするか否かを協議により決定します。
115	要求水準書（案）	17	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	実際に遺跡・文化財が発見された場合、発掘作業に伴う工期延長の変更協議にご対応頂けるのでしょうか。	変更協議に対応します。
116	要求水準書（案）	17	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等について	調査方法や頻度について、貴市との協議により調査方法や頻度が変わった場合、設計変更の対象となるかの理解でよろしいでしょうか。	内容や程度を勘案し、設計変更の対象とするか否かを協議により決定します。
117	要求水準書（案）	17	2	2.2	(1)	⑦		その他調査	調査方法や時期は適切に決定することとございますが、公平な競争を実施するために、範囲については調査規模を想定しご提案する費用に反映する必要があると考えます。調査範囲についてご提示ください。	ご意見として承ります。
118	要求水準書（案）	17	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	遺跡・文化財調査を検討するに当たり、P7に記載されている真野浄水場では沢組遺跡、仰木低区配水池では三ツ木遺跡、真野低区配水池では、曼荼羅山古墳群とありますが、現時点でどのような状況か判断できる資料をご教示ください。	現時点の状況は次のとおりです。 真野浄水場（沢組遺跡）：本市文化財保護課による埋蔵文化財発掘調査の実施中となっています。令和6年度中に現地調査を完了させ、令和7年度の資料整理を経て、令和7年度中に埋蔵文化財発掘調査を完了する予定です。 仰木低区配水池（三ツ木遺跡）：過去の開発で消滅している可能性が高いため、本市文化財保護課との手続きとしては、設計段階の事前協議、工事段階においては、試掘調査の実施及び文化財保護課による現地立会が発生するものと想定しています。本市文化財保護課からは、当該内容で遺跡・文化財調査の手続きは完了するであろうとの見解を得ています。 真野低区配水池（曼荼羅山古墳群）：本市文化財保護課からは、真野低区配水池については、掘削を伴う行為がない場合、遺跡・文化財調査に関する手続きは不要との見解を得ています。
119	要求水準書（案）	17	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	遺跡・文化財調査について、真野浄水場、仰木低区配水池及び真野低区配水池が文化財包蔵地に指定されています。調査にあたって留意することがあればご教示ください。	遺跡・文化財調査の実施主体は本市となります。掘削行為の有無が遺跡・文化財調査の実施等の判断基準となります。その他、現時点の状況は次のとおりです。 真野浄水場（沢組遺跡）：本市文化財保護課による埋蔵文化財発掘調査の実施中となっています。令和6年度中に現地調査を完了させ、令和7年度の資料整理を経て、令和7年度中に埋蔵文化財発掘調査を完了する予定です。 仰木低区配水池（三ツ木遺跡）：過去の開発で消滅している可能性が高いため、本市文化財保護課との手続きとしては、設計段階の事前協議、工事段階においては、試掘調査の実施及び文化財保護課による現地立会が発生するものと想定しています。本市文化財保護課からは、当該内容で遺跡・文化財調査の手続きは完了するであろうとの見解を得ています。 真野低区配水池（曼荼羅山古墳群）：本市文化財保護課からは、真野低区配水池については、掘削を伴う行為がない場合、遺跡・文化財調査に関する手続きは不要との見解を得ています。
120	要求水準書（案）	17	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	家屋調査（地盤変動影響調査）では、工事影響の可能性が家屋を事前に調査いたしますが、本事業費としては事前調査までと考えています。工事完了後の調査及び算定が必要になった場合は、変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	設計変更の対象にはなりません。
121	要求水準書（案）	17	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	家屋調査の調査範囲について、これまで貴局で実施されている調査範囲設定の目安があればご教示ください。また、調査の基準があればお示しください。	調査範囲の目安は、参考資料のDISC1「4-07_地盤変動影響調査（家屋調査）」をご確認ください。なお調査の基準は、「用地調査等業務費積算基準」（国土交通省）（令和6年6月22日改正）をご参照ください。
122	要求水準書（案）	17	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	「上記のほか、工事に関連して必要と判断される調査等」とありますが、何か想定されている調査等がありますでしょうか。	事業者にてご判断ください。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
123	要求水準書（案）	17	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	「生活環境影響調査（調査は廃棄物処理法に基づき産廃設置許可申請に必要な調査を行うこと）」とありますが、既存施設（真野浄水場）において産廃処理施設設置許可をとられているのでしょうか。	取得しています。
124	要求水準書（案）	17	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	産廃処理施設設置許可をとられている場合は、本事業において脱水機の更新は計画していないので法令上では、生活環境影響調査を必要としないため本業務の範囲外と考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書（案）P17(1)事前調査業務 ⑦ その他調査等から、生活環境影響調査の項目を削除します。
125	要求水準書（案）	17	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	「本市が実施する説明会等の対応の補助」が年2回程度予定されているとのことですが、非常災害や住民トラブル等により開催回数が年2回より増加した場合は変更対象となりますか。	年2回を大幅に超過した場合は設計変更の対象とします。
126	要求水準書（案）	17	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	その他調査等として、必要と思われる調査（法令を遵守した内容）を行った後、想定外の出来事等（住民からの過度なクレーム等）で追加で調査が必要になった場合は変更対象となりますか。	変更対象とするか否かについては調査内容により判断します。
127	要求水準書（案）	17	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	その他調査等の当初積算資料として、当初数量算出の基準あるいは変更対象の基準をご教示ください。	数量算出及び変更対象の基準を示すことはできません。なお変更対象の可否については協議により判断します。
128	要求水準書（案）	17	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	遺跡文化財調査作業は、実際の協議により、調査方法や期間に差異が生じます。それにより生じる追加の事業費は設計変更対象になると考えてよろしいのでしょうか。現在想定調査方法などありましたらご教示ください。	遺跡文化財調査については本市が行います。またその結果によって生じる、事業費の変更及び工期の変更については設計変更の対象とします。
129	要求水準書（案）	17	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	遺跡文化財調査作業は文化財保護課からの提示により、調査方法や期間に差異が生じます。それにより生じる追加の事業費は設計変更対象になると考えてよろしいのでしょうか。	遺跡文化財調査については本市が行います。またその結果によって生じる、事業費の変更及び工期の変更については設計変更の対象とします。
130	要求水準書（案）	17	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	埋蔵文化財が出土された場合のリスク（事業期間延長・計画の変更等）は貴市の負担と考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	要求水準書（案）	17	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	「上記のほか、工事に関連して必要と判断される調査等」とございますが、想定される調査の内容をご教示いただけないのでしょうか。	事業者にてご判断ください。
132	要求水準書（案）	18	2	2.2	(1)	⑧		調査結果報告書の提出	調査により周辺環境や施設の設計・工事に影響を及ぼすことが判明した場合は必要かつ適切な対策を講じることとございますが、当初からの追加条件と考えて変更対象と考えて宜しいのでしょうか。	内容や程度を勘案し、設計変更の対象とするか否かを協議により決定します。
133	要求水準書（案）	18	2	2.2	(1)	⑧		調査結果報告書の提出	調査により周辺環境や施設の設計・工事に影響が及ぼすことが判明した場合、その対策費用については設計変更対象と考えてよろしいのでしょうか。	内容や程度を勘案し、設計変更の対象とするか否かを協議により決定します。
134	要求水準書（案）	18	2	2.2	(1)	⑧		調査結果報告書の提出	調査を実施した後に、設計・工事に影響がある事が判明した時には、対策費用は変更対象と理解してよろしいのでしょうか。	内容や程度を勘案し、設計変更の対象とするか否かを協議により決定します。
135	要求水準書（案）	18	2	2.2	(1)	⑧		調査報告書の提出	「調査により周辺環境や施設の設計・工事影響を及ぼすことが判明した場合」において、事業者が提案時に予見が難しいと判断された場合は、対策費用について変更対象としていただけますでしょうか。	内容や程度を勘案し、設計変更の対象とするか否かを協議により決定します。
136	要求水準書（案）	18	2	2.2	(1)	⑨		調査実施に当たっての留意事項	現地調査に実施する際には、最新の埋設等の状況を反映しているものではないと留意して計画を行います。想定以上に情報が異なっていた場合、事業者の責については、協議させて頂きたいと考えます。	想定以上に情報に差異があった場合の事業者の責については、協議します。
137	要求水準書（案）	18	2	2.2	(2)			設計業務について	「設計に際して必要な申請書類の作成業務も含まれる。」とありますが、本事業に伴い必要となる申請には、貴市を申請者とした申請も想定されます。貴市を申請者とする申請についての事業者の対応範囲は、設計・施工業務で作成・検討する資料の提供を行うという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	要求水準書（案）	18	2	2.2	(2)			設計業務の根拠資料	貴市から開示される真野浄水場基本設計成果等の参考資料について、その内容の瑕疵による変更は、設計変更の対象と考えてよろしかったのでしょうか。	土質ボーリングデータ、耐震補強及び劣化補修に関する資料を除き、設計変更の対象にはなりません。
139	要求水準書（案）	18	2	2.6	(2)			設計業務	令和14、17年度に水利使用許可申請を実施されるとのことですが、p7にある水利使用許可更新の令和18年3月31日の期限に達していない時期に二度の許可申請を行うということでしょうか。	ご理解のとおりです。本市にて、事業開始前の令和7年度に水利使用許可申請を行います。その後、事業期間中の令和14年度に八屋戸浄水場の廃止のために水利使用許可申請を行い、令和17年度に次回の水利使用許可申請を行うことを想定しています。
140	要求水準書（案）	18	2	2.2	(2)	①		設計業務共通事項	「本事業は、関連する他工事との連携及び限られた期間内に設計・施工する必要があるため、…」とありますが、「関連する他工事」について、本事業期間に予定されている他工事の時期・内容を教示ください。	湖都大津・新水道ビジョン（R7年4月改訂予定）をご確認ください。
141	要求水準書（案）	18	2	2.2	(2)	①		設計業務について	「本市の承諾を得た後、工事に必要な詳細設計図書を作成すること」とありますが、限られた期間内での設計・施工を実現するため、今回更新対象施設全てを一括で承諾いただくのではなく、妥当な範囲において部分的に承諾を頂き施工に着手することも可能という理解でよろしいのでしょうか。	概ねご理解のとおりです。事業対象として、3施設（真野浄水場（真野取水場を含む。）、仰木低区配水池、真野低区配水池）がありますが、各施設を単位として、単位ごとの詳細設計図書の作成を終え、本市の承諾を得たものから、工事に着手することができます。詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
142	要求水準書（案）	18	2	2.2	(2)	①		基本設計	事業開始後に基本設計、詳細設計作成とすると、提案段階での入札金額を算出する設計の基準やレベル感を教えて下さい。	提案時に提出する入札金額内訳書の作成レベルは募集要項等の公表時に示す「提案書類記載要領[様式集]」をご確認ください。なお詳細な記載内容については、事業者にてご判断ください。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
143	要求水準書（案）	18	2	2.2	(2)	①		共通事項	関連する他工事について、公告時点で発注が判明している工事があれば、その時期・内容・施工場所等について開示いただけないでしょうか。	湖都大津・新水道ビジョン（R7年4月改訂予定）をご確認ください。なお詳細な内容については、公告時点での発注見通しを本市ホームページにてご確認ください。
144	要求水準書（案）	18	2	2.2	(2)	①		共通事項	関連する他工事を踏まえた施工計画とありますが、湖都大津・新水道ビジョン（令和2年度改訂版）の第6章重点実行計画に記載の計画に加えて、より詳細な施工範囲・施工時期及び期間についてご教示いただけないでしょうか。	真野浄水場導水管布設替工事は、令和6、7年度事業として、令和6年度に発注予定であり、詳細な図面等資料は現時点において開示できません。詳細については、公告時点での発注見通しを本市ホームページにてご確認ください。
145	要求水準書（案）	18	2	2.2	(2)	②	ア	構造物撤去等	撤去対象の構造物は全て撤去することとありますが、既存躯体等の耐震性等に課題がないことを前提に、他の用途に活用することは可能でしょうか。	提案時は不可です。
146	要求水準書（案）	18	2	2.2	(2)	②		構造物撤去等	「ア 撤去対象の構造物は全て撤去すること。」の記載について周辺構造物への影響等が生じる場合、残置の可否について協議することは可能でしょうか。	内容にもよりますが、可能です。ただし提案時は事業者間の競争条件の統一を図るため、撤去対象の構造物は全て撤去してください。
147	要求水準書（案）	18	2	2.2	(2)	②		構造物撤去等	「ア 撤去対象の構造物は全て撤去すること。」とありますが、要求水準書（案）P41と別紙8に「既設構造物にある既設杭は全て残置とする。」の通り、既設杭は全て残置との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、全杭頭の位置を測量し、報告書としてとりまとめる必要はあります。
148	要求水準書（案）	18	2	2.2	(2)	②		構造物撤去等について	表-12 「各施設の要求水準（共通）」内に「オ 撤去内容及び範囲が別紙8に示す内容と異なる場合は協議を行い、妥当と判断した場合は変更対象とする。」とありますが、協議を実施するタイミングについてご教示ください。	事業開始後に、事業者からの申し出により、協議を行うことは可能です。
149	要求水準書（案）	18	2	2.2	(2)	②		構造物撤去等について	別紙8 撤去対象施設図（真野浄水場）（仰木低区配水池）（真野低区配水池）を含む、構造物撤去等に記載された撤去範囲において、撤去費用算出のため、下記資料が必須となります。入札段階から撤去詳細が分かる下記資料をご提供頂けるものと想定して宜しいでしょうか。 <u>必要（提供依頼）資料</u> ・撤去機器重量（架台の重量を含む） ・撤去機械配管数量（材料仕様、長さ） ・撤去電線管（材料仕様、長さ） ・撤去配線（材料仕様、長さ、配線系統図もしくは配線表）  ・撤去機器について、PCB、アスベスト含有の有無 ・撤去機器について、水銀、廃酸、廃アルカリ等、有害物質含有の有無	今後実施を予定している資料閲覧における閲覧資料及びDVDで提供しました参考資料をご確認ください。
150	要求水準書（案）	18	2	2.2	(2)	②	キ	施設の要求水準（共通） 土木構造物	既設構造物の耐震補強後の内面防食対策は、貯留容量を確保するため、内面防水塗装を行うことと記載がございますが、現在の貯留容量に全く余裕がないと考えて宜しいでしょうか。また、容量減とならない他の方法（例：電気防食）であれば採用可能でしょうか。	前段は十分な余裕があるとはいえません。後段は採用不可です。
151	要求水準書（案）	18	2	2.2	(2)	②	表-12	施設の要求水準（共通）	各施設の切替え工事等において既設管バルブ操作を行う場合、全ての既設管バルブの開閉動作（閉の場合は完全止水）は可能であるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	要求水準書（案）	18	2	2.2	(2)	②	表-12	施設の要求水準（共通）	既設管バルブにより完全止水ができず、別途不断水工事の実施や工程遅延による追加費用が生じた場合は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
153	要求水準書（案）	18	2	2.2	(2)	②	表-12	施設の要求水準（共通） 構造物撤去等：イ	「撤去対象となる機械設備、電気設備、場内配管及びケーブル類は、原則、全て撤去し、残置しないこと。」と記載がありますが、撤去困難な事情がある場合（例：残置物と近接するなど）には、協議対象とさせていただきます。よろしいでしょうか。	内容にもよりますが、協議対象とします。
154	要求水準書（案）	19	2	2.2	(2)	②	ア オケ	場内配管（屋内配管を含む）	配管材料及びバルブは、適切な管種、形式、用途に応じて、適切な規格を選定することとありますが、証明書類の提出に際して、日本水道協会規格（JWWA）のある資機材品については、水協証明書を添付します。JWWA規格に該当しない資機材に関しては、材料証明書（ミルシート）を添付いたしますが、よろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、最終的には、書類を提出する段階にて判断します。
155	要求水準書（案）	19	2	2.2	(2)	②	ウ	土木構造物	コンクリート構造物のひび割れ対策において、ひび割れ幅の限界値など、具体的数値基準についてご教示ください。	（公社）日本コンクリート工学会「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針2022」に基づきひび割れ幅0.2mmを補修が必要となるひび割れ幅であると想定しています。
156	要求水準書（案）	19	2	2.2	(2)	②	カ	土木構造物	新設構造物に内面防水塗装を行う場合、水密性に係る水張試験等は、内面防水塗装を行う前に実施する必要がありますでしょうか。	ご理解のとおりです。内面防水塗装を行う前に実施する必要があります。
157	要求水準書（案）	19	2	2.2	(2)	②	オ	場内配管（屋内配管を含む）	「土中部配管のうち、重要な配管（排水管も含む）については…」とありますが、重要な配管の定義をご教示ください。	漏水や破損等により、浄水能力を満足した水運用ができなくなるおそれがあるものとしています。
158	要求水準書（案）	19	2	2.2	(2)	②	カ	施設の要求水準（共通） 土木構造物	腐食しるを確保することを想定としているため、内面防水塗装は必須ではないと記載がございますが、維持管理性向上のために事業者が内面防水塗装を提案した方が評価がされるという意図の記載でしょうか。	評価に関する質疑については、回答を差し控えさせていただきます。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
159	要求水準書（案）	19	2	2.2	(2)	②	キ	土木構造物	既設構造物の耐震補強後の内面防食対策について、「内面防水塗装を行う範囲は既設と同範囲とし、…」とありますが、既設構造物のうち、内面防食対策が必要な施設の内面防食塗装範囲が分かる資料は公開していただけるとの理解でよいでしょうか。公開していただける場合、該当する資料名称をご教示ください。公開していただけない場合、どのように内面防食塗装範囲を想定すればいいかご教示ください。	要求水準書の別紙として、既設構造物の内面防水塗装範囲がわかる資料を追加します。
160	要求水準書（案）	19	2	2.2	(2)	②	キ	土木構造物	既設構造物の耐震補強後の内面防食対策について、既存塗膜の除去範囲の考え方についてご教示ください。既存塗膜は劣化部のみ除去として宜しいでしょうか。	既存塗膜の除去範囲は劣化の有無にかかわらず、全範囲が対象です。なお要求水準書の別紙として、既設構造物の内面防水塗装範囲がわかる資料を追加します。
161	要求水準書（案）	19	2	2.2	(2)	②	コ	場内配管（屋内配管を含む）	設備配管、装置配管に明確な区分分けがあればご教示ください。	特にありません。
162	要求水準書（案）	19	2	2.2	(2)	②	表-12	土木構造物 ウ	「コンクリート構造物は十分なひび割れ対策を行い、～水密性を確保すること。」とあるが、添加剤（膨張材や収縮低減剤等）やひび割れ抑制ネットなどの費用は計上されているのでしょうか。	事業費の内訳については回答を差し控えさせていただきます。
163	要求水準書（案）	19	2	2.2	(2)	②	表-12	場内配管（屋内配管を含む）ケ	「適切な規格を選定すること」と記載がありますが、JWWA、JIS規格との理解でよろしいでしょうか。またその使用箇所については事業者提案としてよろしいでしょうか。	前段は要求水準書（案）P15をご確認ください。後段はご理解のとおりです。
164	要求水準書（案）	19	2	2.2	(2)	②	表-12	土木構造物 キ	内面防水塗装を行う範囲は既設同範囲と記載がありますが、既設の防水塗装範囲をご教示いただけますでしょうか。	要求水準書の別紙として、既設構造物の内面防水塗装範囲がわかる資料を追加します。
165	要求水準書（案）	19	2	2.2	(2)	②	表-12	場内配管（屋内配管を含む）オ	「屋内配管は耐久性・耐食性・防錆性の高い材質及び塗装とすること」と記載がありますが、SUS管やナイロンコーティング管については、無塗装としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	要求水準書（案）	19	2	2.2	(2)	②		場内配管（屋内配管を含む）	既設管との接続が必要な場内配管については、想定している接続点分かる資料は公開していただけるとの理解でよいでしょうか。公開していただける場合、該当する資料名称をご教示ください。	既設管と新設管の接続箇所がわかる資料については、追加参考資料のDISC4「4-21_真野浄水場、仰木低区配水池管路計画図資料」をご確認いただき、布設ルート、接続箇所及び流量計の位置等は事業者提案とします。
167	要求水準書（案）	20	2	2.2	(2)	②		表-12 各施設の要求水準（共通） 機械設備	サンプリングポンプ、床排水ポンプ等の小型機器類については、他の浄水場などの既存施設における設置状況を確認のうえ、互換性など維持管理の利便性、経済性を考慮して選定することとありますが、薬注ポンプはこの限りではないという理解でよろしいでしょうか。	薬注ポンプを含む汎用ポンプについて他浄水場と部品共有などの検討をお願いします。
168	要求水準書（案）	20	2	2.2	(2)	②	キ	機械設備	「更新する設備については、性能保証を行うこと」とありますが、何か特別に要求される性能保証の条件（期間等）があるのであればご教示ください。	工場検査などにより設計で求めた必要な性能を確保していることを求めるものです。
169	要求水準書（案）	20	2	2.2	(2)	②	サ	場内配管（屋内配管を含む）	設備において、自動弁形式として、適正な形式を選択することは可能でしょうか、ご教示下さい。	当該項目は取送水など設備間の場内配管を対象に記載しています。砂ろ過設備などの機械設備についてはご理解のとおりです。
170	要求水準書（案）	20	2	2.2	(2)	②	サ	場内配管（屋内配管を含む）	自動弁の形式は電動または電磁弁とし、その他（空気作動弁等）は採用不可という理解でよろしいでしょうか。	沈澱池及びろ過池については、提案内容により、その他の形式を認める場合があります。
171	要求水準書（案）	20	2	2.2	(2)	②	ソ	場内配管（屋内配管を含む）	実現性の高い設計計画、施工計画の策定のため、運用上、断水が可能な管路区間、断水が不可能な管路区間が分かる資料は公開していただける理解でよいでしょうか。公開していただける場合、該当する資料名称をご教示ください。	追加参考資料のDISC4「4-21_真野浄水場、仰木低区配水池管路計画図資料」をご確認ください。
172	要求水準書（案）	20	2	2.2	(2)	②	表-12	場内配管	場内配管に関しては、自動弁は電動弁又は電磁弁とすると記載がございますが、沈澱池（例えば、排泥弁）、ろ過池（例えば、サイフォン形成弁）に関しては、空気作動弁の使用は可能でしょうか。	沈澱池及びろ過池については、提案内容により、その他の形式を認める場合があります。
173	要求水準書（案）	20	2	2.2	(2)	②	表-12	場内配管（屋内配管を含む）ソ	断水ができない流路について図面等でご教示いただけないでしょうか。	追加参考資料のDISC4「4-21_真野浄水場、仰木低区配水池管路計画図資料」をご確認ください。
174	要求水準書（案）	20	2	2.2	(2)	②	表-12	場内配管 サ	設備において、自動弁形式として空気作動弁が適している場合があると思われます。自動弁として空気作動弁を採用してもよろしいでしょうか。	沈澱池及びろ過池については、提案内容により、その他の形式を認める場合があります。
175	要求水準書（案）	20	2	2.2	(2)	②	表-12	場内配管（屋内配管を含む）ソ	「断水ができない管路との接続は不断水工事にて行うこと。」と記載がありますが、断水不可の流路について図面等でご教示いただけないでしょうか。	追加参考資料のDISC4「4-21_真野浄水場、仰木低区配水池管路計画図資料」をご確認ください。
176	要求水準書（案）	20	2	2.2	(2)	②	表-12	場内配管（屋内配管を含む）ソ	「断水ができない管路との接続は不断水工事にて行うこと。」について、断水不可のルートを図面等で提供いただけないでしょうか。	追加参考資料のDISC4「4-21_真野浄水場、仰木低区配水池管路計画図資料」をご確認ください。
177	要求水準書（案）	20	2	2.2	(2)	②	表-13	機械設備 ク	「小型機器類については、他の浄水場などの既存施設における設置状況を確認のうえ、互換性など維持管理の利便性、経済性を考慮して選定すること」と記載がありますが、互換性を検討するうえで、既存施設の機器仕様リストを頂けないでしょうか。	汎用ポンプの選定となる他浄水場などの資料については事業者決定後、詳細設計時に参考資料を提供する予定です。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
178	要求水準書（案）	20	2	2.2	(2)	②		電気計装設備について	表-12 「各施設の要求水準(共通)」内に「ア 受電点については電力会社と協議のうえ、決定すること。」とありますが、所轄電力会社との提案時の協議は可能という理解でよろしいでしょうか。また、提案時に協議を実施する場合、事業者単独で協議を実施しても問題ないでしょうか。	前段及び後段とも、ご理解のとおりです。
179	要求水準書（案）	20	2	2.2	(2)	②		機械設備について	表-12 「各施設の要求水準(共通)」内に「ク サンプリングポンプ、床排水ポンプ等の小型機器類については、他の浄水場などの既存施設における設置状況を確認のうえ、互換性など維持管理の利便性、経済性を考慮して選定すること。」とありますが、既存施設の設置状況について機器リスト、既設小型機器類の機器仕様書、維持管理方法のご提示をお願いします。	汎用ポンプの選定となる他浄水場などの資料については事業者決定後、詳細設計時に参考資料を提供する予定です。
180	要求水準書（案）	20	2	2.2	(2)	表-12		電気計装設備	「具体的な停電時間等については、本市との協議により決定するものとする。」とありますが、以下のような制約はございますでしょうか？ 例) ・季節ごと、例えば夏場は水道使用量が増えるため、停電作業が不可 ・1日のうち10時以降に停電作業開始、15時までに復旧	制約については、事業者決定後、詳細設計時の協議により、決定します。
181	要求水準書（案）	21	2	2.2	(2)	②		表-12 各施設の要求水準（共通）耐震診断及び耐震設計	耐震診断及び耐震設計の結果、耐震補強が不要又は、補強範囲が減少となった場合は減額の対象となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	要求水準書（案）	21	2	2.2	(2)	②	ウ	耐震診断及び耐震設計	「本事業においては、…設計業務において、提案した工事範囲・内容が見直された場合、変更対象とする。」とありますが、提案段階は根拠なしで過少な耐震補強内容とし、変更前提で提案される可能性を懸念します。ある程度根拠を持った工事範囲・内容を提案する必要があると考えます。	ご意見を踏まえ、事業者間の競争条件の統一を図るため、参考資料にある耐震補強関係の資料の一部を要求水準書の別紙15から別紙17とし、再度、開示します。そのため、提案はこれらを基に行い、事業開始後の設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。なお不足する内容については事業者にて想定していただき、事業開始後の設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。
183	要求水準書（案）	21	2	2.2	(2)	②	ウ	施設の要求水準（共通）耐震診断及び耐震設計	参考資料に示す各施設の耐震補強工事と記載がございましたが、「参考資料」とは実施方針公表に伴う開示資料を指すという理解でよろしいでしょうか。	各施設の耐震補強工事の資料の一部は参考資料ではなく、要求水準書の別紙15から別紙17とし、再度、開示します。要求水準書の内容も修正します。
184	要求水準書（案）	21	2	2.2	(2)	②	エ	耐震診断及び耐震設計	提案金額に見込んでいた耐震補強費用について、設計段階の耐震診断によって耐震補強が不要、若しくは範囲が減少となった場合においては、契約金額の減額は無いとの理解でよろしいでしょうか。	減額になります。参考資料にある耐震補強関係の資料の一部を要求水準書の別紙15から別紙17とし、再度、開示します。そのため、提案はこれらを基に行い、事業開始後の設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。なお不足する内容については事業者にて想定していただき、事業開始後の設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。
185	要求水準書（案）	21	2	2.2	(2)	②	エ	耐震診断及び耐震設計	耐震補強が不要となった場合や提案段階より補強費用が増額もしくは減額した場合は、増額もしくは減額変更になるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	要求水準書（案）	21	2	2.2	(2)	②	表-12キ	電気計装設備	月間の停電回数の制限がありましたらご教示願います。	制約については、事業者決定後、詳細設計時の協議により、決定します。
187	要求水準書（案）	21	2	2.2	(2)	②		施設配置等	「ア 維持管理性、災害時の対応に配慮すること」の記載のうち「災害時の対応」について、要求水準書（案）p39場内整備 イに記載されている内容以外に具体的に想定しているものがあればご教示ください。	事業者にてご検討ください。
188	要求水準書（案）	21	2	2.2	(2)	②		耐震診断及び耐震設計	『イ 解析方法（静的非線形解析及び動的解析等）について、事業者提案とする』とありますが、必ずしも「水道施設耐震工法指針・解説」に則る必要はないという解釈で宜しいでしょうか？	要求水準書（案）P21の表-12各施設の要求水準（共通）アに記載のとおり、「水道施設耐震工法指針・解説」に則る必要があります。
189	要求水準書（案）	21	2	2.2	(2)	②		耐震診断及び耐震設計	『ウ 参考資料に示す各施設の耐震補強工事は（中略）、その工事費を予定価格に見込んでいる』とありますが、工事費を提示頂けますでしょうか。また、この工事範囲・内容に対して提案を行うことを求めていると認識して宜しいでしょうか。	前段は回答を差し控えさせていただきます。後段は事業者間の競争条件の統一を図るため、参考資料にある耐震補強関係の資料の一部を要求水準書の別紙15から17とし、再度、開示します。そのため、提案はこれらを基に行い、事業開始後の設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。なお不足する内容については事業者にて想定していただき、事業開始後の設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。
190	要求水準書（案）	21	2	2.2	(2)	②		耐震診断及び耐震設計	上記の工事費に対して設計業務後に変更するとは、工事費の増額および減額に対して行うということでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	要求水準書（案）	21	2	2.2	(2)	②		耐震診断及び耐震設計について	表-12 「各施設の要求水準(共通)」内に「参考資料に示す各施設の耐震補強工事は、「水道施設耐震工法指針・解説2009年版 日本水道協会」に基づいて範囲・内容を定めており、その工事費を予定価格に見込んでいる。」とあり、「本事業においては、事業者は上記ア、イにより耐震診断及び耐震設計を行い、改めて工事範囲・内容を定めることとする。設計業務において、提案した工事範囲・内容が見直された場合、変更対象とする。」とあるため、提案時に金額を見込む根拠として公平性を期すため、本事業に見込んでいる金額と内容をご提示ください。	事業費の内訳及び内容については回答を差し控えさせていただきます。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
192	要求水準書（案）	21	2	2.2	(2)	②		耐震診断及び耐震設計について	耐震診断及び耐震設計に関連し、参考資料DISK1-01～03で耐震診断業務結果を開示いただいております。そのうち1-03について、ファイルの拡張子が「.exe」となっており閲覧不能でしたので、閲覧可能なファイルをご提供いただけないでしょうか。	ドキュワークス文書のビューワーアプリで閲覧可能です。なお閲覧できない場合は、市まで問い合わせください。
193	要求水準書（案）	21	2	2.2	(2)	②		電気計装設備について	表-12 「各施設の要求水準(共通)」内に「キ 停電は新旧設備の接続工事等による数時間程度は可能であるが、末端給水に支障がないようにするため、具体的な停電時間等については、本市との協議により決定するものとする。」とありますが、貴市との競争的対話等の中で協議させていただくという理解でよろしいでしょうか。	制約については、事業者決定後、詳細設計時の協議により、決定いたします。
194	要求水準書（案）	21	2	2.2	(2)	②		表-12 工事における安定供給	ここでいう「安定供給」とは工事期間中に既設真野浄水場の給水能力を損なわないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
195	要求水準書（案）	22	2	2.2	(2)	④		その他の書類の作成	市で作成済のアセットマネジメント資料の提供は可能でしょうか。	今後実施を予定している資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
196	要求水準書（案）	22	2	2.2	(2)	④		その他の書類の作成	「なお、年次計画書は、更新改良業務の対象施設について設備機器の選定時までに提出し、運転維持管理業務の実施に合わせて、適宜修正を行うこと。」とありますが、設備機器の選定時とは事業開始後の各年度という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
197	要求水準書（案）	22	2	2.2	(2)	④		その他の書類の作成	年次計画書を作成する期間は、本事業期間中かそれとも本事業完了後も対象となりますでしょうか？ 本事業完了後も対象となる場合、事業完了後何年間分が必要かご教示願います。	メンテナンス計画書を提出してください。なお対象期間はアセットマネジメントの考えのもと、設備更新のタイミング等を勘案し事業者提案としますが、本事業完了後も対象です。
198	要求水準書（案）	22	2	2.2	(2)	④		その他書類の作成	「事業者はアセットマネジメントに基づき、構造物や設備の長寿命化及びトータルコストの低減を考慮して、必要経費を記載した更新改良、運転維持管理に関する年次計画書を提出すること」とありますが、貴市が作成されているアセットマネジメントまたはストックマネジメントの計画書をご開示頂けるものと拝察します。この開示は公告時でしょうか。または事業者選定後でしょうか。	今後実施を予定している資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
199	要求水準書（案）	22	2	2.2	(2)	④		その他書類の作成	「年次計画書は、更新改良業務の対象施設について設備機器の選定時までに提出し、運転維持管理業務の実施に合わせて、適宜修正を行うこと」とありますが、更新施設の引き渡し後も、更新施設の運転維持管理の実施状況に合わせ事業契約終了まで年次計画書を適宜見直しをするという要求水準との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	要求水準書（案）	22	2	2.2	(3)			工事業務	公道部の一部の管路整備とは具体的にどの区間でしょうか。	公道部の一部の管路整備については、追加参考資料のDISC4「4-21_真野浄水場、仰木低区配水池管路計画図資料」をご確認ください。
201	要求水準書（案）	22	2	2.2	(3)			工事業務	施工計画を立案する中には仮設計画も含まれると考えます。仮設は事業者の任意仮設という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
202	要求水準書（案）	22	2	2.2	(3)			工事業務	施工計画を立案する上で仮設構造物を残置した方が既設構造物や新設構造物に与える影響を最小に出来ると判断出来る場合、貴市と協議の上、部分的に残置することは可能でしょうか。	市が承諾した場合に限り、可能です。
203	要求水準書（案）	22	2	2.2	(3)	①		各工種の監理技術者	「各工区において現場施工期間が重複しない等により、兼務が可能な場合は現場代理人は工区を兼務することができ、また各工種の監理技術者も複数の工区を兼務することはできる。」とありますが、各工区で作業があった場合でも関連性が高く合理的と考えられる場合は兼務が可能であるという理解でよろしいでしょうか。 複数の人員配置によって非効率となることが想定されるためご配慮をお願いします。	責任者の配置・兼務については、今後、整理を行い公表する予定です。詳細については、募集要項等の公表時に示す設計及び建設工事請負契約書（案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
204	要求水準書（案）	22	2	2.2	(3)	①		現場代理人	現場代理人についても「現場作業がない期間」から「現場作業期間」へ移行する際に変更が可能であるという理解でよろしいでしょうか。	現場代理人の変更は可能です。詳細については、募集要項等の公表時に示す「設計及び建設工事請負契約書（案）」をご確認ください。
205	要求水準書（案）	22	2	2.2	(3)	①		現場代理人	現場代理人について現場作業がない期間については現場常駐は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
206	要求水準書（案）	22	2	2.2	(3)	①		現場代理人について	「更新改良業務の工区毎に、現場代理人を1名配置し、さらに工種（土木、建築、機械及び電気計装設備）別に監理技術者を1名配置し」とありますが、設計建設JVを結成し、更新改良業務にあたる場合、現場代理人はJV代表構成員から1名を配置すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、配置技術者については、要求水準書（案）を修正します。詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
207	要求水準書（案）	22	2	2.2	(3)	①		現場代理人について	監理技術者は「請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間等」は専任を要せず、「工場から現地へ工事の現場が移行する場合等」は途中交代が認められておりますが、現場代理人も同様の扱いと考えて宜しいでしょうか。	現場代理人の変更は可能です。詳細については、募集要項等の公表時に示す「設計及び建設工事請負契約書（案）」をご確認ください。
208	要求水準書（案）	22	2	2.2	(3)	①		工事全般	複数の建設企業（土木工事企業、機械設備工事企業、電気設備工事企業）でJVを結成する場合、JVから統括工事責任者を1名配置すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
209	要求水準書（案）	22	2	2.2	(3)	①		工事全般	複数の建設企業（土木工事企業、機械設備工事企業、電気設備工事企業）でJVを結成する場合、工事業務としてJVから現場代理人を1名配置すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
210	要求水準書（案）	22	2	2.2	(3)	①		工事全般	工場製作期間の監理技術者（非専任）と現地据付期間の監理技術者（専任）を分けて別の技術者を配置することは可能でしょうか。	不可です。
211	要求水準書（案）	22	2	2.2	(3)	①		統括工事責任者	統括工事責任者は事業の進捗に合わせて変更が可能であるという理解でよろしいでしょうか。	統括工事責任者の変更は可能です。詳細については、募集要項等の公表時に示す「設計及び建設工事請負契約書（案）」をご確認ください。
212	要求水準書（案）	22	2	2.2	(3)	①		統括工事責任者	統括工事責任者については、特に資格要件等はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
213	要求水準書（案）	22	2	2.2	(3)	①		統括工事責任者	統括工事責任者は設計業務の管理技術者及び現場代理人との兼任を認めるとありますが、各工種の監理技術者との兼任も可能であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
214	要求水準書（案）	22	2	2.2	(3)	①		工事全般 配置技術者	工区毎に現場代理人と記載がございますが、一体管理を考えると現場代理人は全体で1名で、現場代理人補助者を各工区で配置すべきと考えます。あくまで現場代理人は事業者には1名にして頂きたいと考えます。	ご意見を踏まえ、要求水準書（案）を修正します。詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
215	要求水準書（案）	22	2	2.2	(3)	①		工事全般 配置技術者	工種毎の監理技術者の配置は当然だと考えますが、一体管理を考えると、各工種毎の監理技術者は各1名で各工区には監理技術者補助者を配置すべきと考えます。	ご意見を踏まえ、要求水準書（案）を修正します。また監理技術者補助者の配置については、事業者提案とします。詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
216	要求水準書（案）	22	2	2.2	(3)	①		工事監理者	工事監理者は設計施工JV内に設置すれば宜しいのでしょうか、それとも設計施工JVとは独立した組織として設置するのでしょうか。また独立した場合、その費用は入札金額算上、どこに含まれるのでしょうか。	前段は設計施工JV内での設置となります。後段は募集要項等の公表時に示す「提案書類記載要領[様式集]」をご確認ください。
217	要求水準書（案）	22	2	2.2	(3)	①		工事全般	ここで記載されている工区毎とは、真野浄水場（真野取水場を含む）・仰木低区配水池・真野低区配水池の3工区と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
218	要求水準書（案）	22	2	2.2	(3)	①		工事全般	「現場施工期間が重複しない等により、兼務可能な場合は、」との記載がありますが、「等」に含まれる意味として、施工期間が重複する場合でも兼務を認めていただける余地があると理解してよろしいでしょうか。	原則、ご理解のとおりです。ただし、配置技術者の兼務については、要求水準書（案）を修正します。詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
219	要求水準書（案）	22	2	2.2	(3)	①		工事全般	「更新改良業務の工区毎に、現場代理人を1名配置し」とありますが、一体管理を考えると現場代理人は事業として1名と考えます。したがって工区が重複する場合は、現場代理人補助者を配置することで、現場代理人の複数工区の兼務を認めていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、要求水準書（案）を修正します。なお現場代理人補助者の配置については、事業者提案とします。詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
220	要求水準書（案）	22	2	2.2	(3)	①		工事全般	「工種（土木、建築、機械及び電気計装設備）別に監理技術者を1名配置し」とありますが、工種別の監理技術者各1名とし、工区が重複する場合は、監理技術者の補助者を設置することで、監理技術者の複数工区の兼務を認めていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、要求水準書（案）を修正します。また監理技術者補助者の配置については、事業者提案とします。詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
221	要求水準書（案）	23	2	2.2	(3)	①		工事全般 用地確保について	「2つの真野浄水場隣接地の利用にあたっては有償とする。」とありますが、使用する場合の費用をご教示ください。	開示済みの参考資料のDISC1「4-01企業局用地（北基地、旧大津ガスサービスセンター真野店）の行政財産使用許可について」をご確認ください。
222	要求水準書（案）	23	2	2.2	(3)	①		工事全般 用地確保について	「本事業に伴い発生する土砂（小山の土砂を含む）は建設発生土であり、指定処分を行う。」との記載が御座いますが、本工事にて発生する残土（土壌）について、土壌汚染はないものと想定して宜しいでしょうか。また、土壌汚染がある場合（もしくは土壌汚染が判明した場合）に係る処分費は別途設計変更にて対応頂けるものと想定して宜しいでしょうか。	前段及び後段とも、ご理解のとおりです。
223	要求水準書（案）	23	2	2.2	(3)	①		事業用地	2つの真野浄水場隣接地の利用にあたっては有償と記載がございますが、利用料について目安をご提示ください。	開示済みの参考資料のDISC1「4-01企業局用地（北基地、旧大津ガスサービスセンター真野店）の行政財産使用許可について」をご確認ください。
224	要求水準書（案）	23	2	2.2	(3)	①		事業用地	事業用地の確保については基本設計では隣接する農地の借用について言及がございますが、借地については事業者の任意という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
225	要求水準書（案）	23	2	2.2	(3)	①		事業用地	事業用地の確保については基本設計では隣接する農地の借用について言及がございますが、借地については事業者の任意という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
226	要求水準書（案）	23	2	2.2	(3)	①		工事全般	2つの真野浄水場隣接地の利用にあたっては有償とする。また、利用する場合は、行政財産使用許可申請書を提出すること。と記載されていますが、有償の金額はどの程度かご教示下さい。	開示済みの参考資料のDISC1「4-01企業局用地（北基地、旧大津ガスサービスセンター真野店）の行政財産使用許可について」をご確認ください。
227	要求水準書（案）	23	2	2.2	(3)	①		用地	有償である真野浄水場隣接地の賃借費用を教えてください。	開示済みの参考資料のDISC1「4-01企業局用地（北基地、旧大津ガスサービスセンター真野店）の行政財産使用許可について」をご確認ください。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
228	要求水準書（案）	23	2	2.2	(3)	①		建築物の建設	建築物の建設に当たって、工事監理者を配置とありますが、これは「P.26その他付帯する業務①工事監理業務」に記載されている役割と同義と理解してよろしいでしょうか	同義ではありません。P23（3）工事業務①工事全般に示す工事監理者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第5条の6第4項に規定されるものです。一方、P26（4）その他付帯する業務①工事監理業務は市の補助者・代行者となる技術者であり、法的に規制されるものではありません。なおP26（4）その他付帯する業務①工事監理業務の内容につきましては見直し、詳細につきましては要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
229	要求水準書（案）	23	2	2.2	(3)	①		工事全般	「事業者は、工事管理状況を本市に毎月報告」とありますが、工事管理であって、設計業務は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
230	要求水準書（案）	23	2	2.2	(3)	②		周辺住民への配慮に関する事項	「周辺環境に与える要因について想定し、対策を講じること」との記載がありますが、現時点で各施設の周辺住民の方や施設等と工事の施工時間や工事車両の通行時間等について協議している事項はありますでしょうか。	協議している事項はありません。
231	要求水準書（案）	23	2	2.2	(3)	②		住民説明会	本事業について、これまでに何らかの住民説明会を貴市にて開催されたことはありますでしょうか	開催実績はありません。
232	要求水準書（案）	23	2	2.2	(3)	②		住民説明会	「質疑や意見等に対して誠実な対応を行うこと」との記載がありますが、説明会日以降の住民からの質疑・要望等についての窓口は、原則的には貴市と事業者とどちらになるでしょうか。	本市となります。
233	要求水準書（案）	23	2	2.2	(3)	③		工場立会検査について	「主要な設備等は、製作完了時に本市による工場立会検査を受けること」とありますが、工場立会検査対象として想定されている設備がございましたらご教示ください。	現時点では想定できません。
234	要求水準書（案）	24	2	2.2	(3)	④	—	試運転業務	試運転開始前に作成する「運転操作マニュアル」とは、試運転に係る運転操作手順等を記載した書類という理解でよろしいでしょうか。	実運用に向けた運転操作手順を記載したものになります。試運転に係る手順等については試運転計画書に取りまとめ下さい。
235	要求水準書（案）	24	2	2.2	(3)	④	—	試運転業務	電力、ガス、薬品、その他の消耗品等の費用は、引渡しまでは事業者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細については協議にて決定します。
236	要求水準書（案）	24	2	2.2	(3)	④	—	試運転業務	総合試運転において設備を連続運転する場合など、午前9時から午後5時を超えて性能確認を行いたく、事前協議の上、ご承諾いただくことは可能でしょうか。	市が承諾した場合に限り、可能です。
237	要求水準書（案）	24	2	2.2	(3)	④		試運転業務	ろ過池の洗浄は浄水を使用したいと考えておりますが、無償提供いただけるのでしょうか、それとも事業者負担でしょうか。	無償にて提供しますが、既存の水運用に支障をきたさない範囲となります。
238	要求水準書（案）	24	2	2.2	(3)	④		試運転業務について	「・事業者は、試運転開始後、稼動が安定し、本要求水準書に規定する要求事項に適合し、要求性能を達成することを確認できたときは、その旨を本市に書面で報告する。 ・事業者は、試運転終了後、試運転報告書を作成し、本市に提出すること。」とありますが、前段の記載は、後段の試運転報告書にまとめて提出するという理解でよろしいでしょうか。	各々の段階で提出が必要です。
239	要求水準書（案）	24	2	2.2	(3)	④		試運転に要する原水について	試運転に要する原水は貴市が供給（負担）」と記載されておりますが、必要に応じて沈澱処理水やろ過水、浄水等についても貴市にて供給・負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	既存の水運用に支障をきたさない範囲で無償提供します。ただし供給に当たっての接続配管等の工事は事業者負担となります。
240	要求水準書（案）	24	2	2.2	(3)	④		試運転業務	「試運転時間は、原則、午前9時から午後5時までの間に実施するものとする。」とありますが、ろ過池のろ抗上昇の確認等、8時間以内では終了しない試運転項目も存在するため、上記の時間を超えて試運転を継続することは可能でしょうか。	市が承諾した場合に限り、可能です。
241	要求水準書（案）	24	2	2.2	(3)	④		試運転業務	試運転に使用できる水量として、水利使用許可最大取水量の46,500m <sup>3</sup> /日から、既設浄水施設において供給に必要な水量（令和5年度運転実績 33,310m <sup>3</sup> /日）を減じ、常時約13,000m <sup>3</sup> /日（約541m <sup>3</sup> /時）程度は使用できるという認識でよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりですが、詳細につきましては事業開始後、その時の水需要を勘案して、試運転に使用できる水量を決定する予定です。現在の水利使用許可申請の更新は令和7年度を予定しています。現時点では、更新後の水利使用許可最大取水量は48,000m <sup>3</sup> /日を想定していますが、水利使用許可申請の結果、最大取水量は変更になる可能性があります。そのため、現行の46,500m <sup>3</sup> /日から最大48,000m <sup>3</sup> /日まで取水量の調整ができるようにしてください。またそれに合わせて、送水までを含めて、調整可能な運転が行えるようにしてください。
242	要求水準書（案）	24	2	2.2	(3)	④		試運転業務	試運転に使用できる原水流量（約13,000m <sup>3</sup> /日）もしくは、排水量制約による原水水量にて、要求水準の履行確認と置き換えてよろしいでしょうか。（全量確認48,000m <sup>3</sup> /日での確認は不要との認識です）	給水開始前のご理解のとおりですが、給水開始後に、48,000m <sup>3</sup> /日の全量確認を行っていただく必要があります。水利使用許可申請の結果、最大取水量は変更になる可能性があります。そのため、現行の46,500m <sup>3</sup> /日から最大48,000m <sup>3</sup> /日まで取水量の調整ができるようにしてください。またそれに合わせて、送水までを含めて、調整可能な運転が行えるようにしてください。
243	要求水準書（案）	24	2	2.2	(3)	④		試運転業務	本設備の処理水質の分析においては事業者にて行い、給水開始届については貴市にて実施する認識でよろしいでしょうか。	前段及び後段とも、本市で行います。
244	要求水準書（案）	24	2	2.2	(3)	④		試運転業務	試運転実施時の真野浄水場における水利使用許可最大水量は、48,000m <sup>3</sup> /日になっており、この水量から既設浄水施設において供給に必要な水量を減じた水量が試運転に利用可能な原水水量となるという理解でよろしいでしょうか。	令和7年度に本市が行う水利使用許可申請の結果にもよりますが、概ねご理解のとおりです。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
245	要求水準書（案）	25	2	2.2	(3)	⑥		完成図書及び各種申請図書の作成について	「完成図書の様式、部数は、本市と協議を行うこととし」とありますが、提案時の金額算出のため、この質疑回答で暫定的に様式、部数等をご提示下さい。	ご意見として承ります。
246	要求水準書（案）	25	2	2.2	(3)	⑦		各種申請等の業務	更新改良業務に伴う各種申請等の業務とは、具体的にどの様な業務があるのでしょうか。	道路使用許可申請書等の提出を想定しています。
247	要求水準書（案）	25	2	2.2	(3)	⑦		各種申請等の業務	計画通知は事業者において行うとありますが、申請手数料は事業費に含めると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
248	要求水準書（案）	25	2	2.2	(3)	⑦		各種申請等の業務	計画通知の対象は真野浄水場の屋外トイレと仰木低区配水池の新送水ポンプ棟と考えますが、真野浄水場の既設建築物の計画通知書はそろっていますでしょうか。直近の計画通知の時点から建築物に変更はありますでしょうか。	申請時の建築主事の見解にもよりますが、計画通知の対象は真野浄水場の屋外トイレや仰木低区配水池の新送水ポンプ棟以外に、真野浄水場内の新設する管廊等も該当すると考えています。計画通知書はあります。直近の計画通知の時点から建築物に変更はありません。
249	要求水準書（案）	25	2	2.2	(3)	⑧		その他の各種申請等の支援業務	貴市の会計検査資料等の支援業務とは具体的にどの様な業務があり、費用については変更対象という理解でよろしいでしょうか。	前段は本市担当者への本事業の概要説明、書面検査及び実地検査に必要な資料作成並びに会計検査におけるQ&A対応等を想定しています。後段は変更対象とするため、要求水準書を修正します。
250	要求水準書（案）	25	2	2.2	(3)	⑧		その他各種申請等の支援業務	国庫補助金の申請書類および報告書類等の作成支援業務に関する費用については、変更対象とする、と記載がございますが、設計変更対象とするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
251	要求水準書（案）	25	2	2.2	(3)	⑧		その他の各種申請等の支援業務について	想定されている国庫補助金がありましたら、ご教示願います。	具体的に想定している国庫補助金はございません。
252	要求水準書（案）	25	2	2.2	(3)	⑧		その他の各種申請等の支援業務	現状で想定されている国庫補助事業があればご教示下さい。	具体的に想定している国庫補助金はございません。
253	要求水準書（案）	25	2	2.2	(3)	⑨		工事期間中の対応	真野浄水場の更新に伴う水張り試験に必要な浄水も無償でご提供いただけますでしょうか。	ご理解のとおりですが、既存の水運用に支障をきたさない範囲となります。
254	要求水準書（案）	25	2	2.2	(3)	⑩		イメージアップ対策	「本市広報業務に協力すること」とありますが、要求水準（標準的なもの）として考えている業務としてはどのようなものを想定されているかご教示ください。	市民からの工事に関する問合せ等に対する回答作成や工事進捗がわかる資料の作成等を考えています。
255	要求水準書（案）	25	2	2.2	(3)	⑩		イメージアップ対策について	「本市広報業務に協力すること。」とありますが、具体的な協力の内容についてご教示ください。	市民からの工事に関する問合せ等に対する回答作成や工事進捗がわかる資料の作成等を考えています。
256	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理業務	事業者が配置する重点監理業務を行う技術者の権限、責任の範囲を具体的にお示しください。	詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
257	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理業務	DX等の新技術等の導入を積極的に行いとありますが、市・工事監理者・事業者の三者で新技術を活用する際に、市に設備費等が必要となる場合は市の負担となりますでしょうか。	具体的な内容が不明確のため、回答を差し控えさせていただきます。
258	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理業務	事業者が配置する重点監理業務を行う技術者はセルフモニタリング業務を兼務することは可能でしょうか。	不可です。
259	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理業務	事業者が配置する重点監理業務を行う技術者の業務には、設計変更時の発注者支援業務は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	含まれます。
260	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理業務	工事監理業務に従事する技術者の要件はありますでしょうか。工事監理業務の外部委託は可能でしょうか。	工事監理業務の名称及び内容を見直します。詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
261	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理業務	工事監理業務の確認頻度、実施内容について、市としてのお考えがあればご教示ください。	工事監理業務の名称及び内容を見直します。詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
262	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理業務	配置する技術者は、工期途中での変更は可能でしょうか。	工事監理業務の名称及び内容を見直します。詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
263	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理業務	工事監理業務において、配置する技術者は、設計業務を行った設計会社および技術者以外の者を選任してもよいでしょうか。	工事監理業務の名称及び内容を見直します。詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
264	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理業務	「配置する技術者は本事業の設計を行った全工種（土木、建築、機械及び電気計装設備）の4名」とありますが、これは配置対象の工種が、事業者の設計業務の範囲である土木、建築、機械及び電気計装設備の4種であって、配置する技術者は必ずしも設計を行った企業（設計技術者）に限定されないとの理解でよかったですでしょうか。	工事監理業務の名称及び内容を見直します。詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
265	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理業務	工事監理業務は、本業務の建設を担う企業が担当することも可能と考えてよかったですでしょうか。また、建築以外の工事監理担当者は、特段の資格要件はないと理解してよかったですでしょうか。	工事監理業務の名称及び内容を見直します。詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
266	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理業務について	工事監理業務を実施する者の要件はありますでしょうか。工事監理業務について、貴市との所掌区分をご教示ください。	工事監理業務の名称及び内容を見直します。詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
267	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理業務について	「工事監理業務の実施に当たっては、DX等の新技術等の導入を積極的に行い、本市及び事業者双方の生産性向上及び業務の効率化を図ることとする。」とありますが、新技術の導入については業務期間中に別途提案を行うという理解でよろしいでしょうか。	具体的な提案によりますが、事業開始後ということであれば、提案をいただいたうえで、協議により取り扱いを決めることを想定します。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
268	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理業務に配置する技術者について	工事監理を行うため事業者は、全工種（土木・建築・機械・電気）の4名の技術者を配置する。とありますが、これは22ページに記載の建設業法に基づく監理技術者と同一という理解でよろしいでしょうか。また、定義が同一でない場合でも、兼任は可能でしょうか。	工事監理の技術者とP22の建設業法に基づく監理技術者は定義が異なります。工事監理業務の名称及び内容を見直します。なお詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
269	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		業務の効率化	DX等の新技術等の導入を積極的に行い、本市及び事業者双方の生産性向上及び業務の効率化を図ると記載があり、プロフィットシェアに当たると考えます。貴市の業務の効率化を実現できた場合、プロフィットシェアを適用して頂けますでしょうか。	具体的な提案にもよりますが、DX等について対象外とするものではありません。ただしプロフィットシェアの提案は事業開始後に行うものとしているため、提案時はプロフィットシェアについての記載は一切行わないでください。
270	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理業務	事業者が設置する市の補助者・代行者となる技術者は、工種毎（4名）と記載がございますが、工事の段階が各工種に寄ってことなるため配置期間は事業者により設定出来ると考えて宜しいでしょうか。	工事監理業務の名称及び内容を見直します。詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
271	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理業務	事業者が設置する市の補助者・代行者となる技術者に必要な公的資格はございますでしょうか。	ありません。
272	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理業務	事業者が設置する市の補助者・代行者となる技術者は、各種マネジメント業務の一部を担うと記載がございますが、業務内容、範囲が曖昧です。業務内容、範囲、権限等についてご提示ください。	工事監理業務の名称及び内容を見直します。詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
273	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理業務	工事監理業務は応募グループの会社であれば、どの社が対応しても良いという理解で宜しいでしょうか。	土木については、本事業の構成企業である設計企業からの選出が必要です。また工事監理業務の名称及び内容を見直します。なお詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
274	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理業務	「本市では、事前調査業務、設計業務及び工事業務について、要求水準書で定める内容の適合状況の確認等を目的として工事監理を行うため、事業者は市の補助者・代行者となる技術者を更新改良業務の期間中、配置すること。これらの技術者は要求水準書等に従って本業務の目的等を十分把握したうえで工事監理業務を行う。」と記載されていますが、工事監理業務の履行確認を円滑に遂行するための工事監理業務計画書が必要と考えますが、③提出書類には記載されていません。どのようにお考えでしょうかご教示ください。	工事監理業務の名称及び内容を見直します。詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
275	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理業務	「配置する技術者は本事業の設計を行った全工種（土木、建築、機械及び電気計装設備）の4名とし、技術的な中立性を保ちつつ本市の立場に立ち、各種マネジメント業務の一部を担うこととし、工事監理業務の方法は重点監理とする」と記述されていますが、重点管理の頻度・度合は具体的にどの程度をお考えでしょうかご教示ください。	工事監理業務の名称及び内容を見直します。詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
276	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理者	工事監理者は設計施工JV内に設置すれば宜しいのでしょうか、それとも設計施工JVとは独立した組織として設置するのでしょうか。また独立した場合、その費用は入札金額算上、どこに含まれるのでしょうか。	前段については設計施工JVとは独立した組織となります。後段については、回答を差し控えさせていただきます。
277	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理業務	DBO受注者が中立性を保ち発注者側の立場で工事監理を行うとはどのようなことでしょうか。また、どのような目的で行うのでしょうか。	前段については、市の補助者・代行者として更新改良業務の工事監理を行うものです。後段については、市の補助者・代行者として、更新改良業務の工事監理を円滑に進めることを目的とするものです。なお工事監理業務の名称及び内容を見直します。詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
278	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理業務	「配置する技術者は本事業の設計を行った全工種の4名とし」との記載がありますが、実際に設計を行った担当者という意味ではなく、設計対象の4工種のそれぞれに各1名を配置するという理解でよろしいでしょうか。	工事監理業務の名称及び内容を見直します。詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
279	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	①		工事監理業務	統括工事責任者、現場代理人、監理技術者とは別に、重点監理を行う技術者を配置するという事でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。工事監理業務の名称及び内容を見直します。詳細につきましては、後日公表する事業契約書（素案）及び要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
280	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	③		提出書類	各種計画書、設計図書、完成図書、モニタリング報告書等の提出について、ペーパーレスの観点から書類又は電子データとし、提出方法は事業者提案とすることは可能でしょうか。	ご意見として承ります。
281	要求水準書（案）	26	2	2.2	(4)	③		提出書類	編集可能な電子データとは、PDFとcadデータ(.dxf)と理解してよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりですが、それら以外として、ワード、エクセル等があります。
282	要求水準書（案）	27	2	2.2	(4)			表13	運転操作マニュアルについては、試運転結果等を反映し、作成する必要があると考えますが、試運転完了後の提出ということでよろしいでしょうか。	試運転の開始前と試運転結果を反映した完了時の2回の提出が必要です。
283	要求水準書（案）	28	2	2.2	(4)	③		セルフモニタリング会議について	表-13 「提出書類(更新改良業務)」内に、モニタリング報告書の提出時期はモニタリング会議時とありますが、モニタリング会議の頻度、参加者等については事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	事業者提案を基に、協議により決定します。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
284	要求水準書（案）	28	2	2.2	(4)	③		表-13 セルフモニタリング	モニタリング計画書、およびモニタリング報告書は、それぞれ「事前調査」、「設計業務」「工事業務」の3種類を提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
285	要求水準書（案）	28	2	2.2	(4)	表-3		モニタリング報告書	モニタリング報告書の提出頻度はどのように想定されていますでしょうか？	原則、月1回を想定していますが、事業者提案を基に、協議により決定します。
286	要求水準書（案）	29	2	2.3	(1)	表-14		業務の内容	更新(C)「場内配管」と記載がありますが、対象部分についてご教示ください。	要求水準書（案）P39 表-16 場内配管をご確認ください。
287	要求水準書（案）	29	2	2.3	(1)	表-14		業務の内容	更新対象として「場内配管」と記載がありますが、対象部分についてご教示ください。	要求水準書（案）P39 表-16 場内配管をご確認ください。
288	要求水準書（案）	29	2	2.3	(1)	表-14		場所：真野浄水場 対象：設備 対応方法：更新及び改良（G）	名称範囲に、粉末活性炭注入設備が含まれていますので、更新対象設備と考えてよろしいでしょうか。（14、16の質問項目のどちらが正でしょうか）	要求水準書（案）P33 表-16 粉末活性炭接触池 イのとおりです。
289	要求水準書（案）	29	2	2.3	(1)			業務の内容	表-14に記載がある劣化補修の対象施設について、劣化調査結果および補修箇所を示す資料を提示願います。また、対象施設は空水や停止により工事が可能な施設という認識で宜しいでしょうか。	前段は劣化補修に関する資料はDISC1「1-01_真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託」をご確認ください。この資料の一部を要求水準書の別紙18とし、再度、開示します。提案時はこの資料を基に数量及び工事費を算出し、事業開始後の設計内容と提案内容に差異があった場合は設計変更の対象とします。なお不足する内容については事業者にて想定していただき、事業開始後の設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。水槽内部の劣化補修は、取水井を除き、事業対象となります。後段は概ねご理解のとおりですが、要求水準書（案）P40 耐震補強及び劣化補修 エにて求める工事を実施することにより空水及び停止が可能となります。
290	要求水準書（案）	29	2	2.3	(1)			表-14 真野浄水場更新改良施設	劣化補修対象となる施設全体に関する質問です。応募時に想定している劣化補修内容・数量と事業開始後の劣化調査結果に基づく劣化補修内容・数量が異なる場合、設計変更対象となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
291	要求水準書（案）	29	2	2.3	(1)			表-14 真野浄水場更新改良施設	劣化補修対象となる施設全体に関する質問です。応募時に想定可能な劣化補修内容・数量に関する資料は公開していただけるとの理解でよろしいでしょうか。公開していただける場合、該当する資料名称をご教示ください。公開していただけない場合、どのように劣化補修内容・数量を想定すればいいかご教示ください。	ご意見を踏まえ、参考資料にある劣化補修関係の資料の一部等を要求水準書の別紙18として、開示します。提案時はこの資料を基に数量及び工事費を算出し、事業開始後の設計内容と提案内容に差異があった場合は設計変更の対象とします。なお不足する内容については事業者にて想定していただき、事業開始後の設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。
292	要求水準書（案）	29	2	2.3	(1)			真野浄水場撤去	撤去する倉庫の概要がわかる資料の提示をお願いします。	追加参考資料のDISC4「2-01_真野防災備蓄倉庫新築工事（PDF、JWW）」をご確認ください。
293	要求水準書（案）	29	2	2.3	(1)			真野浄水場更新改良施設について	表-14「真野浄水場更新改良施設」内に「*2 設計に必要な資料は資料閲覧において、本市から提供する資料を確認すること。」とありますが、資料閲覧時に該当箇所を付箋等で明示いただけるという理解でよろしいでしょうか。	該当箇所を付箋等で明示することまではできません。
294	要求水準書（案）	29	2	2.3	(1)			表-14 更新及び改良（G）	「粉末活性炭注入設備」が更新対象となっておりますが、「P33 表-16 粉末活性炭接触池 イ」では、「粉末活性炭注入設備は既設を利用し」とあります。粉末活性炭注入設備は更新対象ではなく、既設を利用するという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）P33 表-16 粉末活性炭接触池 イのとおりです。別紙9 設備一覧 機器台帳（真野浄水場）を修正し、活性炭注入設備、現場操作盤を更新対象から外します。
295	要求水準書（案）	29	2	2.3	(1)			表-14 注）	整備する設備リスト「別紙9、1枚目、粉末活性炭注入設備、現場操作盤」が更新改良業務対象となっております。粉末活性炭注入設備のうち、現場操作盤のみ更新するという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）P33 表-16 粉末活性炭接触池 イのとおりです。別紙9 設備一覧 機器台帳（真野浄水場）を修正し、活性炭注入設備、現場操作盤を更新対象から外します。
296	要求水準書（案）	29	2	2.3	(1)			表-14 注）	整備する設備リスト「別紙9、3枚目、排水処理設備、スラッジ掻寄せ機（No.1）」が更新改良業務対象となっております。この機器は、既設濃縮槽の掻寄せ機のことでしょうか。「P30 図-1」において既設濃縮槽は耐震補強及び劣化補修対象（構造物）となっており、既設濃縮槽の掻寄せ機は更新対象外と読み取れますので、別の設備を示しておられますでしょうか。	濃縮槽は新設するため、別紙9 設備一覧 機器台帳の更新改良業務対象の該当箇所に“○”を付与しています。既設の掻寄せ機は更新対象外です。
297	要求水準書（案）	30	2	2.3	(2)			浄水処理方式	図-1 浄水フロー（真野浄水場（真野取水場含む））において、排泥池の右の濃縮槽の口枠が緑色となっておりますが、正しくは空色ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。
298	要求水準書（案）	30	2	2.3	(2)	①		原水の臭気物質の想定条件（最大値）	原水Geosmin、2-MIBの最大値が設計における条件ということで宜しいでしょうか。	原水の水質想定条件（最大値）を示しています。
299	要求水準書（案）	30	2	2.3	(2)	①②		原水想定条件	原水水質について、提示された臭気物質及び濁度条件以外においては「参考資料4-03_水質試験年報_平成25年度～令和4年度（10年分）」の過去10年の実績からの最大値と判断してもよろしいでしょうか。	DVDで提供しました参考資料の実績値からご判断ください。
300	要求水準書（案）	30	2	2.3	(2)	①②		原水想定条件	上記の場合、原水水質が過去10年の実績最大値を超えたことによる事業者が生じた増加費用及び損害については、貴市の負担と考えおりますがよろしいでしょうか。	質問にある損害の定義が不明確なため、回答は差し控させていただきます。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
301	要求水準書（案）	30	2	2.3	(2)	①②		浄水処理方式	また臭気物質については、継続時間の記載がありませんが、実施方針別紙3リスク分担表の「原水の水量・水質変化」に記載の「過去の実績から合理的に予測できる範囲」と理解し、仮に事業者が予測できない範囲として事業者が設定する施設設計条件を超え、運転管理上の工夫をしたとしてもリスクが顕在化してしまった際には、協議に応じていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
302	要求水準書（案）	30	2	2.3	(2)	②		原水の濁度の想定条件（最大値）	原水濁度の最大値が設計における条件ということで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
303	要求水準書（案）	30	2	2.3	(2)	図-1		浄水フロー（真野浄水場（真野取水場含む）	濃縮槽について、緑色（耐震補強及び劣化補修対象（構造物））になっていますが、空色（耐震診断のみ実施（構造物）の間違いでしょうか。（p40排水池、排泥池、濃縮槽、排水処理設備に関連する連絡管廊（共同溝）イと齟齬があるため。）	ご理解のとおりです。修正します。
304	要求水準書（案）	30	2	2.3	(2)			浄水処理方式	図-1 浄水フローにおいて、空色：耐震診断のみ実施（構造物）と記載されていますが、空色の箇所がありません。どのように理解したらよいかご教示ください。	既設濃縮槽が該当します。修正します。
305	要求水準書（案）	30	2	2.3	(2)	①		原水の臭気物質の想定条件（最大値）	本事業では「粉末活性炭注入設備」は既設を利用することから、ご提示の原水の臭気物質の想定条件に対して既設と同程度以上の滞留時間を有する粉末活性炭接触池を整備することで、臭気除去が行えるという理解でよろしいでしょうか。	事業者にてご検討ください。
306	要求水準書（案）	31	2	2.3	(3)			表-15 真野取水場更新改良業務の要求水準機械設備	既設取水施設のウォーターハンマー、キャビテーションといった設備にダメージを与える事象に対する対策をご教示ください。また、更新後にエアチャンバ等の対策設備の設置が必要となる場合のスペースの有無などについては検討済みでしょうか。	前段は対策の必要性及び対策方法の検討について、事業者にて検討願います。後段は検討していません。
307	要求水準書（案）	31	2	2.3	(3)			表-15 真野取水場更新改良業務の要求水準電気設備	基本設計図書の見直し結果から盤の更新スペースが既設電気室内では困難であることが予想され、屋外に仮設盤の設置する案となっておりますが、仮設盤の設置スペースは敷地内で確保できるのでしょうか。	ご提案される仮設盤スペースによるものとなりますので、現地確認の上、ご提案願います。
308	要求水準書（案）	31	2	2.3	(3)	表-15		劣化補修	「劣化補修はひび割れ幅が0.2mm以上の部分を対象」とありますが、着手に伴い参考資料と劣化状況に違いが生じた場合は変更対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
309	要求水準書（案）	31	2	2.3	(3)	表-15		劣化補修 イ	「雨水以外の取水井滞留水、汚水を排水できないことに留意すること」とありますが、工事で発生する排水については排水可能でしょうか。	排水基準を厳守することを前提に、周辺水路等に排水することは可能です。
310	要求水準書（案）	31	2	2.3	(3)	表-15		劣化補修 取水井	「劣化補修はひび割れ幅が0.2mm以上の部分を対象とする。」とあるが、0.2mm以上のひび割れは無数にあることが想定されるが、その場合全面的に補修を行うということでしょうか。	ご理解のとおりです。
311	要求水準書（案）	31	2	2.3	(3)	表-15		更新及び改良機械設備	真野取水場における取水ポンプのウォーターハンマー検討のため、既設送水管（真野取水場～真野浄水場）の、それぞれの管種、口径、管路縦断図、既設のウォーターハンマー検討書を提供いただけないでしょうか。	開示済みの参考資料及び追加参考資料のDISC4「4-22_修正版広域図（主要施設間の管路延長及び口径）」をご確認ください。なお、管路縦断図、ウォーターハンマー検討書はありません。
312	要求水準書（案）	31	2	2.3	(3)	表-15		劣化補修 イ	「真野取水場においては、雨水以外の取水井滞留水、汚水を排水できないことに留意すること」と記載されていますが、工事に伴って発生する排水はその限りではないという認識でよろしいでしょうか。	排水基準を厳守することを前提に、周辺水路等に排水することは可能です。
313	要求水準書（案）	31	2	2.3	(3)			ITV監視設備について	表-15 「真野取水場更新改良業務の要求水準」内に「ウ 映像は浄水管理センター中央監視室へ伝送できるものとする。なお、既存システムへの取込み、並立、若しくは刷新については、事業者提案とする。」とありますが、取込み、並立、刷新の内容により、技術評価点に相違がある場合、評価基準をご提示ください。また、刷新の定義をお示しください。	前段の評価基準については、ご提案内容により評価させていただきます。後段の刷新の定義は、既設を取り込むシステムとご理解ください。なお一例として、カメラ台数の増設があった場合の電気計装設備の改造は本事業に含まれます。
314	要求水準書（案）	31	2	2.3	(3)			取水井	取水井だけでなく、該当する施設に「…劣化補修はひび割れ幅が0.2mm以上の部分を対象とする。」と記載がありますが、剥離や鉄筋露出等のひび割れ以外は補修対象外との理解でよろしいでしょうか。	補修対象になります。
315	要求水準書（案）	31	2	2.3	(3)			電気設備について	表-15 「真野取水場更新改良業務の要求水準」内に「エ ～真野浄水場対向用の通信回線は更新すること」とあります。本事業範囲としては、監視設備において必要な通信回線を選定するまでとし、通信契約、通信費負担は貴市で実施頂くという理解でよろしいでしょうか。	契約に係る費用及び試運転時に係る通信費は事業者負担になります。
316	要求水準書（案）	31	2	2.3	(3)			表-15 機械設備 ア	取水ポンプ4台を更新すること。とありますが、機械設備の更新範囲は、取水ポンプ及び別紙9に記載のある機器のみで、取水ポンプの吐出配管は対象外と考えてよろしいでしょうか。	ポンプ廻り配管は含まれます。
317	要求水準書（案）	32	2	2.3	(2)	②		建築付帯設備	本工事施工における更新対象設備以外の既存の建築機械設備及び建築電気設備についても原則として更新することとありますが、改修対象となる建築付帯設備を具体的にご教示ください。（照明、動力、空調、換気、消防など）また改修対象は盤や機器だけでしょうか、配線、配管、ダクト類も含まれますでしょうか。	建築付帯設備はすべて改修対象となります。具体的な名称や数量等は開示できませんが、改修範囲については、別途公表する要求水準書（案）令和6年10月修正版の別紙24をご確認ください。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
318	要求水準書（案）	32	2	2.3	(2)	②		建築付帯設備	上記に関連し、更新が必要となる建築付帯設備の内容がわかる図面などの資料の提示をお願いします。	別途公表する要求水準書（案）令和6年10月修正版の別紙24をご確認ください。
319	要求水準書（案）	32	2	2.3	(2)	②		建築付帯設備	上記質疑に関連し、建築付帯設備の改修対象となる範囲は、設備更新や耐震改修が行われる範囲（室）のみでよろしいでしょうか。	真野浄水場（真野取水場を含む）及び仰木低区配水池の敷地内にある建築機械設備及び建築電気設備はすべて対象です。なお各敷地内にある屋外灯等も含まれます。
320	要求水準書（案）	32	2	2.3	(3)	表-15		建築付帯設備ウ	「照明設備については…更新、増設を行うこと。」とありますが、既存照明はPCB調査はすべて実施済みという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
321	要求水準書（案）	32	2	2.3	(3)	表-15		更新及び改良建築付帯設備	「更新対象設備以外の既存の建築機械設備及び建築電気設備についても、原則として更新すること」と記載があります。対象となる範囲の図面・リスト等をご明示いただけますでしょうか。	別途公表する要求水準書（案）令和6年10月修正版の別紙24をご確認ください。
322	要求水準書（案）	32	2	2.3	(3)	表-15		更新及び改良建築付帯設備	「更新対象設備以外の既存の建築機械設備及び建築電気設備についても、原則として更新すること」と記載がありますが、対象となる範囲の図面・リストを提供ください。	別途公表する要求水準書（案）令和6年10月修正版の別紙24をご確認ください。
323	要求水準書（案）	32	2	2.3	(3)			建築付帯設備について	表-15 「真野取水場更新改良業務の要求水準」中のア～エに記載の建築付帯設備について、「空調・換気設備」「照明設備」「構内通話設備」以外の更新対象について明示していただけないでしょうか。	別途公表する要求水準書（案）令和6年10月修正版の別紙24をご確認ください。
324	要求水準書（案）	33	2	2.3	(3)			表-16 真野浄水場更新改良業務の要求水準浄水処理施設全体	「なお渠や管路においても同様の考えとし、浄水処理及び排水処理に影響を及ぼす箇所においては、ボトルネックにならないようにすること」とありますが、仮設配管等により、ボトルネックを解消できる構造とするの理解でよろしいでしょうか。	仮設配管等以外にも考えられる対策はあります。詳細につきましては、事業者にてご確認ください。
325	要求水準書（案）	33	2	2.3	(3)			表-16 真野浄水場更新改良業務の要求水準浄水処理施設全体	「なお渠や管路においても同様の考えとし、浄水処理及び排水処理に影響を及ぼす箇所においては、ボトルネックにならないようにすること」とありますが、最大取水量が浄水処理できるように、排水処理施設の配管等も含めて完全二系統化を求めるといってよろしいでしょうか。	完全二系統化を求めている訳ではありません。なおボトルネックとは、一部の施設及び設備を更新もしくは修繕等によって機能停止した場合に、機能停止した施設及び設備以外を最大限活用したとしても浄水能力を満足した水運用（浄水処理及び排水処理）ができなくなる箇所を意味しています。
326	要求水準書（案）	33	2	2.3	(3)		イ	浄水処理施設全体	「…浄水処理及び排水処理に影響を及ぼす箇所においては、ボトルネックにならないようにすること。」とありますが、1系列停止時におけるボトルネックとは具体的にどのような施設・設備のどのような状態を指すのかご教示ください。	全ての施設・設備を対象に、該当部が停止することにより、浄水処理及び排水処理に支障をきたし、必要な浄水能力が得られなくなる状態のことです。
327	要求水準書（案）	33	2	2.3	(3)	表-16		浄水処理施設全体 エ	「各施設において、空水にできない箇所を設けないようにすること」とありますが、自然流下による排水が困難な箇所において、必要時に排水ポンプ（備品として納入）を設置し排水するという提案は可能でしょうか。	排水に係る時間等を勘案し判断します。
328	要求水準書（案）	33	2	2.3	(3)	表-16		浄水処理施設全体 エ	「空水に出来ない箇所」には管廊内の配管や浄水場内の連絡配管は含まれないとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
329	要求水準書（案）	33	2	2.3	(3)	表-16		粉末活性炭接触池	「ア 原水におけるカビ臭物質、ウログレナ等による臭気の発生等の対応を目的に設置するものであり、これらに対して要求する浄水水質が得られる施設とすること。」とありますが、この要求事項は、要求水準書に示される流量、原水引渡条件（臭気、濁度は要求水準書に記載条件、その他については過去10年の実績最大値）のもと、水道法の水質基準を満たすという考えでよろしいでしょうか。	別紙10に示す水道法の水質基準に適合している必要があります。なお、原水水質については、DVDで提供しました参考資料の実績値からご判断ください。
330	要求水準書（案）	33	2	2.3	(3)	表-16		粉末活性炭接触池 イ	粉末活性炭注入設備は既設を利用し、注入配管及び粉末活性炭接触池を整備すること。と記載ありますが、既設利用と考えてよろしいでしょうか。（14、16の質問項目のどちらが正でしょうか）	ご理解のとおりです。詳細は要求水準書（案）P33表-16 粉末活性炭接触池 イのとおりです。
331	要求水準書（案）	33	2	2.3	(3)			浄水処理施設について	表-16 「真野浄水場更新改良業務の要求水準」内に「カ 構造物高さは事業者提案とするが、経済性、施工性及び環境性の面等から、適切に設定すること。」とありますが、主観による定性的な評価は公平性をそこのため、定量的な高さ制限をご教示いただけますでしょうか。	ご意見として承ります。
332	要求水準書（案）	33	2	2.3	(3)			表-16 浄水処理施設全体 イ	「浄水処理施設は原則として複数系統とし、・・・なお渠や管路においても同様の考えとし、浄水処理及び排水処理に影響を及ぼす箇所においては、ボトルネックにならないようにすること。」とありますが、新設急速ろ過池から浄水池へ移送する配管も複数系統必要という考えでよろしいでしょうか。	新設急速ろ過池から浄水池へ移送する配管については、必ずしも複数系統必要という考えではありません。
333	要求水準書（案）	33	2	2.3	(3)			表-16 粉末活性炭接触池	粉末活性炭接触池の池数は指定がありませんが、事業者提案と認識してよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
334	要求水準書（案）	33	2	2.3	(3)			表16-真野浄水場更新改良業務の要求水準 粉末活性炭接触池	粉末活性炭注入設備は既設を利用とのことですが、配管等の明確な取り合い点をご指示願います。	DVDで提供しました参考資料と今後実施を予定している資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。なお、これらの資料が全てとなります。取り合い点については、事業者にてご確認ください。
335	要求水準書（案）	34	2	2.3	(3)			表-16 真野浄水場更新改良業務の要求水準 薬品沈澱池	傾斜板（管）沈降装置の耐震性等について、納入実績から判断し、民間提案でその性能を証明することよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
336	要求水準書 （案）	34	2	2.3	(3)		表-16	薬品沈殿池 キ	「傾斜板（管）沈降装置は～最上段には飛来物、落下物などによる影響を防止するための措置を講ずること。」とあるが、飛来物、落下物とは何を想定されているのでしょうか。また、影響とはどのようなことでしょうか。	飛来物は浄水場の周辺環境から飛来してくるものや投石を指します。落下物は維持管理業務等で使用する工具等を誤って落下させてしまった場合等を想定しています。なお影響とは、前述の事象により、傾斜板（管）沈降装置が破損し、水処理機能が低下することです。また飛来物等への対策（施設高の設定やカバーの有無等）については事業者提案とします。
337	要求水準書 （案）	34	2	2.3	(3)		表-16	急速攪拌池・フロック形成池 ウ	「保守、清掃等の維持管理業務が可能となるよう、各池や水路に更新対応型のゲートを設置するなど工夫すること」と記載がありますが、池清掃のための止水が必要なところは、バルブや角落しでの対応としてもよろしいでしょうか。	原則として事業者提案ですが、維持管理業務を行う上での作業効率性、作業員の安全性及び作業中の水運用への影響を最小限に留める措置等に十分配慮した計画としてください。
338	要求水準書 （案）	34	2	2.3	(3)		表-16	急速攪拌池・フロック形成池 ウ	「排泥設備を設けること」と記載されてますが、清掃時のドレン管という考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
339	要求水準書 （案）	34	2	2.3	(3)		表-16	薬品沈殿池 キ	傾斜板（管）沈降装置最上段の飛来物、落下物などによる影響を防止する措置とは、装置自体の破損を防止する装置等という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
340	要求水準書 （案）	34	2	2.3	(3)		表-16	薬品沈殿池 ア	薬品沈殿池の形式は横流式沈殿池ですが、傾斜管とする場合は上向流となります。上向流式の傾斜管または傾斜板は認められるのでしょうか。	事業者提案とします。
341	要求水準書 （案）	34	2	2.3	(3)			薬品注入設備	「薬品貯蔵量について、凝集剤は計画浄水量（施設能力）に1日平均注入率を乗じた量の30日分とし、それ以外は10日分とすること」について、運転維持管理業務の効率化も踏まえて事業者側が薬品貯蔵量を提案できるような内容に変更していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
342	要求水準書 （案）	35	2	2.3	(3)			表-16 真野浄水場更新改良業務の要求水準 急速ろ過池	「長期の補修・修繕及び日常の洗浄等に備え、予備池を10池までごとに2池の割合（最低2池）で設け、予備池の停止時においても、浄水能力を確保できること。」について、予備池の定義としては補修・修繕及び日常の洗浄に備えた池と解釈し、1池休止、1池洗浄で2池とカウントしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
343	要求水準書 （案）	35	2	2.3	(3)			表-16 真野浄水場更新改良業務の要求水準 送水設備	更新後の計画1日最大送水量が示されていますが、仰木低区配水池送水ポンプ及び真野低区配水池送水ポンプ共に送水量のみで、配水量は含まれないという理解でよろしいでしょうか。一部区域に配水する場合は、その区域の配水量と時間係数をご教示いただけますでしょうか。	真野浄水場の送水ポンプは直接配水としても利用しますが、時間変動分は仰木低区配水池からの逆流にて賄うため、時間変動を見込む必要はありません。
344	要求水準書 （案）	35	2	2.3	(3)		イ	急速ろ過池	長期の補修・修繕及び日常の洗浄等に備え、予備池を10池までごとに2池の割合（最低2池）で設け、予備池の停止時においても、浄水能力を確保できることとあります。この予備池の停止時とは、予備池2池の内の1池が補修・修繕や故障時で停止しているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
345	要求水準書 （案）	35	2	2.3	(3)		イ	急速ろ過池	ここで浄水能力とは、45,000m <sup>3</sup> /日という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
346	要求水準書 （案）	35	2	2.3	(3)		エ	要求水準	クリプト対策も含めて、現況の浄水処理運転方法、洗浄方法がわかるマニュアル等があればご提示ください。	今後実施を予定している資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
347	要求水準書 （案）	35	2	2.3	(3)		表-16	急速ろ過池 イ	「長期の補修・修繕及び日常の洗浄等に備え、予備池を10池までごとに2池の割合（最低2池）で設け、予備池の停止時においても、浄水能力を確保できること。」とありますが、この予備池とは、例えば全10池以下の場合、長期の補修・修繕用に1池、日常の洗浄等に1池の合計2池という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
348	要求水準書 （案）	35	2	2.3	(3)		表-16	送水設備 ア	「真野低区配水池及び仰木低区配水池への送水は夜間電力を利用した運用を行っている」とありますが、この時の時間当たりの送水量と時間について具体的にご教示願えないでしょうか。	追加参考資料のDISC4「4-19_真野浄水場等の時間水量データ_令和元～5年度」をご確認ください。
349	要求水準書 （案）	35	2	2.3	(3)		表-16	急速ろ過池 ケ	常時、および非常時の具体的な条件をお示し下さい。例、常時「表-2に示す浄水能力の水量を全池稼働させた時に1池洗浄が入った時のこと」	要求水準書（案）P35に記載のとおりです。
350	要求水準書 （案）	35	2	2.3	(3)		表-16	急速ろ過池 ケ	ろ過速度の設定は、「m/日程度」などとある程度の幅をもたせたものとしていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
351	要求水準書 （案）	35	2	2.3	(3)			表-17 真野浄水場更新改良業務の要求水準 急速ろ過池	予備池が2池必要とのことですが、仮にろ過池を8池構成とした場合、予備池2池（1池休止、1池洗浄）を除く6池運用にて浄水能力を確保していれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
352	要求水準書 （案）	35	2	2.3	(3)			送水設備	「ア．～参考資料に示す過去5年間の真野浄水場関連の水量データ等を整理し」とありますが、日毎のデータではなく、時間毎のデータを提示いただけますでしょうか。	追加参考資料のDISC4「4-19_真野浄水場等の時間水量データ_令和元～5年度」及び「4-20_浄水場水量データ（6浄水場）_H21～R5」をご確認ください。
353	要求水準書 （案）	35	2	2.3	(3)			送水設備	「ア．～安定して送水できる設備構成・仕様とすること」とありますが、今回送配兼用区間が新たにできるため、この区間の需要量変動が分かる資料を開示いただけますでしょうか。	DVDで提供しました参考資料、追加参考資料のDISC4「4-19_真野浄水場等の時間水量データ_令和元～5年度」、DISC4「4-20_浄水場水量データ（6浄水場）_H21～R5」及び今後実施を予定している資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。なお、これらの資料を参考に事業者にてご検討ください。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）	
354	要求水準書（案）	36	2	2.3	(3)			表-16 真野浄水場更新改良業務の要求水準送水設備	既設送水ポンプのウォーターハンマー、キャビテーションといった設備にダメージを与える事象に対する対策をご教示ください。また、更新後にエアチャンバ等の対策設備の設置が必要となる場合のスペースの有無などについては検討済みでしょうか。	対策の必要性及び対策方法の検討については、事業者にて検討願います。	
355	要求水準書（案）	36	2	2.3	(3)	送水設備	エ	要求水準	浄水池には越流管が設置されていないため浄水池の運用には十分留意することとあるが、工事着手前に市の責任で越流管を設置してもらうことは可能でしょうか。	ご意見として承ります。	
356	要求水準書（案）	36	2	2.3	(3)	表-16	受変電設備	真野浄水場更新改良業務の要求水準受変電設備	「監視制御（計装）設備用電源、遮断器（VCB）操作用電源等に対して必要なバックアップ電源を設けること。」とありますが、CVCF装置等を設置し蓄電池によるバックアップ構築を行うとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
357	要求水準書（案）	36	2	2.3	(3)	表-16	受変電設備	真野浄水場更新改良業務の要求水準受変電設備	「当該移動電源車運用時におけるインバータ設備の高調波に留意すること。」とありますが、インバータ設備の高調波発生量を移動電源車の高調波耐量以下に抑えるものと考えてよろしいでしょうか。	発電機使用時はインバータ制御を想定していませんが、利用の制約はありません。なお非常時においては、移動電源車の能力を最大限活用し、浄水処理、排水処理及び送水ができればよいと考えています。	
358	要求水準書（案）	36	2	2.3	(3)	表-16	送水設備	イ	真野浄水場における送水ポンプのウォーターハンマー検討のため、既設送水管（真野浄水場～仰木低区配水池、真野浄水場～真野低区配水池）の、それぞれの管種、口径、管路縦断図、既設のウォーターハンマー検討書を提供いただけないでしょうか。	開示済みの参考資料及び追加参考資料のDISC4「4-22_修正版広域図（主要施設間の管路延長及び口径）」をご確認ください。なお、管路縦断図、ウォーターハンマー検討書はありません。	
359	要求水準書（案）	36	2	2.3	(3)	表-16	送水設備	イ	真野浄水場における送水ポンプのウォーターハンマーを検討するにあたり、検討に必要な条件及び既設検討書を提供願えないでしょうか。	開示済みの参考資料及び追加参考資料のDISC4「4-22_修正版広域図（主要施設間の管路延長及び口径）」をご確認ください。なお、管路縦断図、ウォーターハンマー検討書はありません。	
360	要求水準書（案）	36	2	2.3	(3)			受変電設備	表-16 「真野浄水場更新改良業務の要求水準」内に「ウ 高圧閉鎖配電盤の保護構造は、JEM-1425、JEM-1225に準拠すること」とありますが、JEM公開HP( <a href="https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/switchgear/qa.html">https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/switchgear/qa.html</a> )から、2025年3月に上記JEM1425は廃止予定です。HPに記載されているJIS準拠という理解でよろしいでしょうか。	機器製作時点の基準によるものをご理解願います。	
361	要求水準書（案）	36	2	2.3	(3)			受変電設備について	「真野浄水場更新改良業務の要求水準」内に「サ 災害時等の停電時に本市に保管中の移動電源車(6600V、500KVA×2台、同期可能)が活用可能な設備とする。既設電源車接続用設備を流用可とする。当該移動電源車運用時におけるインバータ設備の高調波に留意すること。」とあります。移動電源車及び接続用設備の開示頂いた資料を確認しましたが、高調波対策に必要な発電機固有の等価逆相電流許容値の記載がございませんでした。それらの記載がある資料をご教示いただけないでしょうか。また、一般論として発電機定格電流値の15%をこの許容値とみる場合がありますので、その一般論準拠でよろしいかご回答お願いいたします。	発電機使用時はインバータ制御を想定していませんが、利用の制約はありません。なお非常時においては、移動電源車の能力を最大限活用し、浄水処理、排水処理及び送水ができればよいと考えています。	
362	要求水準書（案）	36	2	2.3	(3)			受変電設備	移動電源車(500KVA×2)は同期可能とのことですが、同期機能は電源車側に備えており、同期ケーブルも貴市にてご用意いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
363	要求水準書（案）	36	2	2.3	(3)			送水設備	「イ. 送水量や水位の変動に対する調整方法はインバータ制御を想定しているが」とありますが、想定されている制御内容を開示いただけないでしょうか。たとえば仰木低区配水池への流入流量をどのように調整して、水位レベルがHになった時にはどのような調整を想定されているのでしょうか。	制御内容の詳細については、事業者にてご検討ください。	
364	要求水準書（案）	36	2	2.3	(3)			表-16 送水設備	ア	「送水は夜間電力を利用した運用を行っている」とご記載下さっていますが、日中よりも夜間に取水量や浄水処理水量を多くしているという理解でよろしいでしょうか。	日中よりも夜間に取水量や浄水処理水量を多くしているわけではなく、夜間の安価な電気を利用し、送水を行っているのご理解ください。
365	要求水準書（案）	37	2	2.3	(3)	表-16	監視制御設備	真野浄水場更新改良業務の要求水準監視制御設備	「通信、非通信を問わず、マルチベンダ対応に配慮した構成であること。」とありますが、どのようなことが果たせていたら、要求構成を満たしていることになりそうですでしょうか？（次頁「ケ」も同様）	ご提案内容により、総合的に判断させていただきます。	
366	要求水準書（案）	37	2	2.3	(3)	表-16	監視制御設備	真野浄水場更新改良業務の要求水準監視制御設備	「仰木低区配水池の情報は既設同様、加圧系システムへ取込を行う。」とありますが、既設加圧系システムの機能増設が必要となった場合は、本業務に含まれないとの認識でよろしいでしょうか。（表-17仰木低区配水池についても同様）	原則ご理解のとおりです。真野浄水場の運転管理に必要な情報の取り込みは本事業に含まれます。	
367	要求水準書（案）	37	2	2.3	(3)	表-16	監視制御設備	真野浄水場更新改良業務の要求水準監視制御設備	「仰木低区配水池の情報は既設同様、加圧系システムへ取込を行う。」とありますが、既設加圧系システムが取り込んでいる機は「真野浄水場」「仰木低区配水池」「真野取水場」「真野低区」との認識で宜しいでしょうか？  また、上記認識で問題ない場合、本事業での加圧系システムへの取込みが必須の機は「仰木低区配水池」のみとの認識で宜しいでしょうか？	前段はDVDで提供しました参考資料をご確認ください。後段は、原則ご理解のとおりです。真野浄水場の運転管理に必要な情報の取り込みは本事業に含まれます。	

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
368	要求水準書 （案）	37	2	2.3	(3)	表-16	監視制御設備 オ	真野浄水場更新改良業務の要求水準 監視制御設備	「浄水管理センターシステム、加圧系システム（以下、既存システムという。）への取込みは、並立若しくは刷新するかは事業者提案とする」と記載がございますが、加圧系システムを並列設置した際、既存システムの機能増設（信号削除等）が発生する場合は、別途本市よりご発注されるとの認識で宜しいでしょうか？	原則ご理解のとおりです。真野浄水場の運転管理に必要な情報の取り込みは本事業に含まれます。
369	要求水準書 （案）	37	2	2.3	(3)	表-16	監視制御設備 オ	真野浄水場更新改良業務の要求水準 監視制御設備	「浄水管理センターシステム、加圧系システム（以下、既存システムという。）への取込みは、並立若しくは刷新するかは事業者提案とする」と記載がございますが、浄水管理センターシステムへの取込みはセンターシステムの一部刷新（機能増設）を行い、対応することでも宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
370	要求水準書 （案）	37	2	2.3	(3)	表-16	監視制御設備 オ	真野浄水場更新改良業務の要求水準 監視制御設備	「浄水管理センターシステム、加圧系システム（以下、既存システムという。）への取込みは、並立若しくは刷新するかは事業者提案とする」と記載がございますが、浄水管理センターシステムへの取込みを並列（真野浄水場用端末を設置）する際の、既存センターシステムの機能増設（真野浄水場の監視点数削除）は本事業外に含まれますでしょうか？	ご理解のとおりです。
371	要求水準書 （案）	37	2	2.3	(3)			加圧系システムへの取込について	表-16の監視制御設備の要求水準として、オ2文目「ただし、仰木低区配水池の情報は既設同様、加圧系システムへ取込を行う。」とありますが、既設システムへの取込みは既設電気メーカーしか対応が出来ないものです。競争性確保のため、既設システムへの信号送信方法、信号項目の提示までを本事業の範囲とし、既設システムへの取込みは別途事業として頂ければと思います。	別事業とする想定です。真野浄水場の運転管理に必要な情報の取り込みは本事業に含まれます。
372	要求水準書 （案）	37	2	2.3	(3)			加圧系システムへの取込について	表-16 「真野浄水場更新改良業務の要求水準」内に「オ～仰木低区配水池の情報は既設同様、加圧系システムへ取込を行う。」とありますが、既存システムへの取込みは既存電気メーカーでしか対応できず、競争性・公平性が阻害され既存電気メーカー以外の参入が困難となります。既存システムへの信号送信方法、信号項目の提示までを本事業の範囲とし、既存システムへの取込みは別途事業としてください。	別事業とする想定です。真野浄水場の運転管理に必要な情報の取り込みは本事業に含まれます。
373	要求水準書 （案）	37	2	2.3	(3)			加圧系システムへの取込について	表-16 「真野浄水場更新改良業務の要求水準」内の監視制御設備の欄に「オ 監視制御システムへの～～仰木低区配水池の情報は既設同様、加圧系システムへ取込を行う。」とあります。既設システムへの取込みは既設設備を納入した電気メーカーしか対応できません。既設システムへの信号送信方法、信号項目の提示までを本事業の範囲とし、既設システムへの取込みは別途事業とし、既存電気メーカー以外も本事業に参入しやすい業務内容にしていだけないでしょうか。	別事業とする想定です。真野浄水場の運転管理に必要な情報の取り込みは本事業に含まれます。
374	要求水準書 （案）	37	2	2.3	(3)			監視制御設備について	既存システムのうち、浄水管理センターシステム及び加圧系システムについてシステム改造が必要になった場合の改造業務は既設電気メーカーしか対応が出来ないものです。参加検討にあたって不可避なリスクとなるため、別途事業として頂ければと思います。	別事業とする想定です。真野浄水場の運転管理に必要な情報の取り込みは本事業に含まれます。
375	要求水準書 （案）	37	2	2.3	(3)			監視制御設備について	既存システム（加圧系システム・浄水管理センターシステム）においてはNTTアナログ専用回線を使用したシステムとなっておりますが、NTT西日本殿情報では本アナログ専用回線サービスは2029年3月に終了されることになっております。事業期間内ですが、本サービス停止に対処するためのシステム改築は当該事業範囲外との考えでよろしいでしょうか。	更新対象施設については、本事業範囲です。
376	要求水準書 （案）	37	2	2.3	(3)			監視制御設備について	既存システムのうち、浄水管理センターシステム及び加圧系システムについてシステム改造が必要になった場合の改造業務は、既存電気メーカーにしか対応できません。参加検討にあたって既存電気メーカー以外には不可避な重大リスクとなるため別途事業と考えてよろしいでしょうか。	別事業とする想定です。真野浄水場の運転管理に必要な情報の取り込みは本事業に含まれます。
377	要求水準書 （案）	37	2	2.3	(3)			監視制御設備について	「監視制御装置の持つデータ活用等を行い、本市職員の日々の業務、事業者の運転維持業務双方の負荷軽減に貢献する付帯機能を2つ以上有すること。付帯機能の内容については事業者提案とする。（例：水運用支援、設備台帳、水安全計画支援（真野浄水場）、点検支援、電力量削減等）付帯機能と監視制御装置間は常時通信であることは問わない。また、通信、非通信を問わず、マルチベンダ対応に配慮した構成であること。」との記載がありますが、「通信・非通信」の定義についてご教示ください。	監視制御装置とリアルタイム通信であれば通信、スタンドアロンであれば非通信とご理解ください。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
378	要求水準書 （案）	37	2	2.3	(3)			監視制御設備について	「監視制御装置の持つデータ利活用等を行い、本市職員の日々の業務、事業者の運転維持業務双方の負荷軽減に貢献する付帯機能を2つ以上有すること。付帯機能の内容については事業者提案とする。（例：水運用支援、設備台帳、水安全計画支援（真野浄水場）、点検支援、電力量削減等）付帯機能と監視制御装置間は常時通信であることは問わない。また、通信、非通信を問わず、マルチベンダ対応に配慮した構成であること。」との記載があります。付帯機能を2つ以上有することとの要求水準ですが、付帯機能の提案する数に上限は無く、提案する付帯機能の数によって評価に差が生じるという理解でよろしいでしょうか。	ご提案の内容により、判断させていただきます。
379	要求水準書 （案）	37	2	2.3	(3)			監視制御設備について	「監視制御装置の持つデータ利活用等を行い、本市職員の日々の業務、事業者の運転維持業務双方の負荷軽減に貢献する付帯機能を2つ以上有すること。付帯機能の内容については事業者提案とする。（例：水運用支援、設備台帳、水安全計画支援（真野浄水場）、点検支援、電力量削減等）付帯機能と監視制御装置間は常時通信であることは問わない。また、通信、非通信を問わず、マルチベンダ対応に配慮した構成であること。」との記載があります。通信の場合のマルチベンダ対応とは、Ether-net、FL-net等の汎用的な通信プロトコルによる接続可と理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。 他社同士の通信が容易にできる状態。 各機能の個別のベンダスイッチが容易な状態等を指します。
380	要求水準書 （案）	37	2	2.3	(3)			監視制御設備について	「オ 監視制御設備への取り込み機は、真野浄水場（真野取水場を含む）、真野低区配水池、仰木低区配水池とする。ただし、仰木低区配水池の情報は既設同様、加圧系システムへ取込を行う。その他、浄水管理センターシステム、加圧系システム（以下、既存システムという。）への取込みは、並立若しくは刷新するかは事業者提案とするが、既存システムの運用や保守に悪影響を与えないものとする。」との記載があります。並立、刷新の内容により、技術評価点に相違がある場合、評価基準をご提示ください。また、刷新の定義をご教示ください。	前段の並立、刷新の内容による評価点の相違はありません。ご提案内容により、評価させていただきます。後段の刷新の定義は、既設を取り込むシステムとご理解ください。なお必要以上の改造は不要と考えています。
381	要求水準書 （案）	37	2	2.3	(3)			監視制御設備について	既存システムのうち、浄水管理センターシステム及び加圧系システムについてシステム改造が必要になった場合、その改造業務は既設電気メーカーしか対応できません。既設電機メーカー以外の企業が参加検討するにあたっては、不可避なリスクとなるため、本事業から切り離し、別途ご発注としてください。	別事業とする想定です。真野浄水場の運転管理に必要な情報の取り込みは本事業に含まれます。
382	要求水準書 （案）	37	2	2.3	(3)			表-16 監視制御設備	既存システムの改造は、既存電気企業しか対応できないため、参加検討にあたって大きなリスクとなります。既存システムの改造が必要になった場合、既存システムの改造業務は別発注としていただけないでしょうか。	別事業とする想定です。真野浄水場の運転管理に必要な情報の取り込みは本事業に含まれます。
383	要求水準書 （案）	37	2	2.3	(3)			表-16 監視制御設備 オ	「仰木低区配水池の情報は既設同様、加圧系システムへ取込を行う」とありますが、既存システムへの取込は、既存電気企業しか対応できないため、競争性・公平性が阻害されます。また、それにより事業費が高止まりとなり、参入への大きな障壁となります。そのため、既存システムへの取込については別事業としていただけないでしょうか。	別事業とする想定です。真野浄水場の運転管理に必要な情報の取り込みは本事業に含まれます。
384	要求水準書 （案）	37	2	2.3	(3)			加圧系システムへの取込について	表 - 16「真野浄水場更新改良業務の要求水準」内に「オ ～仰木低区配水池の情報は既設同様、加圧系システムへ取込を行う。」とありますが、既設システムへの取込みは既存電気メーカーに依存することとなる為、競争性を阻害する可能性があることから、本事業の範囲外とすることをご検討をお願いします。	別事業とする想定です。真野浄水場の運転管理に必要な情報の取り込みは本事業に含まれます。
385	要求水準書 （案）	37	2	2.3	(3)			監視制御設備について	既存システムのうち、浄水管理センターシステム及び加圧系システムについてシステム改造が必要になった場合の改造業務は既存電気メーカーに依存することとなります。競争性を阻害する可能性があることから、別途ご発注としていただくことを希望します。	別事業とする想定です。真野浄水場の運転管理に必要な情報の取り込みは本事業に含まれます。
386	要求水準書 （案）	37	2	2.3	(3)			監視制御設備	「オ 切替時期については既存システム保守状況や浄水場の運転状況などを考慮し、関係者と協議のうえ、適切な時期に実施すること。」とありますが既設システムの保守状況について開示いただけますでしょうか。	追加参考資料のDISC5「4-29_令和5年度 中央監視システム等保守点検報告書」をご確認ください。
387	要求水準書 （案）	38	2	2.3	(1)	ウ		建築付帯設備	照明（屋外灯）については工事対象外の区域も含めて敷地内全てLED化することと記載がございますが、図等で対象をご指示下さい。	真野浄水場の照明（屋外灯）は全てLED化の工事対象となります。対象については、追加する要求水準書の別紙24をご確認ください。
388	要求水準書 （案）	38	2	2.3	(3)	表-16	監視制御設備シ	真野浄水場更新改良業務の要求水準 監視制御設備	「水道情報活用システムの活用について、調査検討を行い、本市職員へ報告すること。」とありますが、貴市への調査報告は事業期間内との認識で宜しいでしょうか？	原則、事業期間内としますが、早期の報告によって、本事業との連携が可能となることもあるので、総合的にご検討、ご判断ください。
389	要求水準書 （案）	38	2	2.3	(3)	表-16		水道情報活用システム	水道情報活用システムの導入について、貴市の検討スケジュールや期限があればご教示ください。調査検討スケジュールの立案に活用します。	スケジュール等は未定です。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
390	要求水準書（案）	38	2	2.3	(3)		表-16	建築付帯設備ア	「更新対象設備以外の既存の建築機械設備及び建築電気設備についても、原則として更新すること。」とあるが、浄水場内の全建屋、構造物が対象ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
391	要求水準書（案）	38	2	2.3	(3)			監視制御設備について	「クライアントPCを浄水管理センター内に設置し、原則として、既存システムが有する機能を満足すること。」との記載があります。浄水管理センターに設置するクライアントPCとは、真野浄水場監視制御設備と同様の監視操作が可能な操作端末という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
392	要求水準書（案）	38	2	2.3	(3)			監視制御設備について	新監視システムを今回構築納入することから、貴市における現状のセキュリティポリシーをご教示ください。	追加参考資料のDISC4「4-25_企業局情報セキュリティポリシー」をご確認ください。
393	要求水準書（案）	38	2	2.3	(3)			監視制御設備について	「クライアントPCを浄水管理センター内に設置し、原則として、既存システムが有する機能を満足すること。」との記載があります。既存システムが有する機能をご教示ください。	DVDで提供しました参考資料をご確認ください。
394	要求水準書（案）	38	2	2.3	(3)			監視制御設備について	表-16 「真野浄水場更新改良業務の要求水準」内に「シ～導入を前提に提案することを妨げない」とあります。システムの導入が実施されなかった場合および導入実施されていない時期については、導入を前提とした提案内容（業務）の履行は不要と考えてよろしいでしょうか。	提案内容が不明のため、回答を控えさせていただきます。
395	要求水準書（案）	38	2	2.3	(3)			既存システムのデータ授受について	表-16 「真野浄水場更新改良業務の要求水準」内に「キ～既存システムから必要なデータの授受を行い、活用することは妨げない。」とありますが、既存システムからのデータ授受は既存メーカーに依存しなければ対応できません。既存メーカーのみが提案の幅が広がり大変有利となる条件となっています。参入への障壁ともなりかねないため、競争性・公平性を担保した条件へ修正をお願いします。	別事業とする想定です。真野浄水場の運転管理に必要な情報の取り込みは本事業に含まれます。
396	要求水準書（案）	38	2	2.3	(3)			表-16 監視制御設備キ	「既存システムから必要なデータの授受を行い、活用することは妨げない」とありますが、既存システムからのデータ授受は、既存電気企業しか対応できないため、既存電気企業のみが提案の幅が広がり大変有利な条件となり、参入への障壁ともなりかねません。競争性・公平性を担保した条件へ修正いただけないでしょうか。	別事業とする想定です。真野浄水場の運転管理に必要な情報の取り込みは本事業に含まれます。
397	要求水準書（案）	38	2	2.3	(3)			表-16 監視制御設備シ	水道情報活用システムを使用することを前提に提案した場合のシステム導入費用も貴市の負担となるのでしょうか。	事業者負担です。
398	要求水準書（案）	38	2	2.3	(3)			監視制御設備について	表-16 「真野浄水場更新改良業務の要求水準」内に「シ 本項「エ」「ケ」に関連し、水道情報活用システムの活用について、調査検討を行い、本市職員へ報告すること。」とありますが、貴市への報告は設計業務の期間中に実施することによろしいでしょうか。	原則、事業期間内としますが、早期の報告によって、本事業との連携が可能となることもあるので、総合的にご検討、ご判断ください。
399	要求水準書（案）	39	2	2.3	(3)	ク		場内整備	浄水場南側にある小山の該当面積の提示はございますが、土量を推測出来る資料もご提示ください。	浄水場南側小山（沢組遺跡）の現地測量図を参考資料に追加します。土量については、事業者にて、参考資料及び現場状況からご推察願います。
400	要求水準書（案）	39	2	2.3	(3)	表-16		場内整備	小山撤去に伴う発生土は場内利用が前提であり、産廃処分が生じた場合は、変更対象となると理解してよろしいでしょうか。	小山撤去に伴う発生土は、必ずしも場内利用を前提としているわけではなく、処分場への搬出を想定しています。詳細な処分先は書要求水準書（案）令和6年10月修正版をご確認ください。
401	要求水準書（案）	39	2	2.3	(3)	表-16		場内配管（屋内配管を含む）	「浄水施設新設に伴う土木工事の支障となる場内の導水管及び送水管を公道に移設することを必須とする」とありますが、土木工事において移設せずに安全に施工ができると判断した場合でも移設は必須ということでしょうか。	浄水施設新設をより安全に実施するため、送水管φ600mmを同口径にて移設し、導水管φ600mmをφ800mmに増径して移設することを必須としています。
402	要求水準書（案）	39	2	2.3	(3)	表-16		場内配管（屋内配管を含む）	「ウ 企業局が別途工事で実施する導水管布設替工事及び配水本管布設工事との接続を考慮した管路整備を行うこと。」の記載について、別途工事の概要や接続箇所についてわかる資料をご開示いただけないでしょうか。	導水管布設替工事は、令和6、7年度事業として、令和6年度に発注予定であり、詳細な図面等資料は現時点において開示できません。既設管と新設管の接続箇所がわかる資料については、追加参考資料のDISC4「4-21_真野浄水場、仰木低区配水池管路計画図資料」をご確認していただき、布設ルート、接続箇所及び流量計の位置等は事業者提案とします。
403	要求水準書（案）	39	2	2.3	(3)	表-16		真野浄水場更新改良業務の要求水準	「オ 維持管理のための散水栓及び消火栓を適所に設置すること」とありますが、場内散水栓への給水は事業敷地内の送水管より分岐させるという理解でよろしいでしょうか。また、分岐可能位置についても、図示願います。	前段及び後段とも、事業者提案とします。
404	要求水準書（案）	39	2	2.3	(3)		ア	場内配管（屋内配管を含む）	「…導水管及び送水管を公道に移設することを必須とする。」とありますが、公道の地下埋設物として移設することで、道路管理者との事前協議で了承されていますでしょうか。	事前協議は行っていません。
405	要求水準書（案）	39	2	2.3	(3)		ア	連絡管廊（共同溝）	連絡管廊（共同溝）の設置個所は、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
406	要求水準書（案）	39	2	2.3	(3)	表-16		場内配管 イ	「導水管の口径は800mm」とあるが、場内既設導水管の口径は600mm（NSφ600）ですが800mmが必要ということでしょうか。	ご理解のとおりです。なお場内既設導水管よりも上流側の公道部導水管の口径は800mmです。DVDで提供しました参考資料のDISC1「4-13_真野浄水場導水管全体平面図（管路ルート図）」をご確認ください。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
407	要求水準書 （案）	39	2	2.3	(3)			場内設備について	表-16 「真野浄水場更新改良業務の要求水準」内に「ケ 小山の跡地は運転維持管理全般の利用を想定している。なお、工事中は工事ヤードとして利用することは可能とする。」とありますが、合理的な理由がある場合、他の用途に用いることは妨げられないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
408	要求水準書 （案）	39	2	2.3	(3)			表-16 場内整備（応急給水設備を含む）ケ	小山の跡地に施設を建設することは要求水準違反となりますでしょうか	要求水準違反とはなりません。
409	要求水準書 （案）	39	2	2.3	(3)			表-16 場内配管（屋内配管を含む）ウ	別途工事はいつ頃は公表される予定でしょうか	導水管布設替工事は、令和6、7年度事業として、令和6年度に発注予定です。
410	要求水準書 （案）	40	2	2.3	(3)	表-16		耐震補強及び劣化補修	項目アにおいて「耐震補強対象施設は(中略)必要な範囲について耐震補強を行なうこと」と記載がございます。応札時は、参考資料の「真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 耐震補強・補修図面 大津市企業局」を参考に、詳細設計後に同様の耐震診断及び耐震補強設計を実施して補強を行ない、応札時との差異については変更対象と理解しますがよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりです。補修内容及び範囲を決定するため、再調査は必要です。「真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 耐震補強・補修図面 大津市企業局」の一部を要求水準書の別紙15とし、再度、開示します。提案時はこれらの資料を数量及び工事費を算出し、事業開始後に耐震診断及び耐震補強設計（水道施設耐震工法指針・解説（2022年版）公益社団法人日本水道協会に準拠）を行い、設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。
411	要求水準書 （案）	40	2	2.3	(3)	表-16		耐震補強及び劣化補修	耐震診断及び耐震補強設計を行ううえで、参考資料にある「令和2年度 真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 第2編 耐震診断報告書」に基づき調査及び実施設計を行うことが本事業の業務に含まれるという理解で宜しいでしょうか。若しくは「令和2年度 真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 第2編 耐震診断報告書」を正として再調査は実施せず、耐震診断及び耐震補強設計を行うという理解でよろしいでしょうか。	概ね、前段のご理解のとおりです。補修内容及び範囲を決定するため、再調査は必要です。「令和2年度 真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 第2編 耐震診断報告書」の一部を要求水準書の別紙15とし、再度、開示します。提案時はこれらの資料を数量及び工事費を算出し、事業開始後に耐震診断及び耐震補強設計（水道施設耐震工法指針・解説（2022年版）公益社団法人日本水道協会に準拠）を行い、設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。
412	要求水準書 （案）	40	2	2.3	(3)	表-16		耐震補強及び劣化補修	項目イの濃縮槽については、耐震診断のみを実施し、耐震補強は行わないと記載がありますが、耐震診断は、「令和2年度 真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 第2編 耐震診断報告書」を正として再調査は実施せず、耐震診断を行うという理解でよろしいでしょうか。	再調査は必要です。その後、再調査結果を基に、耐震診断（水道施設耐震工法指針・解説（2022年版）公益社団法人日本水道協会に準拠）が必要です。
413	要求水準書 （案）	40	2	2.3	(3)	表-16		耐震補強及び劣化補修	項目ウの劣化補修については、「令和2年度 真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 第3編 劣化調査報告書」を参考に補修工事を行うという理解でよろしいでしょうか。	補修内容及び範囲を決定するため、再調査は必要です。「令和2年度 真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 第3編 劣化調査報告書」の一部を要求水準書の別紙18とし、再度、開示します。提案時はこれらの資料を基に補修内容及び範囲を決定し、事業開始後に劣化調査を行い、設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。
414	要求水準書 （案）	40	2	2.3	(3)	表-16		耐震補強及び劣化補修	項目ウの劣化補修については、「令和2年度 真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 第3編 劣化調査報告書」を参考に補修工事を行うという理解と仮定しても、報告書において0.3mm程度のひびわれが多数確認されたとし記載がございません。応札時の数量は応募グループで想定し、実施設計を行って差異は変更対象となるという理解でよろしいでしょうか。	補修内容及び範囲を決定するため、再調査は必要です。「令和2年度 真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 第3編 劣化調査報告書」の一部を要求水準書の別紙18とし、再度、開示します。提案時はこれらの資料を数量及び工事費を算出し、事業開始後に劣化調査を行い、設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。なお、不足する内容については事業者にて想定していただき、事業開始後の設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。
415	要求水準書 （案）	40	2	2.3	(3)	表-16		耐震補強及び劣化補修	項目ウの劣化補修については、「令和2年度 真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 第3編 劣化調査報告書」と現地の状態が異なった場合、再調査を実施したうえで劣化補修を実施し、当初報告書との差異については変更対象という理解でよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりです。報告書と現地の状況との差異を確認し、補修内容及び範囲を決定するため、再調査は必要です。「令和2年度 真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 第3編 劣化調査報告書」の一部を要求水準書の別紙18とし、再度、開示します。提案時はこれらの資料を数量及び工事費を算出し、事業開始後に劣化調査を行い、設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。
416	要求水準書 （案）	40	2	2.3	(3)	表-16		耐震補強及び劣化補修	耐震補強及び劣化補修については、参考資料の「令和2年度 真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 第2編 耐震診断報告書 及び 第3編劣化調査報告書」の範囲や数量を参考に実施設計で工法を事業者が選定し耐震補強及び劣化補修を実施するという理解でよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりです。「令和2年度 真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 第2編 耐震診断報告書 及び 第3編劣化調査報告書」の一部を要求水準書の別紙15及び別紙18とし、再度、開示します。提案時はこれらの資料を基に数量及び工事費を算出し、事業開始後に耐震診断及び耐震補強設計（水道施設耐震工法指針・解説（2022年版）公益社団法人日本水道協会に準拠）、劣化調査を行い、設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。なお、不足する内容については事業者にて想定していただき、事業開始後の設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。また、耐震診断の工法については事業者提案とし、耐震診断の費用は本事業に含まれます。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
417	要求水準書 （案）	40	2	2.3	(3)	表-16		耐震補強及び劣化補修	劣化補修のうち、ひびわれについては、ひび割れ幅0.2mm以上が補修対象と明記されていますが、その他の損傷（コールドジョイント、欠損、漏水、遊離石灰、錆汁等）については記載がございません。参考資料の「真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託耐震補強・補修図面 大津市企業局」を参考に応札時は事業者の想定で数量、金額を算出し、実施設計時の差異は変更対象となるという理解でよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりです。「真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 耐震補強・補修図面 大津市企業局」の一部を要求水準書の別紙18とし、再度、開示します。提案時はこれらの資料を基に数量及び工事費を算出し、事業開始後に劣化調査を行い、設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。また、報告書にない、その他の損傷（コールドジョイント、欠損、漏水、遊離石灰、錆汁等）については、事業者にて想定していただき、事業開始後の設計内容と提案内容に差異がある場合は、設計変更の対象とします。
418	要求水準書 （案）	40	2	2.3	(3)	表-16		耐震補強及び劣化補修	項目エに配水池、排泥池、濃縮槽の劣化補修及び修繕等の運転維持管理ができるよう排水処理設備を改良することとされていますが、補修改良か更新改良か、ご教示ください。	更新改良です。
419	要求水準書 （案）	40	2	2.3	(3)	表-16		耐震補強及び劣化補修	項目アにおいて「耐震補強対象施設は(中略)必要な範囲について耐震補強を行なうこと」と記載がございません。応札時は、参考資料の「真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 耐震補強・補修図面 大津市企業局」を参考に応札金額を算定し、事業者となった時点で同様の耐震診断及び耐震補強設計を実施して補強を行ない、応札時との差異については変更対象という理解で宜しいでしょうか。	概ねご理解のとおりです。「真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 耐震補強・補修図面 大津市企業局」の一部を要求水準書の別紙15とし、再度、開示します。提案時はこれらの資料を基に数量及び工事費を算出し、事業開始後に耐震診断及び耐震補強設計（水道施設耐震工法指針・解説（2022年版）公益社団法人日本水道協会に準拠）を行い、設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。なお、耐震診断の工法については事業者提案とし、耐震診断の費用は本事業に含まれます。
420	要求水準書 （案）	40	2	2.3	(3)	表-16		耐震補強及び劣化補修	耐震診断及び耐震補強設計を行う上で、参考資料にある「令和2年度 真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 第2編 耐震診断報告書」を元に調査及び実施設計を行う事が本事業の業務に含まれるという理解で宜しいでしょうか。もしくは「令和2年度 真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 第2編 耐震診断報告書」を正として再調査は実施せず、耐震診断及び耐震補強設計を行うという理解で宜しいでしょうか。	概ね前段のご理解のとおりです。「令和2年度 真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 第2編 耐震診断報告書」の一部を要求水準書の別紙15とし、再度、開示します。提案時はこれらの資料を基に数量及び工事費を算出し、事業開始後に耐震診断及び耐震補強設計（水道施設耐震工法指針・解説（2022年版）公益社団法人日本水道協会に準拠）を行い、設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。
421	要求水準書 （案）	40	2	2.3	(3)	表-16		耐震補強及び劣化補修	項目イの濃縮槽については、耐震診断のみを実施し、耐震補強は行わないと記載がございましたが、耐震診断は、「令和2年度 真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 第2編 耐震診断報告書」を正として再調査は実施せず、耐震診断を行うという理解で宜しいでしょうか。	再調査は必要です。その後、再調査結果を基に、耐震診断（水道施設耐震工法指針・解説（2022年版）公益社団法人日本水道協会に準拠）が必要で
422	要求水準書 （案）	40	2	2.3	(3)	表-16		耐震補強及び劣化補修	項目ウの劣化補修については、「令和2年度 真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 第3編 劣化調査報告書」を参考に補修工事を行うという理解で宜しいでしょうか。	補修内容及び範囲を決定するため、再調査は必要です。「令和2年度 真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 第3編 劣化調査報告書」の一部を要求水準書の別紙18とし、再度、開示します。なお、提案時はこれらの資料を基に補修内容及び範囲を決定し、事業開始後に劣化調査を行い、設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。
423	要求水準書 （案）	40	2	2.3	(3)	表-16		耐震補強及び劣化補修	項目ウの劣化補修については、「令和2年度 真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 第3編 劣化調査報告書」を参考に補修工事を行うという理解と仮定しても、報告書において0.3mm程度のひびわれが多数確認されたとしか記載がございません。応札時の数量は応募グループで想定し、実施設計を行って差異は変更対象となるという理解で宜しいでしょうか。	補修内容及び範囲を決定するため、再調査は必要です。「令和2年度 真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 第3編 劣化調査報告書」の一部を要求水準書の別紙18とし、再度、開示します。そのため、提案時はこれらの資料を基に数量及び工事費を算出し、事業開始後に劣化調査を行い、設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。なお、不足する内容については事業者にて想定していただき、事業開始後の設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。
424	要求水準書 （案）	40	2	2.3	(3)	表-16		耐震補強及び劣化補修	項目ウの劣化補修については、「令和2年度 真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 第3編 劣化調査報告書」と現地の状態が異なった場合、再調査を実施した上で劣化補修を実施し、当初報告書との差異については変更対象という理解で宜しいでしょうか。	概ねご理解のとおりです。「令和2年度 真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 第3編 劣化調査報告書」の一部を要求水準書の別紙18とし、再度、開示します。提案時はこれらの資料を数量及び工事費を算出し、事業開始後に劣化調査を行い、設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。
425	要求水準書 （案）	40	2	2.3	(3)	表-16		耐震補強及び劣化補修	耐震補強及び劣化補修については、参考資料の「令和2年度 真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 第2編 耐震診断報告書 及び 第3編劣化調査報告書」の範囲や数量を参考に実施設計で工法を事業者が選定し耐震補強及び劣化補修を実施するという理解で宜しいでしょうか。	補修内容及び範囲を決定するため、再調査は必要です。「令和2年度 真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 第2編 耐震診断報告書 及び 第3編劣化調査報告書」の一部を要求水準書の別紙15及び別紙18とし、再度、開示します。提案時はこれらの資料を基に数量及び工事費を算出し、事業開始後に耐震診断及び耐震補強設計（水道施設耐震工法指針・解説（2022年版）公益社団法人日本水道協会に準拠）、劣化調査を行い、設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。なお、耐震診断の工法については事業者提案とし、耐震診断の費用は本事業に含まれます。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
426	要求水準書 （案）	40	2	2.3	(3)	表-16		耐震補強及び劣化補修	劣化補修のうち、ひびわれについては、ひび割れ幅0.2mm以上が補修対象と明記されていますが、その他の損傷（コールドジョイント、欠損、漏水、遊離石灰、錆等）については記載がございません。応募グループにて補修範囲、補修方法等を想定して応札対応し、実施設計時の差異は変更対象となるという理解で宜しいでしょうか。	概ねご理解のとおりです。「令和2年度 真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 第2編 耐震診断報告書」の一部を要求水準書の別紙18とし、再度、開示します。報告書にない、その他の損傷（コールドジョイント、欠損、漏水、遊離石灰、錆等）については、事業者にて想定していただき、事業開始後の設計内容と提案内容に差異がある場合は、設計変更の対象とします。
427	要求水準書 （案）	40	2	2.3	(3)	表-16		耐震補強及び劣化補修	劣化補修のうち、ひびわれについては、ひび割れ幅0.2mm以上が補修対象と明記されていますが、その他の損傷（コールドジョイント、欠損、漏水、遊離石灰、錆等）については記載がございません。参考資料の「真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託耐震補強・補修図面 大津市企業局」を参考に応札時は事業者の想定で数量、金額を算出し、実施設計時の差異は変更対象となるという理解で宜しいでしょうか。	概ねご理解のとおりです。「令和2年度 真野浄水場更新基本設計及び耐震診断業務委託 第2編 耐震診断報告書」の一部を要求水準書の別紙18とし、再度、開示します。報告書にない、その他の損傷（コールドジョイント、欠損、漏水、遊離石灰、錆等）については、事業者にて想定していただき、事業開始後の設計内容と提案内容に差異がある場合は、設計変更の対象とします。
428	要求水準書 （案）	40	2	2.3	(3)	表-16		耐震補強及び劣化補修	項目エに配水池、排泥池、濃縮槽の劣化補修及び修繕等の運転維持管理ができるよう、排水処理設備を改良することとありますが、補修及び修繕中の仮設的な改良でしょうか？もしくは永久的な改良でしょうか。	仮設的な改良ではなく、恒久的な改良です。
429	要求水準書 （案）	40	2	2.3	(3)	表-16		耐震補強及び劣化補修	「劣化補修はひび割れ幅が0.2mm以上の部分を対象」とありますが、ひび割れ幅の判定・箇所の確定には貴市の確認等が必要でしょうか。	必要です。
430	要求水準書 （案）	40	2	2.3	(3)	表-16		耐震補強及び劣化補修 ア	「耐震補強が不要となった場合においても、設備等については取り外し、更新すること」と記載がありますが、設備等についてご明示いただけますでしょうか。	DVDで提供しました参考資料等からご推察ください。
431	要求水準書 （案）	40	2	2.3	(3)		ア	見学施設	見学者ルートは事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
432	要求水準書 （案）	40	2	2.3	(3)	表-16		耐震補強及び劣化補修 ア	「耐震補強が不要となった場合においても、設備等については取り外し、更新すること」と記載がありますが、設備等に「池の貫通管」や「管廊に布設された配管（移送管）」を含まないものと考えておりますが、この理解でよろしいでしょうか。	池の貫通管は更新対象外ですが、管廊に布設されている配管（移送管）は更新対象となります。
433	要求水準書 （案）	40	2	2.3	(3)	表-16		耐震補強及び劣化補修 エ	各池への流路切替えを行うにあたり、分岐管を施工する場合に関係する、各池への流入タイミング（ろ過池洗浄排水の時間帯、沈殿池汚泥引抜の時間帯等）についてご教示ください。	今後実施を予定している資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
434	要求水準書 （案）	40	2	2.3	(3)			表-16 排水池、排泥池、濃縮槽、排水処理設備に関連する連絡管廊（共同溝） エ	「排水池、排泥池、濃縮槽の劣化補修及び修繕等の運転維持管理ができるよう」とありますが、「劣化補修及び修繕」とは本事業ではなく、将来実施するものを指しているのでしょうか。	要求水準書の記載のとおり、本事業で劣化補修及び修繕ができるように、排水処理設備を改良する必要があります。
435	要求水準書 （案）	40	2	2.3	(3)			表-16 屋外トイレ	屋外トイレはどのような使用方法を想定していますでしょうか。例えば、一般開放を想定しているなど、お考えをご教示ください。	一般開放は想定していません。現在の管理棟内のトイレは男女共用となっているため今回新設するものとし、主に、見学者の使用を想定しています。
436	要求水準書 （案）	41	2	2.3	(3)			表-16 真野浄水場更新改良業務の要求水準撤去対象施設	防災倉庫及び倉庫に格納されている備品類について把握したいので、備品台帳を情報開示することは可能でしょうか。	今後実施を予定している資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
437	要求水準書 （案）	41	2	2.3	(3)	表-16		撤去対象施設 イ	残置した杭は将来的に撤去できるよう、躯体撤去時に全杭頭の位置を測量し、報告書として取りまとめ、提出することとありますが、撤去を想定している時期を教えてください。また、撤去後の跡地利用に関して具体的な計画はございますでしょうか。	前段は次の真野浄水場の更新時期であるため、50～60年後となります。後段は浄水処理施設等の更新場所と想定しています。
438	要求水準書 （案）	41	2	2.3	(3)			表-16 撤去対象施設 ウ	防災倉庫及び倉庫に格納されている備品類で市が必要とするリスト（移動させる備品リスト）は、いつ頃提示されますでしょうか。	今後実施を予定している資料閲覧における閲覧資料にて開示する予定です。
439	要求水準書 （案）	42	2	2.4	(1)	表-18	エ	配水池	取り外した設備の再設置は、当初の機能を満足しないと考えられた場合は事業者負担と記載があるが、事業着手後の判断になるため、市のご負担でお願いできないでしょうか。	ご意見として承ります。
440	要求水準書 （案）	42	2	2.4	(1)	表-18		撤去	敷地内アスファルトスロープは撤去は全て撤去し、完成後の新設配水池への進入路については事業者提案とすると記載がございましたが、敷地内は提案可能ですが、敷地外は道路管理者、交通管理者等との協議が必要になります。敷地内のみ提案に加え敷地外についても提案いたしますが、管理者協議の結果、提案が変更となった場合は変更対象と考えて宜しいでしょうか。	基本的には、設計変更対象になりません。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
441	要求水準書 （案）	42	2	2.4	(1)			業務の内容	表-17に記載がある劣化補修の対象施設について、劣化調査結果および補修箇所を示す資料を提示願います。また、対象施設は空水や停止により工事が可能な施設という認識で宜しいでしょうか。	前段はDISC1「1-02_仰木低区配水池耐震診断業務委託」をご確認ください。なお、この資料の一部を要求水準書の別紙16及び19とし、再度、開示します。また、配水池内部の劣化補修数量については、追加参考資料のDISC6「4-31_配水池内部劣化補修部想定数量（真野低区配水池、仰木低区配水池）」をご確認ください。提案時はこれらの資料を基に数量及び工事費を算出し、事業開始後に劣化調査を行い、設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。後段は配水池を増設後、空水や停止により工事が可能となります。
442	要求水準書 （案）	42	2	2.4	(2)	表-18		耐震補強及び劣化補修	仰木低区配水池についても真野浄水場と同様に、応札時は「真野高区配水池等耐震診断業務委託 設計報告書や耐震診断計算書 仰木低区配水池(RC造) 令和2年2月」を参考に耐震診断及び耐震補強設計業務と耐震補強範囲、工法等を類推して費用を算出し、事業着手後は詳細耐震診断・耐震補強設計を実施し、事業者で範囲工法を選定、実施するという理解で宜しいでしょうか？その場合、応札時は基本設計の参考であり、詳細設計とは内容、数量とも異なる可能性が高いため、費用の差異については変更対象となると理解してよろしいでしょうか。	前段及び後段とも、概ねご理解のとおりです。「真野高区配水池等耐震診断業務委託 設計報告書や耐震診断計算書 仰木低区配水池(RC造) 令和2年2月」の一部を要求水準書の別紙16及び19とし、再度、開示します。また、配水池内部の劣化補修数量については、追加参考資料のDISC6「4-31_配水池内部劣化補修部想定数量（真野低区配水池、仰木低区配水池）」をご確認ください。提案時はこれらの資料を基に数量及び工事費を算出し、事業開始後に耐震診断及び耐震補強設計（水道施設耐震工法指針・解説（2022年版）公益社団法人日本水道協会に準拠）を行い、設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。なお、耐震診断の工法については事業者提案とし、耐震診断の費用は本事業に含まれます。
443	要求水準書 （案）	42	2	2.4	(2)	表-18		耐震補強及び劣化補修	仰木低区配水池についても真野浄水場と同様に、応札時は「真野高区配水池等耐震診断業務委託 設計報告書や耐震診断計算書 仰木低区配水池(RC造) 令和2年2月」を参考に耐震診断及び耐震補強設計業務と耐震補強範囲、工法等を類推して費用を算出し、事業着手後は詳細耐震診断・耐震補強設計を実施し、事業者で範囲工法を選定、実施するという理解で宜しいでしょうか？その場合、応札時は基本設計の参考であり、詳細設計とは内容、数量とも異なる可能性が高いため、費用の差異については変更対象となると考えて宜しいでしょうか。	前段及び後段とも、概ねご理解のとおりです。「真野高区配水池等耐震診断業務委託 設計報告書や耐震診断計算書 仰木低区配水池(RC造) 令和2年2月」の一部を要求水準書の別紙16及び19とし、再度、開示します。また、配水池内部の劣化補修数量については、追加参考資料のDISC6「4-31_配水池内部劣化補修部想定数量（真野低区配水池、仰木低区配水池）」をご確認ください。提案時はこれらの資料を基に数量及び工事費を算出し、事業開始後に耐震診断及び耐震補強設計（水道施設耐震工法指針・解説（2022年版）公益社団法人日本水道協会に準拠）を行い、設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。なお、耐震診断の工法については事業者提案とし、耐震診断の費用は本事業に含まれます。
444	要求水準書 （案）	42	2	2.4	(2)	表-18		表-18 仰木低区配水池更新改良業務の要求水準	既設場内配管は更新対象外と考えてよろしいでしょうか。また、既設の場内配管との接続箇所は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	前段及び後段とも、ご理解のとおりです。追加参考資料のDISC4「4-21_真野浄水場、仰木低区配水池管路計画図等資料」をご確認ください。
445	要求水準書 （案）	42	2	2.4	(2)			○耐震補強及び劣化補修	耐震補強時の増厚等により、現行容量3,150m3から減少した容量は、増設配水池(8,000m3)で補填する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
446	要求水準書 （案）	43	2	2.4	(2)			表-18 仰木低区配水池更新改良業務の要求水準 機械設備	送水ポンプは陸上ポンプ、水中ポンプなどの型式は問われないという理解でよろしかったでしょうか。	陸上ポンプにて提案願います。
447	要求水準書 （案）	43	2	2.4	(2)			表-18 仰木低区配水池更新改良業務の要求水準 機械設備	送水ポンプのウォーターハンマー、キャビテーションといった設備にダメージを与える事象に対する対策は必要でしょうか。また既設送水ポンプの対策をご教示いただけますでしょうか。	前段は対策の必要性及び対策方法の検討については事業者にて検討願います。後段は現場、参考資料及び今後実施予定の資料閲覧にてご確認ください。
448	要求水準書 （案）	43	2	2.4	(2)			表-18 仰木低区配水池更新改良業務の要求水準 機械設備	緊急遮断弁の形式は事業者提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
449	要求水準書 （案）	43	2	2.4	(2)		イ	場内配管	真野浄水場～仰木低区配水池までの送水管からの直接配水区域について、当該地区の受け持ち水量をご教示ください。	今後実施を予定している資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
450	要求水準書 （案）	43	2	2.4	(2)		イ	場内配管	「本事業により、真野浄水場と仰木低区配水池までの送水途中に真野浄水場から直接配水する区域があるため、…」とありますが、真野浄水場からの直接配水量の実績ある理想配水量の関する資料は公開していただけたとの理解でよいでしょうか。公開していただけた場合、該当する資料名称をご教示ください。公開していただけない場合、どのように配水量を想定すればいいかご教示ください。	真野浄水場の送水ポンプの計画1日最大送水量は要求水準書P35記載のとおりです。真野浄水場からの直接配水量は、現時点においては、参考資料から想定いただくこととなります。当該送配水システムにおいては、直接配水量もさることながら、仰木低区配水池が満水となり、真野浄水場の送水ポンプが停止となった場合に仰木低区配水池から真野浄水場と仰木低区配水池の間の直接配水区域に仰木低区配水池から適切に逆流するように仰木低区配水池の場内配管等整備計画を検討いただくことが重要であると考えています。なお、当該地区の配水量については、今後実施を予定している資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
451	要求水準書 （案）	43	2	2.4	(2)		オ	場内配管	仰木第一加圧送水管や仰木住宅第二加圧送水管の接続箇所は市道等の仰木低区配水池場外でも問題ないでしょうか。	問題ありません。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
452	要求水準書 （案）	43	2	2.4	(2)		表-18	機械設備 ア	仰木低区配水池における送水ポンプのウォーターハンマー検討のため、既設送水管（仰木低区配水池～仰木高区配水池、仰木低区配水池～仰木第一配水池）の、それぞれの管種、口径、管路縦断図、既設のウォーターハンマー検討書を提供いただけないでしょうか。	追加参考資料のDISC4「4-22_修正版広域図（主要施設間の管路延長及び口径）」をご確認ください。なお、管路縦断図、既設のウォーターハンマー検討書はありません。
453	要求水準書 （案）	43	2	2.4	(2)		表-18	機械設備 イ	既設配水池流出管の緊急遮断弁がある場合、仕様等が分かる機械図面、仕様書等をご提示ください。	現在の仰木低区配水池には緊急遮断弁はありません。
454	要求水準書 （案）	43	2	2.4	(2)			場内配管	別紙7を確認する限り、仰木低区配水池は、ポンプによる送水だけでなく、自然流下による配水があるように思われます。この理解でよろしいでしょうか。	配水管φ900mmがありますが、運用していません。
455	要求水準書 （案）	43	2	2.4	(2)			場内配管	仰木低区配水池に自然流下配水があるという前提での質問ですが、既設仰木低区配水池の自然流下は現在、運用していますでしょうか。運用している場合は、自然流下配水量の実績を公開していただけますでしょうか。	配水管φ900mmは運用していないため、自然流下配水量の流量の記録実績はありません。
456	要求水準書 （案）	43	2	2.4	(2)			場内配管	既設の仰木低区配水池から自然流下配水をしていない場合、新仰木低区配水池からの想定配水量は要求水準書に記載されますでしょうか。されない場合は、配水量がわかる資料は公表していただけますでしょうか。	既設の仰木低区配水池は自然流下の配水をしていないため、新仰木低区配水池からの想定配水量は要求水準書に記載する予定はありません。
457	要求水準書 （案）	44	2	2.4	(2)	ウ		建築付帯設備	照明（屋外灯）については工事対象外の区域も含めて敷地内全てLED化することと記載がございますが、図等で対象をご指示下さい。	追加する要求水準書の別紙24をご確認ください。
458	要求水準書 （案）	44	2	2.4	(2)			加圧系システムへの取込について	表-18の電気設備の要求水準として、ス4文目「加圧系システムへの取込は行うこと。」とありますが、既設システムへの取込みは既設電気メーカーしか対応が来れないものです。競争性確保のため、既設システムへの信号送信方法、信号項目の提示までを本事業の範囲とし、既設システムへの取込は別途事業として頂ければと思います。	別事業とする想定です。真野浄水場の運転管理に必要な情報の取り込みは本事業に含みます。
459	要求水準書 （案）	44	2	2.4	(2)			加圧系システムへの取込について	表-18「仰木低区配水池更新改良業務の要求水準」内に「ス～加圧系システムへの取込は行うこと。」とありますが、既存システムへの取込は既存電気メーカーしか対応できず、競争性・公平性が阻害され既存電気メーカー以外の参入が困難となります。既存システムへの信号送信方法、信号項目の提示までを本事業の範囲とし、既存システムへの取込は別途事業としてください。	別事業とする想定です。真野浄水場の運転管理に必要な情報の取り込みは本事業に含みます。
460	要求水準書 （案）	44	2	2.4	(2)			加圧系システムへの取込について	表-18「仰木低区配水池更新改良業務の要求水準」内に「ス 監視装置は～～～加圧系システムへの取込は行うこと。」とあります。既設システムへの取込みは既設設備を納入した既存電気メーカーしか対応できません。既設システムへの信号送信方法、信号項目の提示までを本事業の範囲とし、既設システムへの取込は別途事業とし、既存電気メーカー以外も本事業に参入しやすい業務内容にさせていただけないでしょうか。	別事業とする想定です。真野浄水場の運転管理に必要な情報の取り込みは本事業に含みます。
461	要求水準書 （案）	44	2	2.4	(2)			電気設備について	表-18「仰木低区配水池更新改良業務の要求水準」内に「ス～真野浄水場対向用の通信回線は更新すること」とあります。本事業範囲としては、監視設備において必要な通信回線を選定するまでとし、通信契約、通信費負担は貴市で実施頂くという理解でよろしいでしょうか。	契約に係る費用及び試運転時に係る通信費は事業者負担になります。
462	要求水準書 （案）	44	2	2.4	(2)			加圧系システムへの取込について	表-18「仰木低区配水池更新改良業務の要求水準」内に「ス～加圧系システムへの取込は行うこと。」とありますが、既設システムへの取込みは既存電気メーカーに依存することとなる為、競争性を阻害する可能性があることから、本事業の範囲外とすることをご検討をお願いします。	別事業とする想定です。真野浄水場の運転管理に必要な情報の取り込みは本事業に含みます。
463	要求水準書 （案）	44	2	2.4	(2)			表-18 電気設備*1 ス	「加圧系システムへの取込は行うこと」とありますが、既設システムへの取込みは既存電気企業しか対応できないため、競争性・公平性が阻害されます。また、それにより事業費が高止まりとなり、参入への大きな障壁となります。そのため、既存システムへの取込については別事業としていただけないでしょうか。	別事業とする想定です。真野浄水場の運転管理に必要な情報の取り込みは本事業に含みます。
464	要求水準書 （案）	46	2	2.5	(1)			業務の内容	表-19に記載がある劣化補修の対象施設について、劣化調査結果および補修箇所を示す資料を提示願います。また、対象施設は空水や停止により工事が可能な施設という認識で宜しいでしょうか。	前段は資料がないため、事業者にて想定していただき、事業開始後の設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。後段はご理解のとおりです。
465	要求水準書 （案）	46	2	2.5	(2)			表-20 真野低区配水池更新改良業務の要求水準 機械設備	緊急遮断弁の形式は事業者提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
466	要求水準書 （案）	46	2	2.5	(2)	表-20	ウ	配水池	防水塗装更新のグレードは事業者提案で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
467	要求水準書 （案）	46	2	2.5	(2)	表-20	ウ	配水池	取り外した設備の再設置は、当初の機能を満足しないと考えられた場合は事業者負担と記載があるが、市の負担の間違いででしょうか。	間違いではなく、記載のとおり、事業者負担です。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
468	要求水準書 （案）	46	2	2.5	(2)	表-20		耐震補強及び劣化補修	真野低区配水池についても真野浄水場と同様に、「真野低区配水池耐震診断業務委託」等の資料を参考に耐震診断及び耐震補強設計業務と耐震補強範囲、工法等を類推して費用を算出し、事業着手後は詳細耐震診断・耐震補強設計を実施し、事業者で範囲工法を選定、実施するという理解でよろしいでしょうか。その場合、提案時は基本設計に基づく参考であり、詳細設計において内容、数量とも変わる可能性が高いため、費用の差異については変更対象となると考えてよろしいでしょうか。	前段及び後段とも、概ねご理解のとおりです。「真野低区配水池耐震診断業務委託」の一部を要求水準書の別紙17及び20とし、再度、開示します。また、配水池内部の劣化補修数量については、追加参考資料のDISC6「4-31_配水池内部劣化補修部想定数量（真野低区配水池、仰木低区配水池）」をご確認ください。提案時はこれらの資料を基に数量及び工事費を算出し、事業開始後に耐震診断及び耐震補強設計（水道施設耐震工法指針・解説（2022年版）公益社団法人日本水道協会に準拠）と耐震補強範囲の設定を行い、設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。なお、耐震診断の工法については事業者提案とし、耐震診断の費用は本事業に含まれます。
469	要求水準書 （案）	46	2	2.5	(2)	表-20		耐震補強及び劣化補修	耐震補強、劣化補修については、参考資料を参考としても数量、範囲が曖昧だと考えます。工法は提案に寄って差別化するため事業者提案でも良いと考えますが公平な競争性確保のために数量、範囲についてはより具体的な要求水準をお示いただけますでしょうか。	耐震補強及び劣化補修に関する資料の一部を要求水準書の別紙17及び20とし、再度、開示します。また、配水池内部の劣化補修数量については、追加参考資料のDISC6「4-31_配水池内部劣化補修部想定数量（真野低区配水池、仰木低区配水池）」をご確認ください。提案時はこれらの資料を基に数量及び工事費を算出し、事業開始後に耐震診断及び耐震補強設計（水道施設耐震工法指針・解説（2022年版）公益社団法人日本水道協会に準拠）と耐震補強範囲の設定し、設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。なお、耐震診断の工法については事業者提案とし、耐震診断の費用は本事業に含まれます。
470	要求水準書 （案）	46	2	2.5	(2)	表-20		耐震補強及び劣化補修	真野低区配水池についても真野浄水場と同様に、「真野低区配水池耐震診断業務委託」等の資料を参考に耐震診断及び耐震補強設計業務と耐震補強範囲、工法等を類推して費用を算出し、事業着手後は詳細耐震診断・耐震補強設計を実施し、事業者で範囲工法を選定、実施するという理解でよろしいでしょうか。その場合、応札時は基本設計の参考であり、詳細設計とは内容、数量とも異なる可能性が高いため、費用の差異については変更対象となると考えてよろしいでしょうか。	前段及び後段とも、概ねご理解のとおりです。「真野低区配水池耐震診断業務委託」の一部を要求水準書の別紙17及び20とし、再度、開示します。また、配水池内部の劣化補修数量については、追加参考資料のDISC6「4-31_配水池内部劣化補修部想定数量（真野低区配水池、仰木低区配水池）」をご確認ください。提案時はこれらの資料を基に数量及び工事費を算出し、事業開始後に耐震診断及び耐震補強設計（水道施設耐震工法指針・解説（2022年版）公益社団法人日本水道協会に準拠）を行い、設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。なお、耐震診断の工法については事業者提案とし、耐震診断の費用は本事業に含まれます。
471	要求水準書 （案）	46	2	2.5	(2)		カ	耐震補強及び劣化補修	断水ができず、水槽内面状況が十分に把握できない状態で設計段階においてひび割れ劣化補修設計精度の確保は困難と思われまます。工事着手前は概数把握による設計とし、詳細事項は工事着手前調査で数量確定、出来高精算すると考えてよろしいでしょうか。	「真野低区配水池耐震診断業務委託」の一部を要求水準書の別紙17及び20とし、再度、開示します。また、配水池内部の劣化補修数量については、追加参考資料のDISC6「4-31_配水池内部劣化補修部想定数量（真野低区配水池、仰木低区配水池）」をご確認ください。提案時はこれらの資料を基に数量及び工事費を算出し、事業開始後に耐震診断及び耐震補強設計（水道施設耐震工法指針・解説（2022年版）公益社団法人日本水道協会に準拠）を行い、設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。
472	要求水準書 （案）	46	2	2.5	(2)		カ	耐震補強及び劣化補修	耐震補強、劣化補修については、参考資料に基づいて数量、範囲を設定しますが、詳細設計後の数量変更は変更対象と理解してよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりです。耐震補強に関しましては、「真野低区配水池耐震診断業務委託」の一部を要求水準書の別紙17とし、再度、開示します。また劣化補修については、別紙20として開示します。また、配水池内部の劣化補修数量については、追加参考資料のDISC6「4-31_配水池内部劣化補修部想定数量（真野低区配水池、仰木低区配水池）」をご確認ください。提案時はこれらの資料を基に数量及び工事費を算出し、事業開始後に耐震診断及び耐震補強設計（水道施設耐震工法指針・解説（2022年版）公益社団法人日本水道協会に準拠）を行い、設計内容と提案内容に差異がある場合は設計変更の対象とします。
473	要求水準書 （案）	46	2	2.5	(2)	表-20		耐震補強及び劣化補修 イ	劣化補修の調査を行った結果、工事量に変更が生じた場合は、設計変更（増減）対象と考えますが、この理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
474	要求水準書 （案）	46	2	2.5	(2)			表-20 配水池 8,000m3 エ	当初の機能を満足とは、具体的にどのようなものでしょうか。健全度等で判断されるものでしょうか。	ご理解のとおり、健全度等で判断します。
475	要求水準書 （案）	46	2	2.5	(2)			表-20 配水池 8,000m3 カ	耐震補強及び劣化補修時は4000m3で運用すると考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
476	要求水準書 （案）	47	2	2.5	(2)	表-20	ウ	建築付帯設備	照明（屋外灯）については工事対象外の区域も含めて敷地内全てLED化することと記載がございますが、図等で対象をご指示下さい。	追加する要求水準書の別紙24をご確認ください。
477	要求水準書 （案）	47	2	2.5	(2)			電気設備について	表-20 「真野低区配水池更新改良業務の要求水準」内に、「ア～真野浄水場対向用の通信回線は更新すること」とあります。本事業範囲としては、監視設備において必要な通信回線を選定するまでとし、通信契約、通信費負担は貴市で実施頂くという理解でよろしいでしょうか。	契約に係る費用及び試運転時に係る通信費は事業者負担になります。
478	要求水準書 （案）	49	2	2.6	(1)	②	(ア)	作業責任者	「作業責任者は、化学、機械、電気いずれかの専門分野における業務の責任者」とありますが、化学は水質管理、機械は機械設備保守、電気は電気設備保守の責任者を表していると考えて間違いはないでしょうか。	ご理解のとおりです。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
479	要求水準書 （案）	50	2	2.6	(1)	②	(ア)	ウ)有資格者の 基準	d及びeについて、実務経験の証明は、当該有資格者が所属する企業の証明でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
480	要求水準書 （案）	50	2	2.6	(1)	②	(オ)	運転管理業務	「浄水管理センターの遠隔監視システムの機能を利用することで、これらの業務を十分に行えると認められる場合に限り、浄水管理センター以外の施設において夜間、休日の無人化等、他の方法による監視体制を取れるものとする」と記載がありますが、具体的にどのような機能が付帯されていれば認可を頂けますでしょうか？（例：浄水管理センターから遠隔で対象施設の設備に対して操作ができること）	事業者提案にて判断します。
481	要求水準書 （案）	50	2	2.6	(1)	②	(ア)	業務実施体制	「電気主任技術者を選任」とありますが、今回の自家用電気工作物は設置者が貴市、事業者はみなし設置者であるため、電気主任技術者は保安協会等へ委託できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
482	要求水準書 （案）	51	2	2.6	(1)	②	(オ)	業務責任者	「業務責任者が不在の場合は代わりに業務を行えるものが常駐すること」とありますが、業務を代行する者は、必ずしも業務副責任者ではなくてもよろしいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
483	要求水準書 （案）	53	2	2.6	(1)	②	(ア)	監視制御システム の活用	「事業者が保守するシステムは今回の追加、増設分のみであり、それ以外の既存システムの保守点検は原則として本市において実施する」と記載がありますが、浄水管理センターに設置されている監視制御システムの機能増設を行った場合、本システムの保守点検は継続して大津市様にて実施されるとの認識で宜しいでしょうか？（例：監視制御システムのソフトウェアの一部改造を行った場合、監視制御システムの保守は本事業に含まれますでしょうか？）	具体的な提案により判断します。
484	要求水準書 （案）	53	2	2.6	(1)	③	(ア)	既存システムの 保守点検等につ いて	(ア) 4段落目、「なお、事業者が保守するシステムは今回の追加、増設分のみであり、それ以外の既存システムの保守点検は原則として本市において実施する。」とありますが、既存システムの突発故障対応等についても市で別途ご対応いただけるという理解でよろしいでしょうか。 市での対応が不可な場合、既存システムの故障時対応は既存電気メーカー技術員の対応が必須となり、既存電気メーカー以外の参入が出来なくなるため、市での対応として頂ければと思います。	ご理解のとおりです。
485	要求水準書 （案）	53	2	2.6	(1)	③	(ア)	既存システムの 保守点検等につ いて	「～事業者が保守するシステムは今回の追加、増設分のみであり、それ以外の既存システムの保守点検は原則として本市において実施する。」とありますが、既存システムの動作不良や突発故障についても貴市主導で別途ご対応いただけるという理解でよろしいでしょうか。 既存システムの動作不良・故障時対応等は既存電気メーカー技術員の協力・対応が必須となります。貴市及び既存電気メーカーのご協力が担保できない状況では、運転管理業務において重大なリスクとなり既存電気メーカー以外の参入が困難となります。そのため、貴市主導のご対応について明記をお願いします。	ご理解のとおりです。
486	要求水準書 （案）	53	2	2.6	(1)	③	(ア)	既存システムの 保守点検等につ いて	「なお、事業者が保守するシステムは今回の追加、増設分のみであり、それ以外の既存システムの保守点検は原則として本市において実施する。」とあります。既存システムの突発故障対応等についてもお客様主導で別途ご対応いただけるという理解でよろしいでしょうか。 既存システムの故障時には既存電気メーカー技術員の対応が必須となり、既存電気メーカー以外の企業にとっては参入が非常に困難な条件となります。	ご理解のとおりです。
487	要求水準書 （案）	53	2	2.6	(1)	③	(ア)	監視制御システム の活用	「事業者が保守するシステムは今回の追加、増設分のみであり、それ以外の既存システムの保守点検は原則として本市において実施する」とありますが、既存システムの故障対応等についても貴市においてご対応いただけないでしょうか。 既存システムの故障時対応は、既存電気企業技術員の対応が必須となり、既存電気企業以外の参入が困難になります。	ご理解のとおりです。
488	要求水準書 （案）	53	2	2.6	(1)	③	(ア)	既存システムの 保守点検等につ いて	「～事業者が保守するシステムは今回の追加、増設分のみであり、それ以外の既存システムの保守点検は原則として本市において実施する。」とありますが、既存システムの突発故障対応等についても貴市主導で行うという理解でよろしいでしょうか。 既存システムの故障時対応は既存電気メーカーでの対応が必要となり、競争性を阻害する可能性があると考えます。	ご理解のとおりです。
489	要求水準書 （案）	53	2	2.6	(1)	③	(ア)	監視制御 システム の活用	「事業者が保守するシステムは今回の追加、増設分のみであり、それ以外の既存システムの保守点検は原則として本市において実施する。」とありますが、原則でない場合について具体的にご教示願います。	具体的な提案により判断します。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
490	要求水準書 （案）	53	2	2.6	(1)	③	(ア)	監視制御システム の活用	「事業者においてシステム保守のために必要な資料（既存システム保守に係る仕様書など）は本市から提供する」とありますが、上記に関する資料は資料閲覧時にご提供願います。不可の場合は提供可能時期をご提示ください。	追加参考資料のDISC5「4-29_令和5年度 中央監視システム等保守点検報告書」をご確認ください。
491	要求水準書 （案）	53	2	2.6	(1)	③	(ア)	監視制御システム の活用	「なお、事業者が保守するシステムは今回の追加、増設分のみであり、それ以外の既存システムの保守点検は原則として本市において実施する。」とありますが、「(p.63)表-30保守点検業務」には、監視制御システムが含まれません。どちらが正でしょうか。	既存システムの保守点検は、原則として、本市において実施しているため、要求水準書P63の表-30には記載していません。
492	要求水準書 （案）	53	2	2.6	(1)	③	(イ)	貸与品	貸与品のリストは募集要項公表時等で開示をお願いします。	今後実施を予定している資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
493	要求水準書 （案）	53	2	2.6	(1)	③	(エ)	業務開始前の施設 の機能確認	「業務開始前において本市と事業者により施設の機能確認を行い、施設機能確認書を作成する」とありますが、事業対象となる施設全ての機能確認を契約締結から業務開始までの期間で完了させることは困難と考えます。完了期間を延長、もしくは重要施設はその期間内で完了させるなど、事業者からの提案は可能でしょうか。	ご意見として承ります。
494	要求水準書 （案）	53	2	2.6	(1)	③	(エ)	業務前の施設機能 確認	最新の施設機能確認報告書など、現状の施設の状態が分かる資料を実施方針公表時開示資料もしくは募集要項公表時等で開示をお願いします。	今後実施を予定している資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
495	要求水準書 （案）	54	2	2.6	(1)	④	(ア)	表-22計画書等	運転維持管理業務で無償貸与可能な執務室及び機械器具等のリストについてご教示ください。	追加参考資料のDISC6「4-32_運転維持管理業務に伴う貸与品等リスト」をご確認ください。
496	要求水準書 （案）	54	2	2.6	(1)	④	(ア)	表-22計画書等	*1に経験等とありますが、運転維持管理業務開始時に提出する業務履行計画書に担当の人員の経験を記載しなくても、業務履行には影響ないと考えます。削除できないでしょうか。	ご意見として承ります。
497	要求水準書 （案）	54	2	2.6	(1)	④	(ア)	表-22計画書等	*2に個人名とありますが、3年間の業務履行方針を示す中期業務履行計画書に個人名を記載すると変更の可能性があります、事務作業が煩雑になると考えます。削除できないでしょうか。	ご意見として承ります。
498	要求水準書 （案）	55	2	2.6	(1)	④	(ア)	計画の策定	現在運用しているマニュアル（作業要領、運転操作マニュアル、水質管理マニュアル、手順書等、危機管理マニュアル）を業務引継時に提供いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
499	要求水準書 （案）	55	2	2.6	(1)	④	(ア)	計画の策定	表-22の年間業務実施計画書について、「(4)保全・保安管理・安全パトロール等」の「保安管理」は、2.6(2)④(62頁)の保安巡視業務を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
500	要求水準書 （案）	55	2	2.6	(1)	④	(ア)	計画の策定	表-22の年間業務実施計画書について、「(8)のモニタリング・検査は業務履行状況…」は「(6)のモニタリング・検査は業務履行状況…」の誤記でしょうか。	ご理解のとおりです。(8)を(6)に修正します。
501	要求水準書 （案）	55	2	2.6	(1)	④	(ア)	表-22 マニ ュアル	既存施設のマニュアルは現在、貴市で運用されているものをご提示いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
502	要求水準書 （案）	56	2	2.6	(1)	④	(イ)	モニタリング業務 イ)本市との調整業務	「業務履行モニタリング（随時）は提案書を参考に、本市が定めた内容により行う。」とありますが、本市が定めた内容は事前に双方協議また開示いただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
503	要求水準書 （案）	56	2	2.6	(1)	④	(イ)	本市との調整業務	「本市の行うモニタリング（運転維持管理）業務に協力すること」とありますが、協力内容は同項のa～cに記載の内容でしょうか。	ご理解のとおりです。
504	要求水準書 （案）	57	2	2.6	(1)	④	(イ)	表-23業務履行 報告書等	施設機能確認書は3年に1度とあります。これまでも実施されていたのでしょうか。実績がある場合、どの程度の人数、日数で実施されていたかご教示ください。	3人で3か月程度実施しました。
505	要求水準書 （案）	57	2	2.6	(1)	④	(イ)	表-23業務履行 報告書等	施設機能確認書の提出時期は「3年に1度」記載されています。また、業務開始前と事業終了時の施設機能確認も実施することから、事業期間内に実施する機能確認は、計5回（開始前、3年目、6年目、9年目、終了時）との理解でよろしいでしょうか。なお、機能確認の項目や方法等は事業者提案（p53）となっていることから、簡易診断の実施や頻度の見直しについても事業者提案が可能との理解でよろしいですか。	前段及び後段とも、ご理解のとおりです。
506	要求水準書 （案）	57	2	2.6	(1)	④	(イ)	表-23 業務終 了時 施設機能 確認書	事業終了の90日前までに提出する必要がありますが、事業契約が途中解約又は契約解除となった場合の提出方法はどのようになるのでしょうか。	後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
507	要求水準書 （案）	57	2	2.6	(1)	④	(イ)	提出書類	表-23の月間業務履行報告書について、①月間業務完了報告、②月間業務所見、③月間業務実績報告に記載する内容の相違点をご教示ください。①月間業務完了報告は、業務が完了したという事実行為の報告、②月間業務所見は当月の各運転維持管理業務に対する分析と評価、③月間業務実績報告は当月に実施した運転維持管理業務の内容を記載するとの整理でよろしいでしょうか。	今後実施を予定している資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
508	要求水準書 （案）	57	2	2.6	(1)	④	(イ)	提出書類	表-23の「施設機能確認書」は提出頻度が3年に1度となっており、運転維持管理期間の10年間において3・6・9年目に施設機能確認を実施するものと認識しております。さらに、施設機能確認は業務終了時（10年目）にも実施するとの記載がありますが、9年目と10年目では施設や設備の老朽度に大きく変化はないと推測されるため、9年目か10年目のどちらかに実施するのはいかがでしょうか。	前段の施設機能確認は業務開始前にも必要となります。後段はご意見として承ります。
509	要求水準書 （案）	58	2	2.6	(1)	④	(イ)	提出書類	表-23の「BCP（事業継続計画）及び危機管理マニュアル」について、提出期限の記載がありませんが、57頁までの表の最終行から連続しているものと考え、運転操作マニュアル等と同じく「事業終了の30日前まで」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
510	要求水準書 （案）	59	2	2.6	(2)	②	(エ)	表-24水質監視業務	概略数量の排水120回の計算方法をご教示ください。	120回/年＝2回×5浄水場×12ヶ月となります。120回は年間あたりとなります。
511	要求水準書 （案）	59	2	2.6	(2)	②		水質監視業務	「水質変化時には、結果について適宜本市に報告を行うこと」とありますが、測定頻度は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。また、水質変化が見られない場合の報告頻度については、別紙10のとおりでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は別紙10のとおりではございません。
512	要求水準書 （案）	59	2	2.6	(2)	②		水質監視業務	「ジャーテストは定期的実施する他、水質変化時に必要な回数を実施すること」とありますが、試験頻度や回数は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
513	要求水準書 （案）	60	2	2.6	(2)	③	(ア)	排水処理方法	浄水汚泥については、費用対効果が見込まれる場合は一般廃棄物として処分することも可能でしょうか。	不可です。
514	要求水準書 （案）	60	2	2.6	(2)	③	(ア)	排水処理方法 表-25	新瀬田の脱水機による有価処分（グラウンド用土）とありますが、グラウンド用土における基準についてご教示いただけますでしょうか。	活性炭が含有していないこととなります。
515	要求水準書 （案）	60	2	2.6	(2)	③	(ア)	排水処理方法 表-25	グラウンド用土の製造量は貴市より必要量をご提示いただけるのでしょうか。	水運用の結果、グラウンド用土の原料が発生するものであるため提示はできませんが、P62の表-27に示す新瀬田浄水場の乾燥ケーキ200tはグラウンド用土に該当します。
516	要求水準書 （案）	60	2	2.6	(2)	③	(ア)	排水処理方法 表-25	グラウンド用土は新瀬田の脱水機で製造するまでが本事業範囲であり、その後の運搬などは範囲外ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
517	要求水準書 （案）	60	2	2.6	(2)	③	(ア)	排水処理方法	「なお、既設の脱水機の修繕等は「2.6(5)既存施設の補修・修繕業務」（P66）の対象とし、排水処理業務には含まない。」と記載されています。既設の脱水機とは、真野、柳ヶ崎、新瀬田浄水場の全ての脱水機と理解してよろしいでしょうか。また、運転監視業務や保全管理業務の対象でもあると思慮しますが、「排水処理業務には含まない」の記述意図について具体的な詳細をご教示願います。	前段はご理解のとおりです。後段は脱水機を補修もしくは修繕を行う場合は、設備の機能回復を主たる目的とするため、補修・修繕に掛かる費用は運転管理業務の対象とはせず、既存施設の保守・修繕業務の対象としました。
518	要求水準書 （案）	60	2	2.6	(2)	③	(ア)	排水処理方法	新瀬田の脱水機による有価処分（グラウンド用土）については、植栽用人工土壌とは異なり、特段の基準値はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
519	要求水準書 （案）	60	2	2.6	(2)	③	(ア)	排水処理方法	表-25の注釈で「…放流量が過剰にならないよう適切なSS濃度の調整（監視制御）を行い、不適切な運用が確認された場合においては相当費用を減額…」とあるが、適切なSS濃度の範囲についてご教示ください。	SS濃度は540mg/Lを目標に、600mg/L以下での運用をしてください。
520	要求水準書 （案）	60	2	2.6	(2)	③	(ア)	排水処理方法	「既設の脱水機の修繕等は「2.6(5)既存施設の補修・修繕業務」（P66）の対象とし」とありますが、(5)①～④のどれに該当するかご教示ください。	①～④の全てに該当します。
521	要求水準書 （案）	60	2	2.6	(2)	③	(イ)	浄水発生土資源 化業務	「…植栽用人工土壌を製造し、本市へ納品すること。」と記載されています。また「…植栽用人工土壌の製造量は本市において必要量を定め、事業者を示す。」と記載されています。植栽用人工土壌の製造費用は、毎年度異なるとの理解でよろしいでしょうか？その場合、本業務委託費を算出する際の基準となる資料を開示願います（例：5年分の委託費、処理単価 など）。また、応募当初の見積金額と乖離した場合の取扱いについて貴市の見解をお示しください。	前段はご理解のとおりです。中段は要求水準書P62の表-28を参考にしてください。後段は後日公表する事業契約書（素案）を確認ください。
522	要求水準書 （案）	60	2	2.6	(2)	③	(イ)	浄水発生土資源 化業務	「…植栽用人工土壌の製造量は本市において必要量を定め、事業者を示す。」と記載されています。柳ヶ崎・膳所・新瀬田浄水場において下水道放流を選択し、令和14年度以降に八屋戸浄水場が廃止した場合、浄水発生土発生場所が真野浄水場のみとなります。貴市が定める製造量を下回る場合の取扱いについて貴市の見解をお示しください（例：他浄水場の下水道放流が選択できなくなり脱水機の運転が必要になる等）。	具体的な提案内容が不明のため、回答は差し控させていただきます。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
523	要求水準書 （案）	60	2	2.6	(2)	③	(イ)	浄水場発生土資源化業務	「…植栽用人工土壌の製造量は本市において必要量を定め…」とあるが、製造費用については表-28の実績をもとに積算してよろしいでしょうか。もし実績と製造量が大きく異なり費用が増大した場合には、実施方針の別表3リスク分担表の「本市の帰責事由による事業内容・用途の変更に起因する運転維持管理費の増大」に該当し、貴市が費用を負担していただけたらとの理解でよろしいでしょうか。	前段はご提案の考えで問題ありません。後段は具体的な提案内容が不明のため、回答は差し控させていただきます。
524	要求水準書 （案）	60	2	2.6	(2)	③	(イ)	浄水場発生土資源化業務	「なお、脱水機の支障又は原水水質の変動により、浄水発生土が植栽用人工土壌の基準値を満たすことができない場合…」とあるが、原水水質の変動について明確な基準があればご教示ください。	明確な基準はありません。
525	要求水準書 （案）	60	2	2.6	(2)	③	(ア)	表-25	新瀬田浄水場のみグラウンド用土として有価処分が選択できる理由をご教示下さい。	新瀬田浄水場は粒状活性炭処理を行っているため、浄水汚泥に活性炭が含有していないためです。
526	要求水準書 （案）	60	2	2.6	(2)	③	(ア)	表-25	「選択可能」となっている処理方法は、選択した場合に実施可能な既存設備となっており、事業者で新たな整備を行う必要がないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお新瀬田浄水場において天日乾燥施設による資源化を行う場合は、施設整備が必要となるため、本市との協議が必要となります。
527	要求水準書 （案）	60	2	2.6	(2)	③	(ア)	表-25	別紙6 水位高低図（真野浄水場）には「ケーキ（搬出）（セメント原料）」、および「柳が崎浄水場から汚泥搬入」となっておりますが、表-25の選択可能な排水処理方法が正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
528	要求水準書 （案）	60	2	2.6	(2)	③	(イ)	浄水場発生土資源化業務	「植栽用人工土壌の製造量は本市において必要量を定め、事業者を示す」と記載されています。排水処理方法は表25で示された方法で事業者が選択可能ではありますが、貴市から毎年提示される必要量は植栽用人工土壌として納品する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
529	要求水準書 （案）	61	2	2.6	(2)	③	(イ)	浄水場発生土資源化業務	「なお、脱水機の支障又は原水水質の変動により、浄水発生土が…産業廃棄物としての処分費は本市が負担する。」とあります。製品300m3製造ごとの抜き取り検査が必要なことから基準値を満たさない場合は製造した300m3すべてを処分いただくということでしょうか。	品質検査で不合格となった土壌は処分せず、堆肥を追加し、基準値を満足するまで作り直してください。そのため、品質検査で不合格となった土壌を処分することはありません。
530	要求水準書 （案）	61	2	2.6	(2)	③	(イ)	浄水場発生土資源化業務	「なお、脱水機の支障又は原水水質の変動により、浄水発生土が…産業廃棄物としての処分費は本市が負担する。」とありますが、収集運搬費の負担も貴市がご負担するというのでしょうか。	ご理解のとおりです。
531	要求水準書 （案）	61	2	2.6	(2)	③	(イ)	浄水場発生土資源化業務	イ) 八屋戸浄水場においては、浄水処理が廃止される令和14年度以降も浄水場発生土の資源化業務を行なう。とあります。廃止後の八屋戸浄水場での業務は上記のみで、廃止施設の管理、点検等の維持管理業務は業務対象外との認識で間違いありませんでしょうか。	浄水処理機能停止後の八屋戸浄水場は、加圧ポンプ場として利用するため、加圧ポンプ場としての維持管理は必要となります。
532	要求水準書 （案）	61	2	2.6	(2)	③	(ウ)	その他	浄水発生土の運搬に当たっては、一般廃棄物としての収集運搬の許可を得たうえで…」とあります。貴市より委託を受けた場合は許可は不要かと考えますが、如何でしょうか。	本市では一般廃棄物としての収集運搬の許可が必要と考えています。そのため、市の担当窓口へ必要書類を提出し、一般廃棄物収集運搬業許可申請の手続きを行ってください。
533	要求水準書 （案）	61	2	2.6	(2)	③	(ウ)	その他	浄水発生土の運搬に当たっては、一般廃棄物としての収集運搬の許可を得たうえで…」とありますが、植栽用人工土壌の原料であるため一般廃棄物には該当しないと考えますが、如何でしょうか。	要求水準書記載のとおりです。
534	要求水準書 （案）	61	2	2.6	(2)	③	(ウ)	その他	ウ) 施設の整備において、「必要な運転作業場所（倉庫）の設置…等を調達すること。」とありますが、植栽用人工土壌の製造に伴うすべての機材等を調達するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
535	要求水準書 （案）	61	2	2.6	(2)	③	(ウ)	その他	ウ) 施設の整備 「…業務の安定運用に必要な雨天作業場所（倉庫）の設置及び破砕機、架台、配管等の機材及びフォークリフトやユニック車等を調達すること」と記載されています。これらの資機材は、現在の受託企業も、全て自社で調達している（貴局からの貸与品は使用していない）との理解でよろしいですか。もし貸与品を使用している場合、今後の使用は認められず、資機材調達を含めた委託費用を計上するとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
536	要求水準書 （案）	61	2	2.6	(2)	③	(ウ)	その他	エ) 浄水発生土の運搬 「…一般廃棄物としての収集運搬許可（…）を得た上で…」と記載されています。事業者として一般廃棄物収集運搬許可が必要ということでしょうか。	一般廃棄物収集運搬許可は、本事業の構成企業もしくは委託先の企業のいずれかにおいて取得してください。
537	要求水準書 （案）	62	2	2.6	(2)	④		保安巡視業務	表-29 保安巡視業務の注意書きに、「…八屋戸浄水場の廃止に伴い、数量は減少する。」と記載されています。八屋戸浄水場の廃止後は、保安目的の施設巡視等は行わなくてよいとの理解でよろしいでしょうか。また、八屋戸浄水場に設置されているITVカメラや機械警備等の取扱いについて貴市の見解をお示しください。	前段は、浄水場としてではなく加圧施設として保安巡視業務を実施して下さい。後段は、廃止の有無に関わらず使用します。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
538	要求水準書 （案）	62	2	2.6	(2)	④		保安巡視業務	「本業務は、警備業法上の第一号警備業務に該当する。」とのことですが、本業務は警備事業として行うわけではないので、警備業の取得は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	機械警備について、警備会社への外注を想定していますが、保安巡視業務は、警備事業として実施するわけではないため、要求水準書を修正します。
539	要求水準書 （案）	62	2	2.6	(2)	④		保安巡視業務	既存施設のITVや機械警備の設備については、受託者が新たに設置するのではなく、既に貴市が設置している設備を貴市から引き継いで運用するという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P62の表-29保安巡視業務の注）*1の修正内容は以下のとおり。本業務のうち、機械警備設備による対象施設の監視と異常時対応のみ、警備業法の第一号警備業務に該当する。
540	要求水準書 （案）	62	2	2.6	(2)	④		保安巡視業務	（上記の理解で良い場合）浄水管理センターから、各浄水場・配水池・加圧施設のITVの映像や機械警備の発報状況が閲覧・把握可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
541	要求水準書 （案）	62	2	2.6	(2)	③	(エ)	表-27	表-27でご提示の「実績値及び想定値」の前提となる各浄水場の浄水量または取水量をご教示下さい。	追加参考資料のDISC4「4-19_真野浄水場等の時間水量データ_令和元～5年度」及び「4-20_浄水場水量データ（6浄水場）_H21～R5」をご確認ください。
542	要求水準書 （案）	62	2	2.6	(2)	③	(エ)	表-27	表-27は、柳が崎浄水場で発生する乾燥ケーキが年間240tであり、仮にこれらを全量下水放流したとした場合は170,000m3の下水道放流量となる、という解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
543	要求水準書 （案）	62	2	2.6	(2)	③	(エ)	表-27	表-27は、膳所浄水場では乾燥ケーキが年間300t発生し、それとは別に100,000m3の下水道放流量が生じている、という解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
544	要求水準書 （案）	63	2	2.6	(3)	①	(イ)	定期点検	表-30 保守点検業務 「9 機械設備保守点検業務、10 計装設備保守点検業務」の点検頻度は「提案による」と記載されています。点検頻度を提案するに際し、現在の点検頻度や内容の妥当性を確認するため、直近5年間における当該業務の実績（点検頻度、点検内容等）についてお示しください。	今後実施を予定している資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。なお、令和3～5年度までの直近3年間の運転管理業務報告書一式を開示予定です。
545	要求水準書 （案）	64	2	2.6	(3)	①	(イ)	定期点検	表-30「10計装設備…水質監視装置141台、…水位計158台、流量計30台、圧力計14台」、12自家用電力設備」とあるが、点検費用算出には対象機場、メーカー、機器詳細の確認が必要となります。実施方針の事業化スケジュール（予定）では、資料閲覧が令和7年2～3月、参加資格申請書の受付期限が令和7年4月となっております。資料閲覧から費用算出までの期間が短いため、資料閲覧時期の前倒しをご検討いただけないでしょうか？	ご意見を踏まえ、早期実施を検討します。
546	要求水準書 （案）	64	2	2.6	(3)	①	(イ)	表-30 保守点検業務	「計装設備保守点検業務」に「水質監視装置141台、生物監視装置1台」とありますが、点検費用算出には対象機場、メーカー、機器詳細の確認が必要となります。実施方針の事業化スケジュール（予定）では、資料閲覧が令和7年2～3月、参加資格申請書の受付期限が令和7年4月となっております。資料閲覧から費用算出までの期間が短いため、資料閲覧時期の前倒しをご検討いただけないでしょうか？	ご意見を踏まえ、早期実施を検討します。
547	要求水準書 （案）	65	2	2.6	(3)	①	(イ)	定期点検	「7. 緩速ろ過池維持管理業務」が業務に含まれていますが、緩速ろ過池は柳が崎浄水場の急速ろ過池で処理能力が不足する場合に運用するものと理解しており、業務量が変動する可能性があると考えます。そのため、リスクを見込んで過剰に積算する恐れがあるため、本業務から外すのはいかがでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、緩速ろ過池維持管理業務は本業務の対象ですが、業務量が分かるように清掃頻度等を開示します。
548	要求水準書 （案）	65	2	2.6	(3)	②		精密点検・試験等	「…保安規定及び…により自家用電気工作物及び可搬式非常発電機の保安点検を行うこと」とあるが、保安規定の確認が必要となります。実施方針の事業化スケジュール（予定）では、資料閲覧が令和7年2～3月、参加資格申請書の受付期限が令和7年4月となっております。資料閲覧から費用算出までの期間が短いため、資料閲覧時期の前倒しをご検討いただけないでしょうか？	ご意見を踏まえ、早期実施を検討します。
549	要求水準書 （案）	65	2	2.6	(3)	②		精密点検・試験等	自家用電気工作物及び可搬式非常発電機の仕様及び保安規程の内容について、募集要項の公表時に開示をお願いします。	今後実施を予定している資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
550	要求水準書 （案）	66	2	2.6	(3)	③		浄水施設、配水池施設等清掃業務	表-31の注釈2で「取水井は取水を停止せずに、清掃を行う。」との記載がありますが、取水ポンプを稼働したまま潜水士で清掃するとの理解でよろしいでしょうか。また、具体的な業務方法について資料を提供いただくことは可能でしょうか。	要求水準書を修正します。
551	要求水準書 （案）	66	2	2.6	(3)	③		浄水施設、配水池施設等清掃業務	表-31の注釈2で「取水井は取水を停止せずに、清掃を行う。」との記載がありますが、施設稼働率に余裕がある場合においては、送水先の配水池水量に問題がない範囲で、一時的に取水を停止し清掃することは問題ないでしょうか。	要求水準書を修正します。
552	要求水準書 （案）	66	2	2.6	(3)	③		浄水施設、配水池施設等清掃業務	表-31の注釈2で「取水井は取水を停止せずに、清掃を行う。」との記載がありますが、着水井や混和池等の1池しかない箇所を清掃する場合にも、同様に取水は停止せずに清掃を行う必要があるのでしょうか。	要求水準書を修正します。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
553	要求水準書 （案）	66	2	2.6	(5)	①		計画修繕	表-32「発電機修繕」とあるが、点検整備費用算出には対象機場、メーカー、機器詳細の確認が必要となります。実施方針の事業化スケジュール（予定）では、資料閲覧が令和7年2～3月、参加資格申請書の受付期限が令和7年4月となっております。資料閲覧から費用算出までの期間が短いため、資料閲覧時期の前倒しをご検討いただけないでしょうか？	ご意見を踏まえ、早期実施を検討します。
554	要求水準書 （案）	67	2	2.6	(5)	④		補修・修繕費用等の限度	緊急時の復旧等の対応業務費用を含む費用の上限値を年間金額50,000,000円（税抜）とされておりますが、当該金額を超過する場合の負担についてご教示ください。	当該金額を超過する場合は本市の負担です。
555	要求水準書 （案）	67	2	2.6	(5)	④		補修・修繕費用等の限度	補修・修繕費用等の限度額は、年間金額50,000,000円（税抜）とのことですが、年間金額が50,000,000円（税抜）に満たない場合は、その残額の取り扱い（次年度に繰り越すなど）について、ご教示ください。	基本的に予算が余ることは想定しておらず、したがって次年度以降に繰越すことは想定していません。また、修理・補修費用に増減が生じた場合は3月に精算します。詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
556	要求水準書 （案）	67	2	2.6	(5)	④		補修・修繕費用等の限度	「2.6(5)既存施設の補修・修繕業務」（P66）①～③及び「2.6(8)災害及び事故対応業務」（P71）における緊急時の復旧等の対応業務は合計費用の上限値を年間金額50,000,000円」と記載がありますが、この金額が増減した場合は年度ごとに精算行為を行うとの認識で間違いありませんでしょうか。	修理・補修費用に増減が生じた場合は3月に精算します。詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
557	要求水準書 （案）	67	2	2.6	(5)	④		補修・修繕費用等の限度	「原因が整備不良、点検を怠ったことによる場合は、事業者の責により対応すること」と記載がありますが、「表-30保守点検業務」に記載のない設備、システム（例：監視制御システム）についても、補修・修繕及び故障時等の対応の対象になりますでしょうか？	事業者の責となる場合は事業者の費用負担で対応願います。
558	要求水準書 （案）	67	2	2.6	(5)	④		補修・修繕費用等の限度	貴市における見積もり等の確認については、目的が修繕の実施内容の確認で、金額の確認を目的としない理解でよろしいでしょうか。	修繕の実施内容のほか、見積金額の妥当性についても確認します。
559	要求水準書 （案）	67	2	2.6	(6)	①	(ア)	水道用薬品の調達及び管理	表-33 過去3年間の主な薬品の使用状況（参考）に記載されている、各年度で使用量に差がある以下の薬品について、その理由をご教示ください。 ・（Dry-Wet）粉末活性炭は、全ての浄水場でR5年度の使用量が他年度と比較して少なくなっています。 ・希硫酸は、柳ヶ崎・膳所浄水場で年々増加傾向が見られます。一方、八屋戸・真野・新瀬田浄水場は、大きな変動は見られません。	原水水質によるものです。なお令和5年度のジェオスミン及び2-MIBのデータは「令和5年度の水質試験年報」をご確認ください。
560	要求水準書 （案）	67	2	2.6	(6)	①	(ア)	水道用薬品の調達及び管理	事業期間の薬品使用量を算出する場合、表-33 過去3年間の主な薬品の使用状況（参考）の平均値を基準値とする理解でよろしいでしょうか。また、事業期間内に薬品使用量の大幅な増減があった場合、この基準値（平均）をもとに精算等を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は募集要項等の公表時に示す事業契約書（素案）の「運転維持管理業務委託契約書（案）」をご確認ください。
561	要求水準書 （案）	67	2	2.6	(6)	①	(ア)	表-33	表-33でご提示の「薬品の使用状況（参考）」の前提となる各浄水場の浄水量または取水量をご教示下さい。	今後実施を予定している資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
562	要求水準書 （案）	67	2	2.6	(6)	①	(ア)	表-33	希硫酸および粉末活性炭の使用量は年度によって大きく異なっております。これは原水水質が年度により大きく異なることに起因していると考えられます。提案時において将来の使用量を決定するのは困難でありますので、基準価格と基準量、基準注入率、基準注入日数の設定をお願いします。	ご意見として承ります。
563	要求水準書 （案）	68	2	2.6	(7)	③	(イ)	水道技術管理者資格取得講習業務	「講習会資料については、本市から提供する」とございますが、その資料を実施方針公表時開示資料もしくは募集要項公表時等で開示をお願いします。また、現場実習の具体的な内容が分かる資料がございましたら、こちらも同様に開示願います。	追加参考資料のDISC4「4-24_水道技術管理者資格取得講習会関係資料」をご確認ください。
564	要求水準書 （案）	68	2	2.6	(7)	③	(イ)	水道用薬品等の受入れ業務及び調達の事務処理業務	水道用薬品の受入検査について、現状どのような運用を行っているのでしょうか。納品された薬品の数量や性質について、発注先に出荷時の検査結果の提出を求め、それが発注仕様と相違のないことを確認しているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
565	要求水準書 （案）	68	2	2.6	(6)	④		非常用発電機の手配	45kVA以下を事業者の負担、それを超えるものは本市の負担とありますが、現状の運用台数と電気主任技術者の配置人数をご教示ください。	今後実施を予定している資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
566	要求水準書 （案）	68	2	2.6	(7)	①		本市が別に発注する工事等に対する業務対応	「本市職員とともに関係者調整会議及び現場立会等を行うこと」とありますが、この調整会議及び現場立会等の過去実績はどの程度あるのか、ご教示ください。	平均して月に2～3回程度の出席、立会実績となります。
567	要求水準書 （案）	68	2	2.6	(7)			その他技術業務	貴市が実施される点検、工事、修繕及び夜間洗管作業等について、関係者調整会議や現場立会の頻度をお教示ください。特に夜間洗管作業への立会い頻度・回数について実績をお教示ください。	多い年の実績としても年に数回程度の実績です。
568	要求水準書 （案）	68	2	2.6	(7)	①		本市が別に発注する工事等に対する業務対応	「本市が別途行う点検、工事、修繕及び夜間洗管作業等について…本市職員とともに関係者調整会議及び現場立会等を行うこと…」と記載されています。本市が別途行う点検、工事、修繕及び夜間洗管作業について、現時点で計画されているものがあればお示しください。また、夜間洗管作業については、直近5年間における実績（場所、時間帯、現場立ち合い人数等）を開示願います。	多い年の実績としても年に数回程度の実績です。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
569	要求水準書 （案）	69	2	2.5	(7)	③	(イ)	水道施設管理者 資格取得講習業 務	講師派遣とありますが、講師となるものの資格や経験 条件等はあるのでしょうか。 また、講師は外部登用は可能でしょうか。	前段は特にありません。後段は可能です。
570	要求水準書 （案）	69	2	2.6	(7)	③	(ア)	視察・見学者対 応業務	当該業務における見学者数の実績が参考資料として開 示されていますが、小学4年生を対象とした見学者数 となっています。 小学4年生以外の見学者（議員、市関係者、他自治 体、市民団体、地域学生等）は、本業務の対象外と の理解でよろしいですか（例：市が対応）。	小学4年生以外の見学者についても、本業務の対象 です。
571	要求水準書 （案）	69	2	2.6	(7)	③	(ア)	視察・見学者等 対応業務	「浄水場の視察・見学者に対して、受付や日程調整等 のスケジュール管理を含めた準備及び説明等の一切の 対応業務を行うこと」とありますが、施設見学者の受 け入れ可否の判断や見学担当者との調整・やり取り等 は貴市で対応、当日の施設内の説明については貴市に 同行していただいた上で事業者側で対応するという理 解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
572	要求水準書 （案）	71	2	2.6	(7)	④	(ウ)	環境衛生管理業 務	表-35 清掃及び除草・植栽管理業務「3 水道施設除 草業務 約170,000 m <sup>2</sup> 、4 植木剪定業務 低木・高木 含め約2,500 本」について、施設ごとの内訳をお示し ください。 また、各施設の対象範囲が分かる資料（図面等）を開 示願います。	前段は参考資料をご確認下さい。後段は資料がない ので、現場をご確認下さい。
573	要求水準書 （案）	71	2	2.6	(9)	①		履行期間終了に 伴う業務引継	業務引継にかかる費用は事業者負担とされておしま すが、引き継ぐ者（貴市、又は貴市の委託先）に起因 して引継期間が延長されるなどして費用が増加した場 合は、増加した費用を貴市にて負担していただけるの でしょうか。	具体的な状況が不明確なため回答は差し控えさせ ていただきます。
574	要求水準書 （案）	71	2	2.6	(9)	①		履行期間終了に 伴う業務引継	「引継文書は事業終了の90 日前までに作成し、業務 引継期間はその後2か月程度とする。業務引継にかか る費用は、以下の施設の確認を含め事業者の負担とす る。」とありますが、事業者の不備がなく、貴市ご要 求で延長した場合については、その追加費用を貴市に て負担いただけるものと考えますが、このような理解 でよろしいでしょうか。	具体的な状況が不明確なため回答は差し控えさせ ていただきます。
575	要求水準書 （案）	72	2	2.6	(9)	②		施設の機能確認	「事業終了の 90 日前までに施設機能確認報告書 を作成する。」とありますが、作成者の記載がありませ ん。作成は事業者が行うとの理解でよろしいでしょ うか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
576	要求水準書 （案）	72	2	2.6	(9)	②		施設の機能確認	「機能に不備」とありますが、要求水準書に記載の機 能が満足できていれば問題なく、不備に該当しないと 考えてよろしいでしょうか。 また「施設の機能確認が困難又は判断できない場合」 とは、機能不備が定量的に評価できない場合も含むと 考えますが、このような理解でよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は具体的な状況が 不明確なため回答は差し控えさせていただきます。
577	要求水準書 （案）	32, 3 8, 44 , 47						要求水準	建築附帯設備について「ア 本工事施工における更新 対象設備以外の既存の建築機械設備及び建築電気設備 についても、原則として更新すること。」とありますが、 どの程度を想定しているかご教示ください。対象 とする建築機械設備、建築電気設備の名称、数量を開 示いただけますか。	別途公表する要求水準書の別紙24をご確認ください 。
578	要求水準書 （案）	32, 3 8, 44 , 47						要求水準	「空調、換気設備については、設備の設置環境、運転 維持管理業務の業務実施体制・管理体制等を考慮し更 新、増設を行う」とありますが、具体的な更新、増設 する基準をご教示ください。	事業者にてご判断下さい。
579	要求水準書 （案）	別紙 14						真野浄水場 建築物	新設屋外トイレの規模、必要器具数をご教示くださ い。	屋外トイレに対する要求事項は要求水準書（案）P40 の表-16真野浄水場更新改良業務の要求水準の新設 （屋外トイレ）及び別紙14となります。これらを参 考に、事業者にてご検討ください。
580	要求水準書 （案）	別紙 14						真野浄水場 建築物	新設屋外トイレの設置位置をご教示ください。	事業者提案とします。
581	要求水準書 （案）	別紙 5						一般図	仰木低区配水地の資料に配水池（8000m <sup>3</sup> ）及び新送水 ポンプ棟を増設とありますが、送水ポンプ棟の規模、 構造は事業者の提案の範囲と考えてよろしいでしょ うか。規模、構造に指定があればご教示ください。	ご理解のとおりです。規模及び構造の指定はありま せん。
582	要求水準書 （案）	別紙 6							真野浄水場の脱水機のろ液は現在公共水路に放流され ているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
583	要求水準書 （案）	別紙 7						施設フロー図 （改良後）	改良後の施設フロー図では仰木住宅第一加圧ポンプ場 が「廃止」となっていますが、加圧ポンプ場の廃止に ついては、別途工事にて実施されるとの理解でよろし いでしょうか。	ご理解のとおりです。
584	要求水準書 （案）	別紙 9						設備一覧 機器 台帳（真野浄水 場）	真野浄水場以外の、新瀬田浄水場、柳ヶ崎浄水場、膳 所浄水場、八屋戸浄水場、その他場外施設（配水池、 加圧ポンプ場など）の設備一覧機器台帳は、今後開示 されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
585	要求水準書 （案）	別紙 9						設備一覧 機器 台帳（真野浄水 場）	一部、製造年月日が記載されていない機器が存在しま す。現在空欄となっている機器は、製造年月日が不明 であるとの理解でよろしいでしょうか。 これらの不明機器については、施設性能や設備劣化に よる損傷、補修・修繕費の増大等は、受託者の責め にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は要求水準書記載 のとおりとします。

**真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の  
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答**

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
586	要求水準書 （案）	別紙 9						設備一覧 機器 台帳（真野浄水 場）	一部、要求水準書（案）13ページに記載されている更新基準年数を超過している機器が存在します（例：掻寄機、送水ポンプNo. 3、浄水入口濁度計、取水電気伝導率計等）。 これらの機器は、貴市が取り組まれているアセットマネジメント等において、品質や健全性が確保されているとの理解でよろしいでしょうか。 また、これらの機器については、施設性能や設備劣化による損傷、補修・修繕費の増大等は、受託者の責めにはならないとの理解でよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は要求水準書記載のとおりとします。